

熊原第20 - 025号
令和2年12月23日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 北川 健一

原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質の加工の事業
に係る保安規定変更認可申請書の一部補正について

令和2年7月31日付け熊原第20 - 008号をもって申請致しました弊社熊取事業所に係る核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書を別紙のとおり一部補正致します。

本書の記載事項のうち [] 内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

別紙

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更の一部補正

1. 補正の内容

令和2年7月31日付け熊原第20-008号をもって申請した核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書を別添1のとおり一部補正する。また、補正後の「新旧対照表」を別添2に示す。

2. 補正の理由

- (1) 品質管理基準規則の解釈の例示を取り込むために記載を変更する。
- (2) 施設管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化のために記載を変更する。
- (3) 保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化のために記載を変更する。
- (4) 定期評価の削除を取り下げ、これに伴う記載の適正化のために記載を変更する。
- (5) その他記載の適正化のために記載を変更する。

以上

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>別紙</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化: 初期消火活動を設計想定事象に含め、第30条の3に集約。）</p>	<p>(ヤ) 調達物品等の検証（第12条の10）</p> <p>(キ) 個別業務の管理（第12条の11）</p> <p>(ク) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認（第12条の12）</p> <p>(エ) 識別管理（第12条の13）</p> <p>(ヨ) トレーサビリティの確保（第12条の14）</p> <p>(ワ) 組織の外部の者の物品（第12条の15）</p> <p>(フ) 調達物品の管理（第12条の16）</p> <p>(ン) 監視測定のための設備の管理（第12条の17）</p> <p>(あ) 監視測定、分析、評価及び改善（第12条の18）</p> <p>(い) 組織の外部の者の意見（第12条の19）</p> <p>(う) 保安内部監査（第13条）</p> <p>(え) プロセスの監視測定（第13条の2）</p> <p>(お) 機器等の検査等（第13条の3）</p> <p>(か) 不適合の管理（第14条）</p> <p>(き) データの分析及び評価（第14条の2）</p> <p>(く) 継続的な改善（第14条の3）</p> <p>(け) 是正処置等（第15条）</p> <p>(こ) 未然防止処置（第15条の2）</p> <p>② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。</p> <p>(ア) 安全文化の醸成（第3条の2）</p> <p>(イ) 保安品質マネジメントシステムの文書化（第4条の2）</p> <p>(ウ) 巡視・点検（第29条）</p> <p>(エ) 操作上の一般事項（第30条）</p> <p>(オ) 初期消火活動のための体制の整備（第30条の2）</p> <p>(カ) 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の3）</p> <p>(キ) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の4）</p> <p>(ク) 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保（第32条）</p> <p>(ケ) 保全区域（第45条の2）</p> <p>(コ) 施設管理に係る計画及び実施（第58条）</p> <p>(サ) 使用前事業者検査の実施（第59条の2）</p> <p>(シ) 定期事業者検査の実施（第59条の3）</p> <p>(ス) 定期事業者検査の報告（第59条の4）</p> <p>(セ) 施設定期自主検査（第60条）</p> <p>(ソ) 施設定期自主検査項目（第61条）</p> <p>(タ) 施設定期自主結果の報告（第62条）</p> <p>(チ) 施設管理方針及び施設管理目標（第62条の2）</p> <p>(ツ) 保全対象範囲の策定（第62条の3）</p> <p>(テ) 保全重要度の設定（第62条の4）</p>	<p>(ヤ) 調達物品等の検証（第12条の10）</p> <p>(キ) 個別業務の管理（第12条の11）</p> <p>(ク) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認（第12条の12）</p> <p>(エ) 識別管理（第12条の13）</p> <p>(ヨ) トレーサビリティの確保（第12条の14）</p> <p>(ワ) 組織の外部の者の物品（第12条の15）</p> <p>(フ) 調達物品の管理（第12条の16）</p> <p>(ン) 監視測定のための設備の管理（第12条の17）</p> <p>(あ) 監視測定、分析、評価及び改善（第12条の18）</p> <p>(い) 組織の外部の者の意見（第12条の19）</p> <p>(う) 保安内部監査（第13条）</p> <p>(え) プロセスの監視測定（第13条の2）</p> <p>(お) 機器等の検査等（第13条の3）</p> <p>(か) 不適合の管理（第14条）</p> <p>(き) データの分析及び評価（第14条の2）</p> <p>(く) 継続的な改善（第14条の3）</p> <p>(け) 是正処置等（第15条）</p> <p>(こ) 未然防止処置（第15条の2）</p> <p>② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。</p> <p>(ア) 安全文化の醸成（第3条の2）</p> <p>(イ) 保安品質マネジメントシステムの文書化（第4条の2）</p> <p>(ウ) 巡視・点検（第29条）</p> <p>(エ) 操作上の一般事項（第30条）</p> <p>(オ) 初期消火活動のための体制の整備（第30条の2）</p> <p>(カ) 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の3）</p> <p>(キ) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の4）</p> <p>(ク) 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保（第32条）</p> <p><u>(ケ) 通報連絡（第37条の2）</u></p> <p><u>(コ) 消火又は延焼の防止（第37条の3）</u></p> <p>(サ) 保全区域（第45条の2）</p> <p>(シ) 施設管理に係る計画及び実施（第58条）</p> <p>(ス) 使用前事業者検査の実施（第59条の2）</p> <p>(セ) 定期事業者検査の実施（第59条の3）</p> <p>(ソ) 定期事業者検査の報告（第59条の4）</p> <p>(タ) 施設定期自主検査（第60条）</p> <p>(チ) 施設定期自主検査項目（第61条）</p> <p>(ツ) 施設定期自主結果の報告（第62条）</p> <p>(テ) 施設管理方針及び施設管理目標（第62条の2）</p> <p>(ト) 保全対象範囲の策定（第62条の3）</p> <p>(ナ) 保全重要度の設定（第62条の4）</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>別紙</p> <p>（施設管理の記載の適正化及び定期評価の削除の取下げ。）</p> <p>（施設管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化:検査の力量の明確化。）</p> <p>（定期評価の削除の取下げに伴う記載の適正化。）</p> <p>（保全区域の明確化。）</p> <p>（記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	<p>(ト) 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視（第62条の5）</p> <p>(ナ) 保全計画の策定（第62条の6）</p> <p>(ニ) 保全の実施（第62条の7）</p> <p>(ヌ) 保全の結果の確認・評価（第62条の8）</p> <p>(ネ) 不適合管理、是正処置及び未然防止処置（第62条の9）</p> <p>(ノ) 保全の有効性評価（第62条の10）</p> <p>(ハ) 施設管理の有効性評価（第62条の11）</p> <p><u>(ヒ) 定期評価に係る計画及び実施（第94条）</u></p> <p><u>(フ) 定期評価に係る評価及び改善（第95条）</u></p> <p><u>(ヘ) 加工施設の定期的な評価（第96条）</u></p> <p>③ 記録事項の名称等を変更する。 (ア) 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。 (ア) 情報の共有及び公開（第15条の3） (イ) 職務（第17条） (ウ) 核燃料取扱主任者の職務（第19条） (エ) 核燃料安全委員会（第21条）</p> <p>(オ) 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練（第24条）</p> <p><u>(カ) 加工施設の操作に係る計画及び実施（第25条）</u></p> <p>(キ) 漏えい管理（第34条）</p> <p><u>(ク) 消火又は延焼の防止等（第37条の3）</u></p> <p>(ケ) 放射線管理に係る計画及び実施（第38条）</p> <p>(コ) 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2）</p> <p>(サ) 放射線測定器類の管理（第53条）</p> <p>(シ) 施設管理に係る計画及び実施（第58条）</p> <p>(ス) 施設管理に係る評価及び改善（第59条）</p> <p>(セ) 計器及び放射線測定器の校正（第59条の5）</p> <p>(ソ) 非常時用資機材の整備（第85条）</p> <p>(タ) 記録（第97条）</p> <p>(チ) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図（別図2-（2））</p> <p>(ツ) 保安活動関連文書階層図（別図4）</p> <p>(テ) 核燃料物質等を取り扱う加工施設（別表2（第27条、第62条の6第7項関係））</p> <p>(ト) 施設定期自主検査（別表13（第61条関係））</p> <p><u>(ナ) 定期事業者検査、点検及び巡視査（別表13の2（第59条の3、第62条の6第5項、第7項関係））</u></p> <p>(ニ) 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>(ヌ) 保安規定条項と規則、基準の関係（別表19（第4条の2、第10条の2、第11条関係））</p>	<p>(ニ) 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視（第62条の5）</p> <p>(ヌ) 保全計画の策定（第62条の6）</p> <p>(ネ) 保全の実施（第62条の7）</p> <p>(ノ) 保全の結果の確認・評価（第62条の8）</p> <p>(ハ) 不適合管理、是正処置及び未然防止処置（第62条の9）</p> <p>(ヒ) 保全の有効性評価（第62条の10）</p> <p>(フ) 施設管理の有効性評価（第62条の11）</p> <p><u>(ヘ) 経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針（第62条の12）</u></p> <p>③ 記録事項の名称等を変更する。 (ア) 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。 (ア) 情報の共有及び公開（第15条の3） (イ) 職務（第17条） (ウ) 核燃料取扱主任者の職務（第19条） (エ) 核燃料安全委員会（第21条）</p> <p><u>(オ) 力量、教育・訓練及び認識（第23条）</u></p> <p>(カ) 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練（第24条）</p> <p>(キ) 加工施設の操作に係る計画及び実施（第25条）</p> <p><u>(ク) 加工施設の操作に係る評価及び改善（第26条）</u></p> <p>(ケ) 漏えい管理（第34条）</p> <p>(コ) 放射線管理に係る計画及び実施（第38条）</p> <p>(サ) 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2）</p> <p>(シ) 放射線測定器類の管理（第53条）</p> <p>(ス) 施設管理に係る計画及び実施（第58条）</p> <p>(セ) 施設管理に係る評価及び改善（第59条）</p> <p>(ソ) 計器及び放射線測定器の校正（第59条の5）</p> <p>(タ) 非常時用資機材の整備（第85条）</p> <p><u>(チ) 加工施設の定期的な評価（第96条）</u></p> <p>(ツ) 記録（第97条）</p> <p>(テ) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図（別図2-（2））</p> <p><u>(ト) 管理区域及び保全区域図（別図2-（3））</u></p> <p>(ナ) 保安活動関連文書階層図（別図4）</p> <p>(ニ) 核燃料物質等を取り扱う加工施設（別表2（第27条、第62条の6第7項関係））</p> <p>(ヌ) 施設定期自主検査（別表13（第61条関係））</p> <p>(ネ) 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>(ノ) 保安規定条項と規則、基準の関係（別表19（第4条の2、第10条の2、第11条、<u>第19条、第21条関係）</u>）</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>別紙</p> <p>（施設管理の記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化及び個人線量計の管理の明確化、その他記載の適正化。）</p>	<p>（ネ）設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（添付1（第30条の3関係））</p> <p>（ノ）重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（添付2（第30条の4関係））</p> <p>(2) その他の記載の適正化を行う。</p> <p>① 目的（第1条）</p> <p>② 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の3）</p> <p>③ 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の4）</p> <p>④ 異常時の措置（第36条）</p> <p>⑤ 管理上の人区分（第47条）</p> <p>⑥ 被ばくの低減措置（第50条）</p> <p>⑦ 新規基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持（第65条の2）</p> <p>⑧ 放射性液体廃棄物（第74条）</p> <p>⑨ 放射性気体廃棄物（第75条）</p> <p>⑩ 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>4. 施行期日 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、<u>20日</u>以内に施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>（ハ）設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（添付1（第30条の3関係））</p> <p>（ヒ）重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（添付2（第30条の4関係））</p> <p><u>（フ）長期施設管理方針（添付3（第62条の12関係））</u></p> <p>(2) その他の記載の適正化を行う。</p> <p>① 目的（第1条）</p> <p>② <u>職務（第17条）</u></p> <p>③ <u>核燃料安全委員会（第21条）</u></p> <p>④ <u>加工施設の操作に係る評価及び改善（第26条）</u></p> <p>⑤ 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の3）</p> <p>⑥ 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の4）</p> <p>⑦ 異常時の措置（第36条）</p> <p>⑧ <u>放射線管理に係る評価及び改善（第39条）</u></p> <p>⑨ <u>管理区域（第40条）</u></p> <p>⑩ <u>管理区域の区分（第41条）</u></p> <p>⑪ <u>周辺監視区域（第46条）</u></p> <p>⑫ 被ばくの低減措置（第50条）</p> <p>⑬ <u>線量当量等の測定（第52条）</u></p> <p>⑭ <u>周辺監視区域内の運搬（第56条）</u></p> <p>⑮ 新規基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持（第65条の2）</p> <p>⑯ <u>核燃料物質の管理に係る評価及び改善（第67条）</u></p> <p>⑰ <u>放射性廃棄物管理に係る計画及び実施（第71条）</u></p> <p>⑱ <u>放射性廃棄物管理に係る評価及び改善（第72条）</u></p> <p>⑲ 放射性液体廃棄物（第74条）</p> <p>⑳ 放射性気体廃棄物（第75条）</p> <p>㉑ <u>非常時の措置に係る評価及び改善（第82条）</u></p> <p>㉒ <u>通報（第88条）</u></p> <p>㉓ <u>応急措置（第89条）</u></p> <p>㉔ <u>定期評価に係る評価及び改善（第95条）</u></p> <p>㉕ <u>線量当量等の測定（別表9（第52条、第74条、75条関係））</u></p> <p>㉖ <u>線量当量等の測定方法（別表10（第52条関係））</u></p> <p>㉗ <u>放射線測定器類（別表11（第53条関係））</u></p> <p>㉘ 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>㉙ <u>保安規定条項と規則、基準の関係（別表19（第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係））</u></p> <p>4. 施行期日 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、<u>30日</u>以内に施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年7月31日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 1 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）<u>」</u>第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）<u>」</u>第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所（以下「事業所」という。）の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって核燃料物質による災害を防止することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、事業所の加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第3条 社長、熊取事業所長（以下「所長」という。）、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時役員及び請負会社従業員は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関する安全を確保するため関係法令、及びこの規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 所長は、臨時役員及び請負会社従業員に核燃料物質等の取扱いに関する業務を行わせる場合、契約により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>3. 社長、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員及び従業員は、前項の臨時役員及び請負会社従業員以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。</p> <p>第3条の2 削除</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所（以下「事業所」という。）の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって核燃料物質による災害を防止することを目的とする。</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 7 月 31 日 付 け 申 請)	補 正 後
<p>新旧対照表 2 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保安品質マネジメントシステム</p> <p>(保安品質マネジメントシステムの目的)</p> <p>第 3 条の 3 原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び同規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条の 4 本章において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する用語の例による。</p> <p>また、本章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「保安活動」とは、事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第 2 条第 4 号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。</p> <p>(3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第 5 条第 1 項第 2 号に定める品質マニュアルのことをいう。</p> <p>(4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第 11 条に定める品質方針のことをいう。</p> <p>(5) 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第 12 条に定める品質目標のことをいう。</p> <p>(6) 「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第 46 条に定める内部監査のことをいう。</p> <p>(保安品質マネジメントシステムの適用範囲)</p> <p>第 3 条の 5 保安品質マネジメントシステムは、事業所の加工施設における保安活動に適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 保安品質マネジメントシステム</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条の 4 本章において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する用語の例による。</p> <p>また、本章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「保安活動」とは、事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第 2 条第 2 項第 4 号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。</p> <p>(3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第 5 条第 1 項第 2 号に定める品質マニュアルのことをいう。</p> <p>(4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第 11 条に定める品質方針のことをいう。</p> <p>(5) 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第 12 条に定める品質目標のことをいう。</p> <p>(6) 「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第 46 条に定める内部監査のことをいう。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 3ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（保安品質マネジメントシステムに係る要求事項）</p> <p>第4条 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>2. 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）</p> <p>(2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>3. 各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安文書」という。）に明記する。</p> <p>4. 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。</p> <p>(1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>(2) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること。</p>	<p>（保安品質マネジメントシステムに係る要求事項）</p> <p>第4条 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。<u>（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）</u></p> <p>2. 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。<u>（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、(1)から(3)の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）</u></p> <p>(1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）</p> <p>(2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ<u>（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</u></p> <p>(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響<u>（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</u></p> <p>3. 各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安文書」という。）に明記する。</p> <p>4. 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。</p> <p>(1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>(2) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 4ページ</p>	<p>(3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織（別図1に示す。）の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>(4) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>(5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>(6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。</p> <p>(7) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>(8) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。</p> <p>5. 社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・ 風通しの良い組織文化が形成されている。 ・ 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・ 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・ 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・ 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・ 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・ 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 <p>6. 各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第12条の8調達プロセスに従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。</p> <p>7. 社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 6ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（文書の管理）</p> <p>第4条の4 品質保証部長は、基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・ 文書の組織外への流出等の防止 ・ 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ・ 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順 <p>2. 品質保証部長及び品質・安全管理室長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。 (2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 (3) <u>前二号の審査及び前号の評価</u>には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 (4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 (5) 改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 (6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 (7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。 (8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。 <p>（記録の管理）</p> <p>第4条の5 各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>2. 品質保証部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第10条第2項及び第13条第6項に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。</p>	<p>（文書の管理）</p> <p>第4条の4 品質保証部長は、基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・ 文書の組織外への流出等の防止 ・ 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ・ 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順 <p>2. 品質保証部長及び品質・安全管理室長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。 (2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。<u>（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、(1)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）</u> (3) <u>(1)及び(2)の審査並びに(2)の評価</u>には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。<u>（ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。）</u> (4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。 (5) 改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 (6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 (7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。 (8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。 <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 8ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（保安品質方針）</p> <p>第6条 社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。</p> <p>(1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>（保安品質目標）</p> <p>第7条 <u>所長は管理責任者として</u>、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事項 ・ 必要な資源 ・ 責任者 ・ 実施事項の完了時期 ・ 結果の評価方法 <p>2. 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。</p> <p>3. 品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</p>	<p>変更なし</p> <p>（保安品質目標）</p> <p>第7条 <u>社長は、管理責任者である所長を通じて</u>、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事項 ・ 必要な資源 ・ 責任者 ・ 実施事項の完了時期 ・ 結果の評価方法 <p>2. 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。<u>（「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</u></p> <p>3. 品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 9ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（保安品質マネジメントシステムの計画）</p> <p>第7条の2 社長は、保安品質マネジメントシステムが第4条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。</p> <p>2. 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>(3) 資源の利用可能性</p> <p>(4) 責任及び権限の割当て</p> <p>（責任及び権限）</p> <p>第7条の3 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。</p> <p>（保安品質マネジメントシステム管理責任者）</p> <p>第7条の4 社長は、所長及び品質・安全管理室長に管理責任者として、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p>	<p>変更なし</p> <p>（責任及び権限）</p> <p>第7条の3 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。 <u>（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</u></p> <p>変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 10 ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（管理者）</p> <p>第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16条及び第17条に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>（組織の内部の情報の伝達）</p> <p>第7条の6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>（管理者）</p> <p>第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16条及び第17条に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。<u>（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。）</u></p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。<u>（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</u></p> <p>（組織の内部の情報の伝達）</p> <p>第7条の6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。<u>（「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第8条に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。）</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 11 ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（マネジメントレビュー）</p> <p>第8条 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）として、年1回以上保安委員会を開催する。</p> <p>2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>（マネジメントレビューに用いる情報）</p> <p>第9条 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 保安内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>(5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む）からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p>	<p>変更なし</p> <p>（マネジメントレビューに用いる情報）</p> <p>第9条 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 保安内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>(3) プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、<u>産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</u>）</p> <p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、<u>要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第13条の3において同じ。）</u>。）</p> <p>(5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む）からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年7月31日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 12 ページ</p> <p>(記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。)</p>	<p>(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p> <p>第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 (3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 (4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) (5) 関係法令の遵守に関する改善 <p>2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>	<p>(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p> <p>第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 <u>(「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)</u> (2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 (3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 (4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) (5) 関係法令の遵守に関する改善 <p>2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 13 ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 資源の管理</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長に明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>（要員の力量の確保及び教育訓練）</p> <p>第10条の3 所長又は各部長は、<u>要員が個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）を有することを第23条及び第24条に定める教育・訓練により実証し、各部長は第28条に基づいて確保した者を要員に充てる。</u></p> <p>2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、<u>第23条に定める保安教育並びに第25条及び第26条に定める加工施設の操作の計画、実施、評価及び改善に基づき次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>(2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>(3) 前号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p style="margin-left: 20px;">二 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p style="margin-left: 20px;">三 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 資源の管理</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長に<u>その資源を明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）</u></p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（<u>JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。</u>）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>（要員の力量の確保及び教育訓練）</p> <p>第10条の3 所長又は各部長は、<u>第23条及び第24条に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p>2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>(2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>(3) 前号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p style="margin-left: 20px;">二 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p style="margin-left: 20px;">三 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 14 ページ</p> <p>（定期評価の削除の取下げ。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>（個別業務に必要なプロセスの計画）</p> <p>第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <p>(1) 加工施設の操作 (2) 放射線管理 (3) 加工施設の施設管理 (4) 核燃料物質の管理 (5) 放射性廃棄物管理 (6) 非常時の措置</p> <p>2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>	<p>第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>（個別業務に必要なプロセスの計画）</p> <p>第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <p>(1) 加工施設の操作 (2) 放射線管理 (3) 加工施設の施設管理 (4) 核燃料物質の管理 (5) 放射性廃棄物管理 (6) 非常時の措置 <u>(7) 定期評価</u></p> <p>2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源 (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 15 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適した ものとする。</p> <p>（個別業務等要求事項として明確にすべき事項） 第11条の2 担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項に関する 基準及び関連標準において、明確に定める。 (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事 項 (2) 関係法令 (3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</p> <p>（個別業務等要求事項の審査） 第11条の3 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務 等要求事項の審査を要員に実施させる又は自ら実施する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を要員に確認させる 又は自ら確認する。 (1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。 (2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違す る場合においては、その相違点が解明されていること。 (3) 担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能 力を有していること。</p> <p>3. 担当部長は、第1項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に 係る記録を要員に作成させ又は自ら作成し、これを管理する。</p> <p>4. 担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改 訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周 知されるようにする。</p> <p>（組織の外部の者との情報の伝達等） 第11条の4 所長は、第11条第1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者から の情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当 部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。 ・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 ・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 ・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 ・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定におい て適切に考慮する方法</p>	<p>4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適した ものとする。</p> <p>（個別業務等要求事項として明確にすべき事項） 第11条の2 担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項に関する 基準及び関連標準において、明確に定める。 (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事 項 (2) 関係法令 (3) <u>(1)及び(2)</u>に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 17 ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（設計・開発に用いる情報）</p> <p>第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機能及び性能に係る要求事項 (2) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの (3) 関係法令 (4) その他設計・開発に必要な要求事項 <p>2. 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>（設計・開発の結果に係る情報）</p> <p>第12条の3 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。 3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に規定する保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。）。 (3) 合否判定基準を含むものであること。 (4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 	<p>（設計・開発に用いる情報）</p> <p>第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機能及び性能に係る要求事項 (2) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの (3) 関係法令 (4) その他設計・開発に必要な要求事項 <p>2. 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>（設計・開発の結果に係る情報）</p> <p>第12条の3 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。<u>（「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。 3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に規定する保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。）。 (3) 合否判定基準を含むものであること。 (4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

該当箇所	補 正 前 (令和2年7月31日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 19 ページ (記載の適正化。)</p>	<p>(設計・開発の妥当性確認) 第12条の6 担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>2. 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</p> <p>3. 担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(設計・開発の変更の管理) 第12条の7 担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>2. 担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>3. 担当部長は、前項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>4. 担当部長は、第2項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>(設計・開発の妥当性確認) 第12条の6 担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ設計・開発妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>2. 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</p> <p>3. 担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 20 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（調達プロセス）</p> <p>第12条の8 業務管理部長は、第12条の9から第12条の10に記載する事項を定めた調達管理に関する基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、<u>次項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>5. 担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>	<p>（調達プロセス）</p> <p>第12条の8 業務管理部長は、第12条の9から第12条の10に記載する事項を定めた調達管理に関する基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から<u>必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。（「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</u> ・ <u>一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</u> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>5. 担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 21 ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（調達物品等要求事項）</p> <p>第12条の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 (2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 (3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項 (5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 (6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (7) その他調達物品等に必要な要求事項 <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>（調達物品等の検証）</p> <p>第12条の10 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>（調達物品等要求事項）</p> <p>第12条の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 (2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 (3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項 (5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 (6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (7) その他調達物品等に必要な要求事項 <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。<u>（「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）</u></p> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 23 ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（識別管理） 第12条の13 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>（トレーサビリティの確保） 第12条の14 担当部長は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>（組織の外部の者の物品） 第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>（調達物品の管理） 第12条の16 担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p>	<p>（識別管理） 第12条の13 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。<u>（「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。）</u></p> <p>変更なし</p> <p>（組織の外部の者の物品） 第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。<u>（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</u></p> <p>変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 28 ページ</p> <p>（記載の適正化:検査の独立性に関し、第59条の2及び第59条の3の追記と整合して追記。）</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込みを追加。）</p>	<p>（機器等の検査等）</p> <p>第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（<u>補修、取替え、改造等</u>）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。</p> <p>6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>（機器等の検査等）</p> <p>第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。<u>これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないグループの者とする。</u></p> <p>2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。<u>（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</u></p> <p>6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 29 ページ</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（不適合の管理）</p> <p>第14条 所長は管理責任者として、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務を識別することを含む。）。</p> <p>2. 所長は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を基準に定める。</p> <p>3. 担当部長は、前項に定められた基準に従い、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>(1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>(3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>(4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>4. 担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。</p> <p>5. 担当部長は、第3項第1号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>6. 担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。</p> <p>（データの分析及び評価）</p> <p>第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。</p> <p>(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>(2) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>(4) 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>変更なし</p> <p>（データの分析及び評価）</p> <p>第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。</p> <p>(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>(2) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒 <u>（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）</u>となるものを含む。）</p> <p>(4) 調達物品等の供給者の供給能力</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 30 ページ （記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化:品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（継続的な改善）</p> <p>第14条の3 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>（是正処置等）</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>一 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>二 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>(2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>(5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>(7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2. 所長は、前項各号に掲げる事項について、基準に定める。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。</p> <p>4. 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。</p>	<p>（継続的な改善）</p> <p>第14条の3 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの<u>実効性を向上させるための</u>継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>（是正処置等）</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>一 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>二 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>(2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>(5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>(7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2. 所長は、前項各号に掲げる事項について、基準に定める。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。<u>（「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。）</u></p> <p>4. 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 33 ページ</p> <p>（施設管理の記載の適正化。）</p>	<p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から第15条の3のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標及び第62条の2の<u>施設管理目標の設定</u>を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、総務グループ長及び購買グループ長が行う、教育・訓練の実施管理及び保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理、並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。 また、第83条に定める事業所防災組織の救護消火係が実施する消火活動等、警備誘導係が実施する警備と誘導等、調達係が実施する調達、総務広報係が実施する事業所内外への連絡等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う、分析作業、燃料品質に係る検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。 また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長、製造技術グループ長及び輸送管理グループ長が行う、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を指揮監督する。 また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p>	<p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から第15条の3のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標の<u>設定</u>及び第62条の2に<u>基づき所長が定める施設管理目標に関する業務</u>を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、総務グループ長及び購買グループ長が行う、教育・訓練の実施管理及び保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理、並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。 また、第83条に定める事業所防災組織の救護消火係が実施する消火活動等、警備誘導係が実施する警備と誘導等、調達係が実施する調達、総務広報係が実施する事業所内外への連絡等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う、分析作業、燃料品質に係る検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。 また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長、製造技術グループ長及び輸送管理グループ長が行う、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を指揮監督する。 また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 34 ページ</p> <p>（記載の適正化） （保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び計量・廃棄物管理グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、管理区域への出入管理、受入仕様値への適合確認並びに放射線管理、放射性廃棄物の保管管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第 83 条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理、事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、情報 1 係が実施する通報・連絡、情報 2 係が実施する情報交換・相互協力及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長及び設備設計グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、各部長から依頼を受けた施設の保全、並びに施設・設備に係る設計・開発に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第 83 条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(7) 総務グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(10) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する技術支援に係る業務を行う。</p>	<p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び計量・廃棄物管理グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、管理区域への出入管理、受入仕様値への適合確認並びに放射線管理、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング</u>、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第 83 条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理、事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、情報 1 係が実施する通報・連絡、情報 2 係が実施する情報交換・相互協力及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長及び設備設計グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、各部長から依頼を受けた施設の保全、並びに施設・設備に係る設計・開発に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第 83 条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(7) 総務グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、<u>燃料品質に係る検査作業</u>及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(10) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する技術支援に係る業務を行う。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 35 ページ</p> <p>（記載の適正化） （保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p> <p>（定期評価の削除の取下げ。）</p>	<p>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(12) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。 また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び第21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。 環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、並びに管理区域への出入管理に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計量・廃棄物管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、並びに受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部長から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、異常時の措置、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、施設管理、記録及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査<u>及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査</u>に関する業務を行う。</p> <p>(12) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。 また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び第21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。 環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(14) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング</u>及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、並びに管理区域への出入管理に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計量・廃棄物管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、並びに受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を行う。</p> <p>(17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部長から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査<u>及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査</u>に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、異常時の措置、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、施設管理、<u>定期評価</u>、記録及び報告に関する業務を行う。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 36 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第4節 核燃料取扱主任者</p> <p>（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織（これらの指揮監督を受ける者を含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p> <p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。</p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">一 保安教育の計画、設計想定事象等対処活動訓練の計画及び非常時訓練の計画</p> <p style="padding-left: 20px;">二 <u>補修及び改造の計画並びに保全計画</u></p> <p style="padding-left: 20px;">三 定期事業者検査の実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">四 （工事）作業計画</p> <p style="padding-left: 20px;">五 製造計画</p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各基準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 核燃料取扱主任者</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。</p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">一 保安教育の計画、設計想定事象等対処活動訓練の計画及び非常時訓練の計画</p> <p style="padding-left: 20px;">二 保全計画</p> <p style="padding-left: 40px;">・ <u>点検計画</u></p> <p style="padding-left: 40px;">・ 定期事業者検査の実施計画</p> <p style="padding-left: 40px;">・ <u>設計及び工事の計画</u></p> <p style="padding-left: 40px;">・ <u>特別な保全計画</u></p> <p style="padding-left: 20px;">三 （工事）作業計画</p> <p style="padding-left: 20px;">四 製造計画</p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各基準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 38 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第8節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の計画に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 定期事業者検査に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、設計想定事象等対処活動訓練の年次計画及び非常時訓練の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の改定及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める保安内部監査に関する基準を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び保全に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項</p> <p>(5) 設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち廻り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p> <p>（答申及び勧告の尊重）</p> <p>第22条 所長は、核燃料安全委員会の答申及び前条第3項における審議依頼者への勧告を尊重しなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項に係る答申及び勧告の内容、並びにこれに関して講じた処置等の必要な事項について、関係者に通知しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の計画に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 定期事業者検査に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、設計想定事象等対処活動訓練の年次計画及び非常時訓練の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の変更及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める保安内部監査に関する基準を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び保全に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項</p> <p>(5) 設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち廻り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 39 ページ</p> <p>（施設管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化:検査の力量の明確化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>—</p>	<p style="text-align: center;">第3章 教育・訓練</p> <p>（力量、教育・訓練及び認識）</p> <p>第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 業務管理部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、業務管理部長に報告する。</p> <p>(3) 原子燃料工業株式会社東海事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は、原子燃料工業株式会社東海事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。</p> <p>(4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、原則として事業所従業員自らが実施する。ただし、請負会社従業員等に保安教育を実施させる場合、業務管理部長は、必要な教育内容を請負会社従業員等に提示するとともに、その結果を報告させ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>(5) 業務管理部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。</p> <p>(6) 業務管理部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、加工施設の操作に必要な力量を有することを認定する。</p> <p>(2) 各部長は、<u>前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、検査に必要な力量を有することを認定する。</u></p> <p>(3) 各部長は、<u>(1)及び(2)の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</u></p> <p>4. 各部長は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について業務管理部長に報告する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>5. 所長は、第2項(6)、第3項(3)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて基準を改訂し、次年度の保安教育及び教育・訓練に反映する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 40 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練）</p> <p>第24条 業務管理部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、従業員等に対する訓練として、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（第19条、第21条、第24条以降において以下「設計想定事象等対処活動」という。）の訓練及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>3. 業務管理部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改定の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>	<p>（設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練）</p> <p>第24条 業務管理部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、従業員等に対する訓練として、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（第19条、第21条、第24条以降において以下「設計想定事象等対処活動」という。）の訓練及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>3. 業務管理部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改訂の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 41 ページ</p> <p>（第37条の2及び第37条の3を第30条の3に統合し削除。）</p> <p>（記載の適正化:異常に警報作動を含む。）</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。</p> <p><u>所長は、第37条の2から第37条の3に記載する事項を定めた初期消火活動に係る計画として、基準を定める。</u></p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うにあたっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画として、各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の3から第30条の4及び第36条から第37条の<u>3</u>の業務を実施させる。</p> <p>（加工施設の操作に係る評価及び改善）</p> <p>第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条の<u>3</u>に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改<u>定</u>する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。</p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うにあたっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画<u>（異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。）</u>として、各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の3から第30条の4及び第36条から第37条の業務を実施させる。</p> <p>（加工施設の操作に係る評価及び改善）</p> <p>第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改<u>訂</u>する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 44 ページ</p> <p>（第37条の2及び第37条の3を第30条の3に統合する適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. <u>所長</u>は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。<u>この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</u></p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. <u>各部長</u>は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 45 ページ</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故に係る加工施設の保全に関する措置が、許可を踏まえたものであることを注釈する適正化。）</p>	<p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p>	<p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置[※]）</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p><u>※： 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 46 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備）</p> <p>第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備</p> <p>(2) 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(4) 非常用電源設備</p> <p>(5) 監視用放射線測定器</p> <p>2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第32条 各部長は、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第32条 各部長は、<u>第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし</u>、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 49 ページ</p> <p>（記載の適正化: 異常に警報作動を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。</p> <p>（異常時における設備の手動による作動）</p> <p>第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常（<u>異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。</u>）を含む。）、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 50 ページ</p> <p>（第37条の2及び第37条の3を第30条の3に統合し削除。）</p> <p>（第37条の2及び第37条の3を第30条の3に統合し削除。）</p>	<p style="text-align: center;">第6節 初期消火活動</p> <p>（通報連絡） 第37条の2 事業所において火災を発見した者は、第25条第1項の基準に従い、必要な通報連絡を行う。</p> <p>（消火又は延焼の防止等） 第37条の3 初期消火活動を行う者は、粉末消火器により消火を行い火災の拡大を防止する。 第30条の3第1項(1)に定める初期消火活動のため招集の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し初期消火活動を行う。粉末消火器による消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6節 削除</u></p> <p><u>第37条の2 削除</u></p> <p><u>第37条の3 削除</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 51 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（放射線管理に係る計画及び実施）</p> <p>第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、第45条の2、第46条及び第46条の2に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた放射線管理に関する基準を定める。 業務管理部長は、保全区域を明示し、第45条の2に記載する保全区域についての管理措置、第46条及び第46条の2に記載する事項を定めた周辺監視区域に関する基準を定める。 燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p> <p>（放射線管理に係る評価及び改善）</p> <p>第39条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第40条から第57条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（放射線管理に係る評価及び改善）</p> <p>第39条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第40条から第57条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 52 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>—</p>	<p style="text-align: center;">第2節 区域管理</p> <p>（管理区域）</p> <p>第40条 管理区域は、<u>別図2－（2）及び別図2－（3）</u>に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。</p> <p>5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。</p> <p>(2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が浸入しないように対策を講じること。</p> <p>(3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>(4) 必要に応じてしゃへい等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p>
<p>（記載の適正化。）</p>		<p>（管理区域の区分）</p> <p>第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき<u>別図2－（2）及び別図2－（3）</u>のとおり区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：（第2種管理区域）</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：（第1種管理区域）</p> <p>2. 環境安全部長は、前項(2)の第1種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 54 ページ （記載の適正化。）</p> <p>（加工規則第7条の2の9の記載に即した適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（保全区域） 第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図2に示す区域とする。</p> <p>2. 業務管理部長は、保全区域を標識等によって区別する。</p> <p>3. 業務管理部長は、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。</p> <p>（周辺監視区域） 第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2に示す区域とする。</p> <p>2. 業務管理部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>（加工施設への人の不法な侵入等の防止） 第46条の2 業務管理部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。</p> <p>(2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。</p> <p>(3) []における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動にあたっては、第56条及び第69条に従う。</p> <p>(4) []敷地外から爆発物又は有害物質が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。</p> <p>(5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。</p>	<p>（保全区域） 第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図2－（2）及び別図2－（3）に示す区域とする。</p> <p>2. 業務管理部長は、保全区域を標識等によって区別する。</p> <p>3. 業務管理部長は、<u>管理の必要性</u>に応じて保全区域への立入制限、<u>鍵の管理</u>、<u>物品の持出制限</u>等の措置を講じる。</p> <p>（周辺監視区域） 第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2－（1）及び別図2－（2）に示す区域とする。</p> <p>2. 業務管理部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 55 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>（管理上の人の区分）</p> <p>第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者（<u>原子力規制検査に基づく監督のために管理区域に一時的に立ち入る原子力規制庁職員を含む。</u>）。</p> <p>（線量限度）</p> <p>第48条 放射線業務従事者の線量限度は、別表7に定める値とする。</p> <p>2. 放射線業務従事者の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、環境安全部長は当該放射線業務従事者の管理区域への立入禁止を指示する。</p> <p>（線量の評価及び通知）</p> <p>第49条 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を別表8に定める。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて評価する。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。ただし、社員以外の者にあつては、当該事業者を通じて通知する。</p> <p>（被ばくの低減措置）</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>（管理上の人の区分）</p> <p>第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 57 ページ</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第4節 線量当量等の測定</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p>第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空气中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p>（放射線測定器類の管理）</p> <p>第53条 環境安全部長は、第62条の6に定める保全計画における点検計画の一つとして、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 線量当量等の測定</p> <p>（線量当量等の測定）</p> <p>第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空气中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p><u>4. 環境安全部長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。</u></p> <p>（放射線測定器類の管理）</p> <p>第53条 環境安全部長は、<u>第59条の5に基づき</u>、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 58 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>—</p>	<p style="text-align: center;">第5節 物品移動の管理</p> <p>（第1種管理区域外への移動）</p> <p>第54条 環境安全部長は、第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。</p> <p>（管理区域外への移動）</p> <p>第55条 核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、環境安全部長は、必要に応じてしゃへい等の措置が講じられ、線量当量率が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。</p> <p>（周辺監視区域内の運搬）</p> <p>第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p>2. <u>各部長は、「核燃料物質等の工場又事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</u></p> <p>（周辺監視区域外への運搬）</p> <p>第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じ、措置結果を所長に報告する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 59 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(施設管理に係る計画及び実施)</p> <p>第58条 設備管理部長は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。）の計画として、第59条の2から第65条の2に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持に関する基準を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。<u>また、各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の2の業務を実施させる。</u></p> <p>(施設管理に係る評価及び改善)</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条の2に記載する事項<u>に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</u></p> <p>2. <u>前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(施設管理に係る計画及び実施)</p> <p>第58条 設備管理部長は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。）の計画として、第59条の2から第65条の2に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持に関する基準を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の2の業務<u>（ただし、第62条の2第1項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除く。）</u>を実施させる。</p> <p>(施設管理に係る評価及び改善)</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条の2に記載する事項<u>（ただし、第62条の2第1項に記載する事項を除く。）</u>に関して、<u>第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の11の施設管理の有効性評価の結果を確認し、設備管理部長に報告する。ただし、設備管理部長自らに対する報告の必要はない。</u></p> <p>2. <u>設備管理部長は、前項の報告を踏まえ、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 60 ページ</p> <p>（検査の独立性の 明確化。）</p>	<p style="text-align: center;">第1節の2 使用前事業者検査</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員を配置する。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) <u>検査に係る要員</u>の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 設工認に従って行われたものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、当該検査を統括する検査実施責任者を自ら務める又はあらかじめ指名する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。</p> <p>(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>6. 所長は、使用前事業者検査について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設の使用を許可する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節の2 使用前事業者検査</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、<u>検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、</u>独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を<u>検査員として</u>配置する。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) <u>検査員</u>の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 設工認に従って行われたものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、<u>検査員の中から</u>当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。</p> <p>(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>6. 所長は、使用前事業者検査について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設の使用を許可する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 61 ページ</p> <p>（検査の独立性の明確化。）</p> <p>（記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	<p style="text-align: center;">第1節の3 定期事業者検査</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員を配置する。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。定期事業者検査を行う対象、検査内容等は別表13の2のとおりとする。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う定期事業者検査を免除する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) <u>検査に係る要員</u>の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、当該検査を統括する検査実施責任者を自ら務める又はあらかじめ指名する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>（定期事業者検査の報告）</p> <p>第59条の4 担当グループ長は、定期事業者検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、環境安全部長に通知する。通知を受けた環境安全部長は、各定期事業者検査の結果を取りまとめ、定期事業者検査報告書を作成する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節の3 定期事業者検査</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、<u>検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）</u>又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を<u>検査員</u>として配置する。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。定期事業者検査を行う対象、検査内容等は、<u>第62条の6に定める保全計画に基づくもの</u>とする。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う定期事業者検査を免除する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) <u>検査員</u>の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、<u>検査員の中から</u>当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 64 ページ</p> <p>（施設管理に関する記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>第2節の2 施設管理の実施に関する計画</p> <p>（施設管理方針及び施設管理目標）</p> <p>第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理に関する方針（第4条の2、第62条の2以降において以下「施設管理方針」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度（以下「保全重要度」という。）が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。第4条の2、第9条、第17条、第62条の2以降において以下「施設管理目標」という。）を、<u>各部長に定めさせる</u>。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>（保全対象範囲の策定）</p> <p>第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲（以下「保全対象範囲」という。）として、以下の設備を選定する。</p> <p>(1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備</p> <p>(2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(3) その他自ら定める設備</p> <p>（保全重要度の設定）</p> <p>第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度に応じたものとする。</p> <p>（保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視）</p> <p>第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。</p> <p>2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p>	<p>第2節の2 施設管理の実施に関する計画</p> <p>（施設管理方針及び施設管理目標）</p> <p>第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理に関する方針（第4条の2、第62条の2以降において以下「施設管理方針」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。<u>さらに、第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</u></p> <p>2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度（以下「保全重要度」という。）が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。第4条の2、第9条、第17条、第62条の2以降において以下「施設管理目標」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>（保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視）</p> <p>第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。</p> <p>2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。<u>なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 65 ページ</p> <p>（記載の適正化）</p> <p>（施設管理の記載の適正化：経年劣化の技術評価及び長期施設管理方針について、第62条の12を新設し移管。）</p>	<p>4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>（保全計画の策定）</p> <p>第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定にあたっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p> <p>(1) 点検計画</p> <p>(2) 設計および工事の計画</p> <p>(3) 特別な保全計画</p> <p>2. 各部長は、保全計画の策定にあたって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</p> <p>(1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>(2) 使用環境及び設置環境</p> <p>(3) 劣化、故障モード</p> <p>(4) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>(5) 科学的知見</p> <p>3. 各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>4. <u>設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、10年を超えない期間毎に加工施設の経年劣化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。長期施設管理方針は、第62条の2に規定する施設管理方針とともに、施設管理における各種活動を一体として実施する。</u></p> <p><u>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p>	<p>4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>（保全計画の策定）</p> <p>第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定にあたっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p> <p>(1) 点検計画</p> <p><u>(2) 定期事業者検査の実実施計画</u></p> <p>(3) 設計及び工事の計画</p> <p><u>(4) 巡視の計画</u></p> <p><u>(5) 特別な保全計画</u></p> <p>2. 各部長は、保全計画の策定にあたって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</p> <p>(1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>(2) 使用環境及び設置環境</p> <p>(3) 劣化、故障モード</p> <p>(4) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>(5) 科学的知見</p> <p>3. 各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 66 ページ</p> <p>（記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p> <p>（第59条の3を引用。）</p>	<p>5. 各部長は、<u>別表13の2</u>に示す点検を含めて、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。</p> <p>(1) <u>構築物、設備及び機器</u>の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> a. 時間基準保全 b. 状態基準保全 二 事後保全 <p>(2) 選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 時間基準保全 <ul style="list-style-type: none"> a. 具体的な点検方法 b. <u>構築物、設備及び機器</u>が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 c. 実施頻度 d. 実施時期 <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> 二 状態基準保全 <ul style="list-style-type: none"> a. <u>構築物、設備及び機器</u>の状態を監視するために必要なデータ項目 b. 点検の具体的方法 c. 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 d. 実施頻度 e. 実施時期 f. 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 三 事後保全 <ul style="list-style-type: none"> a. 機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。 <p>(3) <u>点検を実施する構築物、設備及び機器</u>が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業者検査の具体的方法 二 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認するために必要な事業者検査の項目、<u>評価方法及び管理基準</u> 三 事業者検査の実施時期 	<p>4. 各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。</p> <p>(1) <u>建物・構築物及び設備・機器</u>の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> a. 時間基準保全 b. 状態基準保全 二 事後保全 <p>(2) 選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 時間基準保全 <ul style="list-style-type: none"> a. 具体的な点検方法 b. <u>建物・構築物及び設備・機器</u>が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 c. 実施頻度 d. 実施時期 <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> 二 状態基準保全 <ul style="list-style-type: none"> a. <u>建物・構築物及び設備・機器</u>の状態を監視するために必要なデータ項目 b. 点検の具体的方法 c. 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 d. 実施頻度 e. 実施時期 f. 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 三 事後保全 <ul style="list-style-type: none"> a. 機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。 <p>5. <u>各部長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器</u>が、所定の機能を発揮し得る状態にある<u>期間（一定の期間）</u>について第59条の3に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、<u>定期事業者検査の実施計画として</u>次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>期間（一定の期間）</u>を確認・評価するために必要な<u>定期事業者検査</u>の項目 二 <u>定期事業者検査</u>の具体的方法 三 評価方法及び管理基準 四 <u>定期事業者検査</u>の実施時期

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 67 ページ</p> <p>（記載の適正化:丸括弧番号の並べ替え。: (2)→(4)、(3)→(2)、(4)→(5)、(5)→(3)）</p> <p>（第59条の2を引用。）</p> <p>（記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。） （巡視には多角的な視点を含むことを明確化。）</p>	<p>6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 担当部長は、工事を実施する<u>構築物、設備及び機器</u>が、所定の機能を発揮し得る状態にある<u>一定の期間</u>を事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 事業者検査の具体的方法</p> <p style="margin-left: 2em;">二 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>一定の期間</u>を確認・評価するために必要な事業者検査の項目、<u>評価方法及び管理基準</u></p> <p style="margin-left: 2em;">三 事業者検査の実施時期</p> <p>(3) 担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については第64条にそれぞれ規定する（工事）作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。</p> <p>(4) 担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。</p> <p>(5) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画に保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</p> <p>7. 各部長は、<u>別表13の2に示す巡視を含めて、巡視の計画及び実施に関して</u>、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。</p>	<p>6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については第64条にそれぞれ規定する（工事）作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。</p> <p>(3) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画に保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</p> <p>(4) 担当部長は、工事を実施する<u>建物・構築物及び設備・機器</u>が、所定の機能を発揮し得る状態にある<u>こと</u>を、<u>第59条の2に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験</u>（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>こと</u>を確認・評価するために必要な<u>使用前事業者検査及び試験等</u>の項目</p> <p style="margin-left: 2em;">二 <u>使用前事業者検査及び試験等</u>の具体的方法</p> <p style="margin-left: 2em;">三 評価方法及び管理基準</p> <p style="margin-left: 2em;">四 <u>使用前事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p>(5) 担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。</p> <p>7. 各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。<u>巡視は、第30条の3、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 68 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（有効性評価には 使用前事業者検査 等も含むため、各部 長が結果を確認す ることを明確化す る。）</p>	<p>8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状態（停止）等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。</p> <p>(2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する<u>構築物及び機器</u>が所定の機能を発揮し得る状態にある<u>一定の期間</u>を点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 点検の具体的方法 二 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>一定の期間</u>を確認・評価するために必要な点検の項目、<u>評価方法及び管理基準</u> 三 点検の実施時期 <p>（保全の実施）</p> <p>第62条の7 各部長は、第62条の6で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>2. 各部長は、保全の実施にあたって、必要な設計・開発については第12条による設計・開発管理を実施し、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画による工事管理を実施する。</p> <p>3. 各部長は、保全の結果について記録し、保管する。</p> <p>（保全の結果の確認・評価）</p> <p>第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した<u>構築物及び機器</u>の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>2. 担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。</p> <p>3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p>	<p>8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状態（停止）等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。</p> <p>(2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する<u>建物・構築物及び設備・機器</u>が所定の機能を発揮し得る状態にある<u>こと</u>を点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>こと</u>を確認・評価するために必要な点検の項目 二 点検の具体的方法 三 評価方法及び管理基準 四 点検の実施時期 <p>変更なし</p> <p>（保全の結果の確認・評価）</p> <p>第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した<u>建物・構築物及び設備・機器</u>の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>2. 担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。 <u>各部長は、使用前事業者検査等の実施の結果を確認する。</u></p> <p>3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 69 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（不適合管理、是正処置及び未然防止処置）</p> <p>第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 保全を実施した<u>構築物、設備及び機器</u>が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。</p> <p>4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p> <p>（保全の有効性評価）</p> <p>第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報（第62条の5の保全活動管理指標を含む。）を収集し、故障および補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。</p> <p>2. <u>設備管理部長</u>は、<u>保全の有効性評価の結果</u>を踏まえ、<u>構築物、設備及び機器</u>の保全方式を変更する場合は、第62条の6第5項に基づき保全方式を選定する。</p> <p>3. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>（施設管理の有効性評価）</p> <p>第62条の11 設備管理部長は、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2. 設備管理部長は、施設管理の有効性評価の結果と改善の必要性について、所長へ報告する。</p>	<p>（不適合管理、是正処置及び未然防止処置）</p> <p>第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 保全を実施した<u>建物・構築物及び設備・機器</u>が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。</p> <p>4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p> <p>（保全の有効性評価）</p> <p>第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報（第62条の5の保全活動管理指標を含む。）を収集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。</p> <p>2. <u>各部長</u>は、<u>前項の報告</u>を踏まえ、<u>建物・構築物及び設備・機器</u>の保全方式を変更する場合は、第62条の6第4項に基づき保全方式を選定する。</p> <p>3. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠<u>及び必要</u>となる改善内容について記録する。</p> <p>変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 70 ページ</p> <p>（施設管理の記載の適正化:経年劣化の技術評価及び長期施設管理方針について、第62条の12を新設。）</p>	<p>—</p>	<p><u>（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）</u></p> <p><u>第62条の12 設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、加工施設の保全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。また、設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</u></p> <p><u>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p><u>2. 第1項の評価は、10年を超えない期間ごとに、再評価を行う。</u></p> <p><u>3. 長期施設管理方針は、第62条の2に規定する長期施設管理方針を施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ、添付3に示すものとする。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 72 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の計画に従って工事が完了し、加工施設全体の性能について使用前確認証の交付を受けるまでの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) 担当グループ長は、第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査を実施する。</p> <p>(2) <u>担当部長</u>は、第62条の6第1項から第6項に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</p> <p>(3) <u>所長</u>は、第62条の6第7項に定める巡視を行わせる。</p> <p>2. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される当該検査の対象設備等については、当該検査に合格するまでの間、前項各号に定める事項により、その機能を維持する。</p>	<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の計画に従って工事が完了し、加工施設全体の性能について使用前確認証の交付を受けるまでの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) 担当グループ長は、第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査を実施する。</p> <p>(2) <u>各部長</u>は、第62条の6に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</p> <p>(3) <u>各部長</u>は、第62条の6第7項に定める巡視を行わせる。</p> <p>2. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される当該検査の対象設備等については、当該検査に合格するまでの間、前項各号に定める事項により、その機能を維持する。</p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 7 月 31 日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 73 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p>—</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 核燃料物質の管理</p> <p>(核燃料物質の管理に係る計画及び実施)</p> <p>第 6 6 条 燃料製造部長は、第 68 条に記載する事項を定めた核燃料物質の受入れ、払出しに関する基準を定める。 各部長は、第 17 条に定める職務に従い、第 69 条から第 70 条に記載する事項を定めた核燃料物質の運搬及び貯蔵に関する各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第 68 条から第 70 条の業務を実施させる。</p> <p>(核燃料物質の管理に係る評価及び改善)</p> <p>第 6 7 条 各部長は、前条第 1 項に定めた基準に従い、第 68 条から第 70 条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第 1 項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p> <p>(核燃料物質の受入れ、払出し)</p> <p>第 6 8 条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第 57 条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 環境安全部長は、核燃料物質を受け入れる前に、核燃料物質が別表 14 の受入仕様値に適合することを確認する。</p> <p>(核燃料物質の運搬)</p> <p>第 6 9 条 各部長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取り扱う等加工規則第 7 条の 6 に規定されている措置を講じる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 75 ページ</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>—</p>	<p style="text-align: center;">第8章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る計画及び実施）</p> <p>第71条 環境安全部長は、第72条の2に記載する事項を定めた、加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング</u>及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理に関する各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る評価及び改善）</p> <p>第72条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第72条の2から第75条の2に記載する事項に対する結果を確認し、環境安全部長に報告する。ただし、環境安全部長自らに対する報告の必要はない。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</p> <p>（廃棄物の仕掛品）</p> <p>第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2－(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p> <p>(2) 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、(工事)作業計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図2－(3)に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p> <p>(3) 廃棄物の仕掛品のうち使用済フィルタについては、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する、又は前号の措置を講じる。また、これらの措置を行うまでの間、必要に応じて、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図2－(3)に示す第2－1混合室又は第2フィルタ室の廃棄物の仕掛品の保管場所に移送して金属製容器に収納する。</p> <p>(4) 廃棄物の仕掛品が大型機器等であって金属製容器に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 77 ページ</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p>	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2－（2）の一般排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p>9. 環境安全部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p>10. 前項の保管にあたっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第2廃棄物貯蔵棟とする。</p> <p>11. 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2－（2）の一般排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p><u>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p> <p><u>9.</u> 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p><u>10.</u> 環境安全部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p><u>11.</u> 前項の保管にあたっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第2廃棄物貯蔵棟とする。</p> <p><u>12.</u> 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 78 ページ</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p>	<p>（放射性気体廃棄物）</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ（排気用モニタ）等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>（放射性廃棄物でない廃棄物）</p> <p>第75条の2 環境安全部長は、第2種管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>（放射性気体廃棄物）</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ（排気用モニタ）等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p><u>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p> <p>変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 80 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>—</p>	<p style="text-align: center;">第10章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（非常時の措置に係る計画及び実施）</p> <p>第81条 所長は、第83条から第93条に記載する事項を定めた非常時の措置に係る計画として、基準を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第83条から第93条（ただし、第88条及び第89条を除く。）の業務を実施させる。 各部長は、第1項に定めた基準に基づいて、第88条及び第89条の業務を実施させる。</p> <p>（非常時の措置に係る評価及び改善）</p> <p>第82条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第83条から第93条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 81 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p>（非常対策組織）</p> <p>第83条 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに対策活動を行えるよう緊急対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的援助を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する事業所防災組織をあらかじめ定めておく。事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。別図6に事業所防災組織の組織図を示す。</p> <p>2. 緊急対策本部の本部長には所長があたる。ただし、所長が不在の場合に備えて、所長はあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>3. 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに第16条に定める管理組織から事業所防災組織へ移行させる。</p> <p>（非常時の要員）</p> <p>第84条 所長は、事業所防災組織に、緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。別表20に緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務を示す。</p> <p>（非常時用資機材の整備）</p> <p>第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、<u>第62条の6第7項に定める巡視により保管状況の把握に努める。また、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。</u></p> <p>（通報系統）</p> <p>第86条 所長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>（非常時の処置要領）</p> <p>第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（非常時用資機材の整備）</p> <p>第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材（以下「非常時用資機材」という。）をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。<u>各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 82 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>—</p>	<p style="text-align: center;">第3節 初期活動</p> <p>（通 報）</p> <p>第88条 <u>担当部長は、第36条に係る加工施設の異常状態に関して、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに所長、核燃料取扱主任者、関係部長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。</u></p> <p>（応急措置）</p> <p>第89条 前条の通報を受けた<u>関係部長は、直ちに前条に係る事態</u>の状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 84 ページ</p> <p>（記載の適正化:第96条第3項及び第4項は第62条の12（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に継承して移管して適正化し、他の条項の削除は取り下げる。）</p>	<p style="text-align: center;"><u>第11章 削除</u></p> <p><u>第94条 削除</u></p> <p><u>第95条 削除</u></p> <p><u>第96条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第11章 定期評価</u></p> <p style="text-align: center;">（定期評価に係る計画及び実施）</p> <p><u>第94条 所長は、第96条に記載する事項を定めた定期評価に関する基準を定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第96条の業務を実施させる。</u></p> <p style="text-align: center;">（定期評価に係る評価及び改善）</p> <p><u>第95条 担当部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第96条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</u></p> <p style="text-align: center;">（加工施設の定期的な評価）</p> <p><u>第96条 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>品質保証活動</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>運転管理</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>施設管理</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) <u>核燃料物質管理</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(5) <u>放射線管理及び環境モニタリング</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(6) <u>放射性廃棄物管理</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(7) <u>事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(8) <u>事故、故障等の経験反映状況</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>安全研究成果の反映状況</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>技術開発成果の反映状況</u></p>

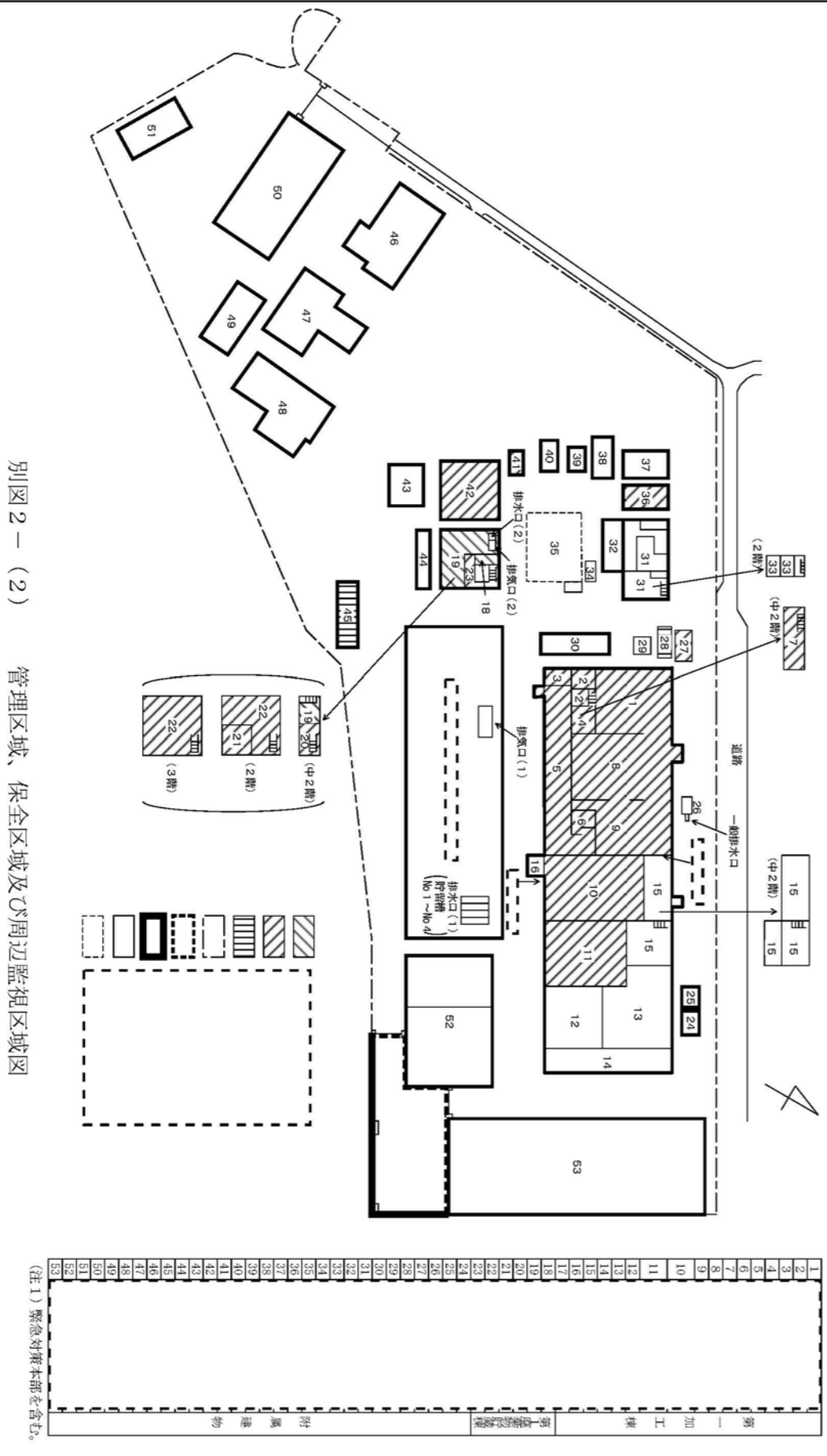
該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 85 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>（記録）</p> <p>第97条 品質保証部長は、別表18に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する基準を定める。この基準には、別表18第1項7に該当する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p> <p>（報告）</p> <p>第98条 各部長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(5) 加工規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずる事態が生じたと判断した場合</p> <p>2. 所長は、あらかじめ連絡責任者を定める。また、所長は、前項の報告を受けた場合、社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>3. 所長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>(1) 非常時体制を発令した場合</p> <p>(2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p>	<p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>（記録）</p> <p>第97条 品質保証部長は、別表18に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する基準を定める。この基準には、別表18第1項7に該当する品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

該当箇所

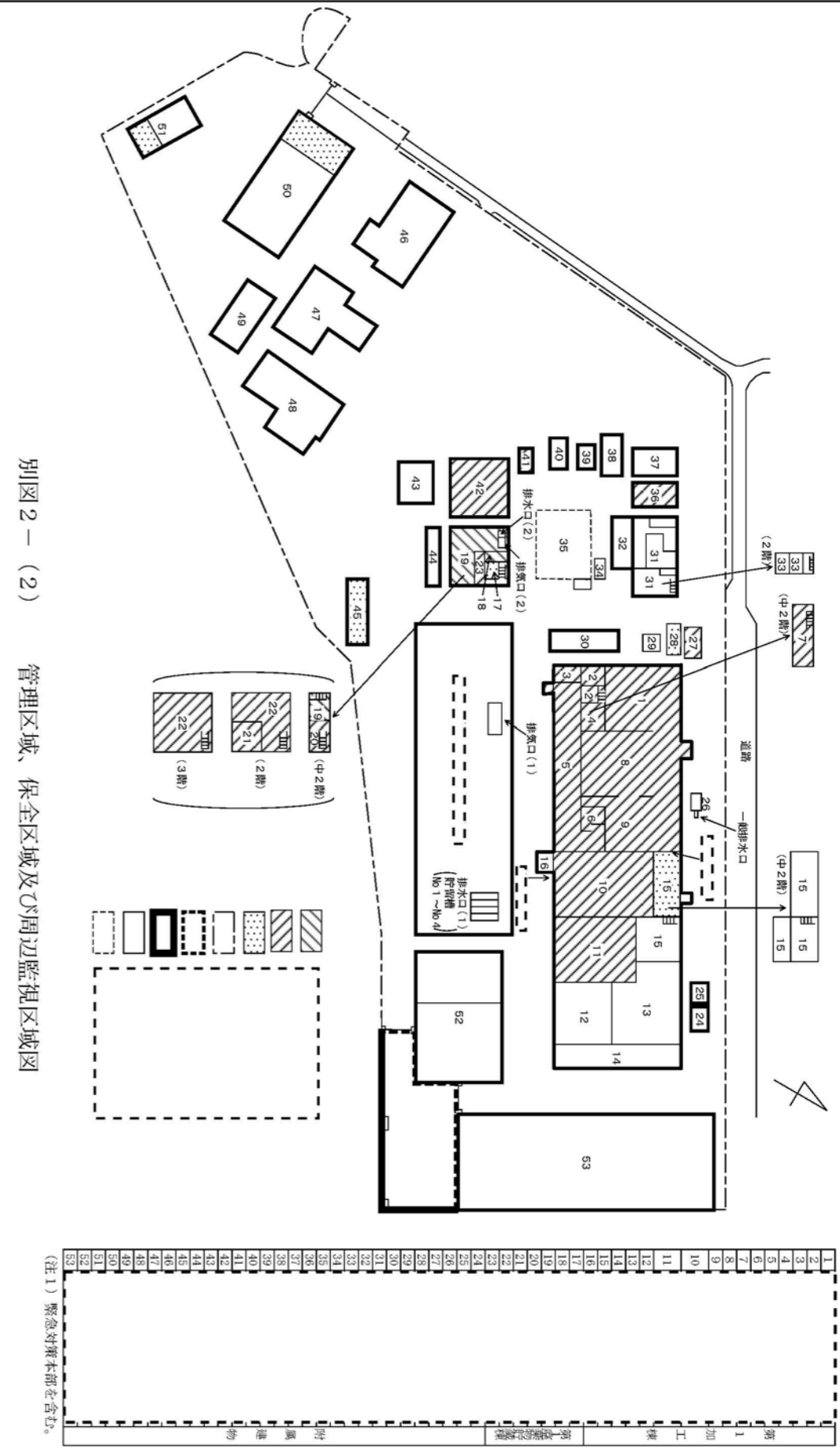
新旧対照表
87 ページ

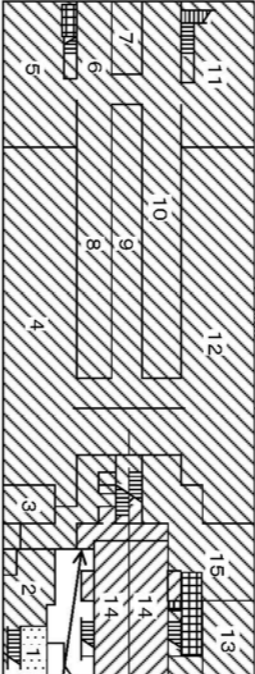
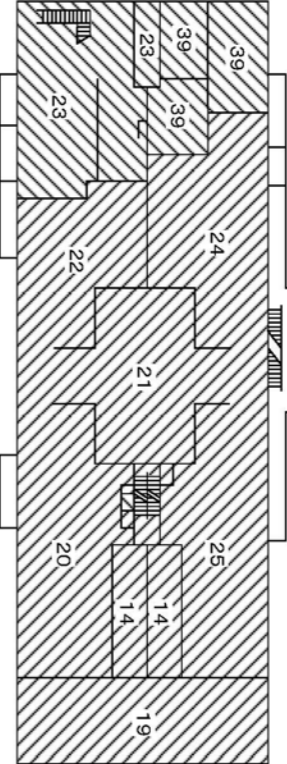
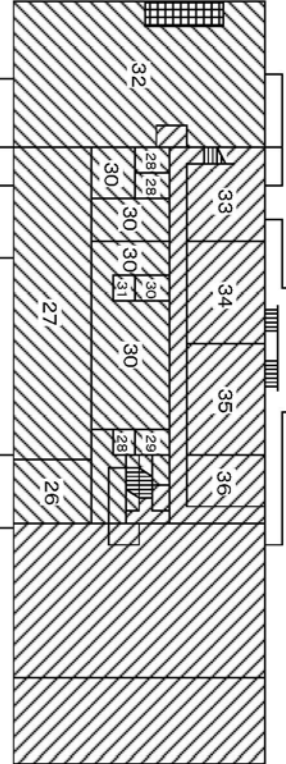
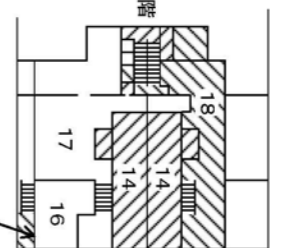
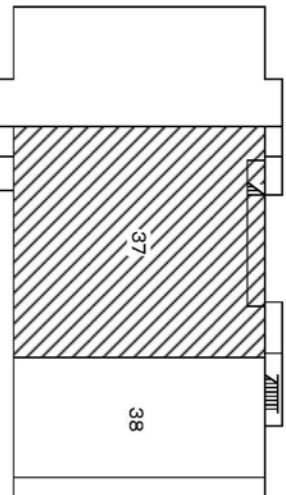
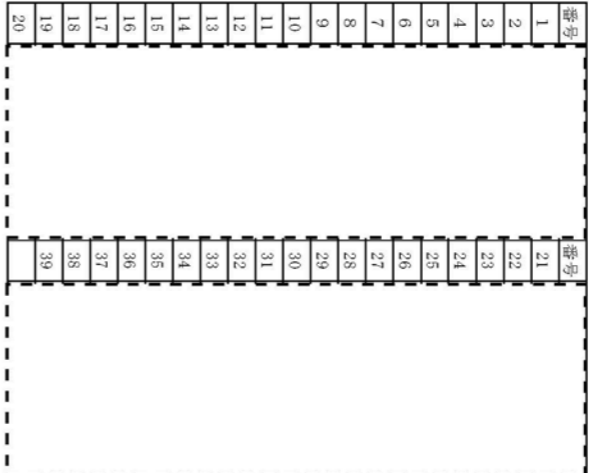
(記載の適正化:保
全区域の明確化。)

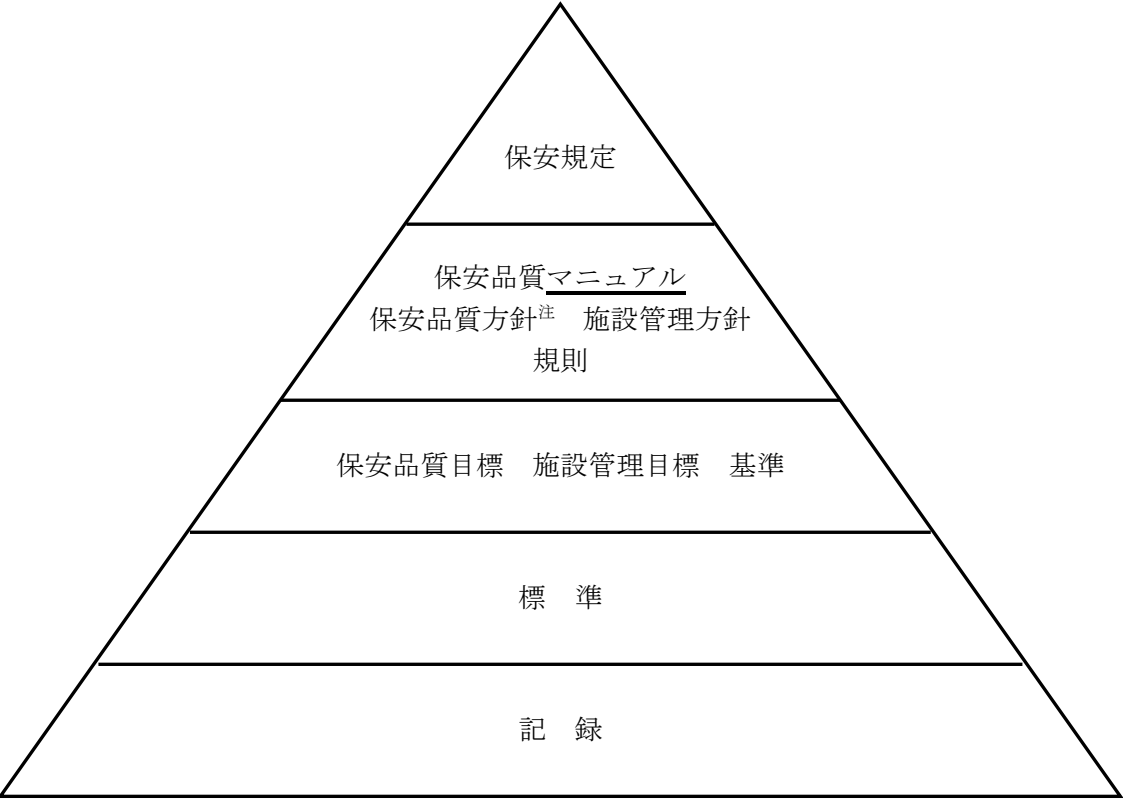
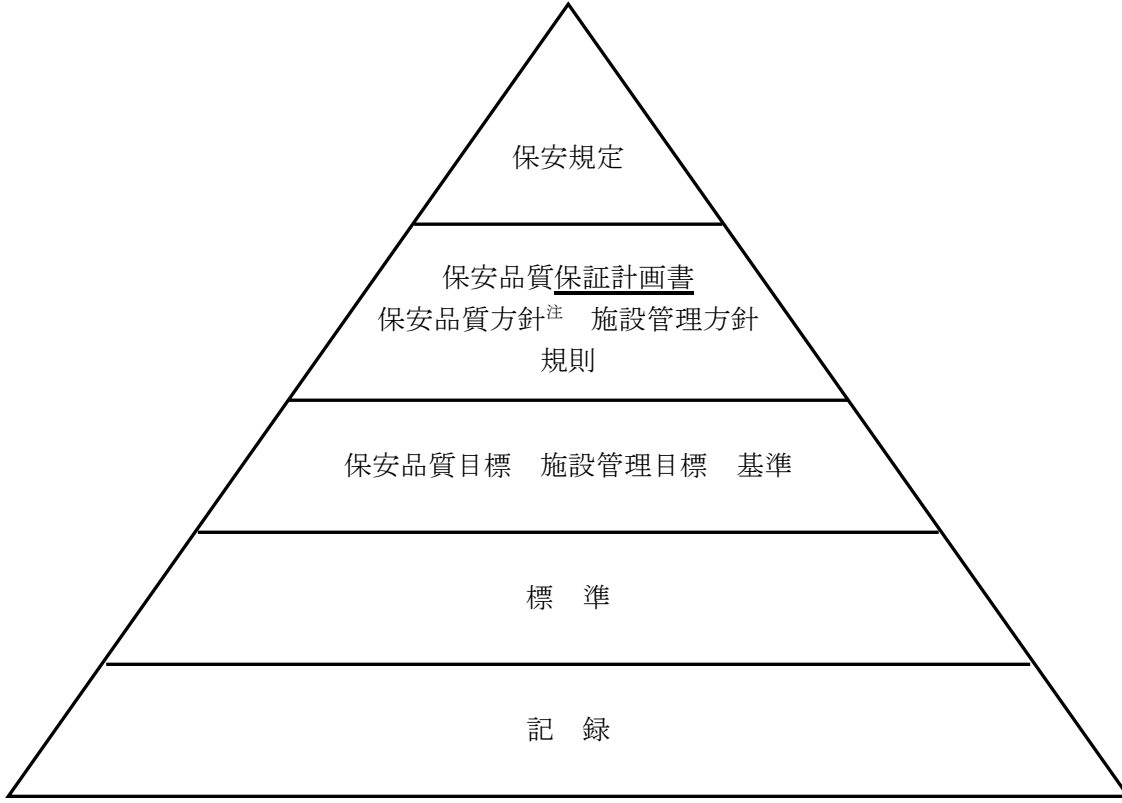
補正前 (令和2年7月31日付け申請)



補正後



該当箇所	補正前 (令和2年7月31日付け申請)	補正後																																									
<p>新旧対照表 88 ページ</p> <p>(記載の適正化: 保全区域の明確化。)</p>	<p style="text-align: center;"> </p>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="text-align: center;"> <p>1階</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>2階</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>3階</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>中2階</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>4階</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>別図 2 - (3) 管理区域及び保全区域図</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>番号</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td> <td>番号</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td><td>35</td><td>36</td><td>37</td><td>38</td><td>39</td> </tr> </table> </div> </div>	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39			

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 90 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	 <p>注 安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。</p> <p>別図4 保安活動関連文書階層図</p>	 <p>注 安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。</p> <p>別図4 保安活動関連文書階層図</p>

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後																																															
<p>新旧対照表 94 ページ</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化:環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化:環境放射線モニタリングの管理及び個人線量計の管理の明確化。）</p>		<p>別表8 線量の評価項目及び頻度（第49条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1706 336 2694 550"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>評価頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>第1種管理区域に立入った放射線業務従事者</td> <td>1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表9 線量当量等の測定（第52条、第74条、第75条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1706 703 2694 1066"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度（注1） ・空気中の放射性物質の濃度</td> <td>1回/3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1） 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。</p> <p>別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1706 1291 2754 1963"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、電子線量計又はTLDによる測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタ（換気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、TLD等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速等</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	評価頻度	外部被ばくによる線量	放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度	内部被ばくによる線量	第1種管理区域に立入った放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度（注1） ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月	測定項目		測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、電子線量計又はTLDによる測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	排気口	ダストモニタ（換気用モニタ）による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、TLD等による測定	風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定
項目	区分	評価頻度																																															
外部被ばくによる線量	放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度																																															
内部被ばくによる線量	第1種管理区域に立入った放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度																																															
測定場所	測定項目	測定頻度																																															
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週																																															
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量																																																
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																																
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度（注1） ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月																																															
測定項目		測定方法																																															
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、電子線量計又はTLDによる測定																																															
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定																																															
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																															
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																															
	排気口	ダストモニタ（換気用モニタ）による測定																																															
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																															
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、TLD等による測定																																															
風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定																																															

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後																																																				
<p>新旧対照表 95 ページ （記載の適正化）</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化:環境放射線モニタリングの管理及び個人線量計の管理の明確化。）</p>	<p>—</p>	<p>別表11 放射線測定器類（第53条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1706 336 2694 1501"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1加工棟</td> <td>線量当量率サーベイメータ</td> <td>1台</td> <td rowspan="10">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ（注）</td> <td>検出器2個</td> </tr> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>ガンマ線エリアモニタ（注）</td> <td>検出器1個</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第2加工棟</td> <td>線量当量率サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>ダストサンプラ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ（注）</td> <td>1式 (検出器17個)</td> </tr> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ（排気用モニタ）（注）</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td>ダストモニタ（排気用モニタ）（注）</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト（注）</td> <td>2式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人線量計（電子線量計）</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 第31条に定める監視用放射線測定器</p>		測定器名	数量	点検・校正責任者	第1加工棟	線量当量率サーベイメータ	1台	環境安全部長	汚染サーベイメータ	1台	低バックグラウンドカウンタ	1台	ガンマ線エリアモニタ（注）	検出器2個	第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ（注）	検出器1個	第2加工棟	線量当量率サーベイメータ	2台	汚染サーベイメータ	4台	ダストサンプラ	1台	ハンドフットクロスモニタ	4台	低バックグラウンドカウンタ	2台	ガンマ線エリアモニタ（注）	1式 (検出器17個)	エアスニファ	1式	ダストモニタ（排気用モニタ）（注）	1式	第1廃棄物貯蔵棟	汚染サーベイメータ	2台	ハンドフットクロスモニタ	1台	低バックグラウンドカウンタ	1台	エアスニファ	1式	屋外	ダストモニタ（排気用モニタ）（注）	1式	モニタリングポスト（注）	2式	個人線量計（電子線量計）		1式	
	測定器名	数量	点検・校正責任者																																																			
第1加工棟	線量当量率サーベイメータ	1台	環境安全部長																																																			
	汚染サーベイメータ	1台																																																				
	低バックグラウンドカウンタ	1台																																																				
	ガンマ線エリアモニタ（注）	検出器2個																																																				
第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ（注）	検出器1個																																																				
第2加工棟	線量当量率サーベイメータ	2台																																																				
	汚染サーベイメータ	4台																																																				
	ダストサンプラ	1台																																																				
	ハンドフットクロスモニタ	4台																																																				
	低バックグラウンドカウンタ	2台																																																				
	ガンマ線エリアモニタ（注）	1式 (検出器17個)																																																				
	エアスニファ	1式																																																				
	ダストモニタ（排気用モニタ）（注）	1式																																																				
第1廃棄物貯蔵棟	汚染サーベイメータ	2台																																																				
	ハンドフットクロスモニタ	1台																																																				
	低バックグラウンドカウンタ	1台																																																				
	エアスニファ	1式																																																				
屋外	ダストモニタ（排気用モニタ）（注）	1式																																																				
	モニタリングポスト（注）	2式																																																				
個人線量計（電子線量計）		1式																																																				

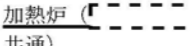
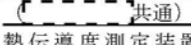
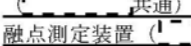
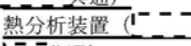



該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）						補正後	
新旧対照表 なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（第59条の3、第62条の6第5項、第7項関係）						—	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）		対象	分類	施設管理の内容	頻度		検査責任者、管理者
	第4条（核燃料物質の臨界防止）	第1項（単一ユニット）	形状寸法を制限する設備	点検	形状寸法の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度		各部長
			粉末混合機供給瓶	定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、模擬信号等により、質量管理インターロックが作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長
		第2項（複数ユニット）	単一ユニットを構成する設備	点検	設備の配置の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度		各部長
	第3項（臨界警報装置）		濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝		＝
	第5条（安全機能を有する施設の地盤）	第1項（地盤）	安全機能を有する施設を設置する建物 ^{注1}	点検	対象の建物が設置された地盤の状況の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度		設備管理部長
	第6条（地震による損傷の防止）	第1項（耐震）	安全機能を有する施設	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		各部長
		第2項（耐震重要度施設）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝		＝
		第3項（耐震重要度施設）	加工事業変更許可申請書における評価により、該当なし。	＝	＝	＝		＝
	第7条（津波による損傷の防止）	第1項（津波）	加工事業変更許可申請書における評価により、該当なし。	＝	＝	＝		＝
	第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）	第1項（自然災害）	安全機能を有する施設を設置する建物 ^{注1}	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長
		第2項（人為事象）	安全機能を有する施設を設置する建物 ^{注1}	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長
		第3項（航空機落下）	加工事業変更許可申請書における評価により、該当なし。	＝	＝	＝		＝
	第9条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）	第1項（不法侵入、不正アクセス）	第1加工棟 第2加工棟 第1-3貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟 第5廃棄物貯蔵棟	点検	建物・構築物による侵入防止の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長
第10条（閉じ込めの機能）	第1項第1号（逆流防止）	放射性液体廃棄物の廃棄設備	点検	設置状況、外観に使用上有害な欠陥（著しいキズ、へこみ）がないこと、放射性液体廃棄物が液体廃棄物を取り扱う設備に逆流しない措置が施されていること（該当する場合。）の維持を確認する。	1回/年	各部長		
		粉末・ペレット貯蔵容器I型	点検	内容器内面、外容器外面等を目視により、有害な傷、割れ等がなく、塗装、形状に異常がないことを確認する。内容器ガasketを目視により、密封性能を損なう傷、損耗のないことを確認する。	1回/年	燃料製造部長		
注1 第1加工棟、第2加工棟、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟								

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）						補正後	
新旧対照表なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）							
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第10条（閉じ込めの機能）	第1項第2号（UF6）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	—	—	—		
		第1項第3号（Pu等）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	—	—	—		
		第1項第4号（Pu等）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	—	—	—		
		第1項第5号（開口部風速）	粉末混合装置 粉末搬送機 プレス ベレット搬送設備 ベレット検査装置 センダス研削装置 乾燥機 グローブボックス 焙焼炉 ベレット編成挿入機 燃料棒解体装置 粉末調整用フード 試料調整用フード 粉末取扱フード プレス	定期事業者検査	設備内風速の確認検査において、開口部の風速が0.5m/秒以上であることを確認する。	1回/年		
			焼却設備 蒸発乾固装置 湿式除染機 乾式除染機			製造管理グループ長		
			グローブボックス 実験用ドラフト 小型天秤用フード			計量・廃棄物管理グループ長		
		第1項第6号（部屋負圧）	第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の各室	巡視	第1種管理区域の各室の外気に対する差圧が19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧であることの維持を確認する。	1回/月		設備管理部長
				点検	第1種管理区域の各室を有する建物・構築物の外壁面等に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないこと、各室の内壁面等に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないことの維持を確認する。	1回/年		設備管理部長
		第1項第7号イ（床面壁面）	放射性液体廃棄物の廃棄設備	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		各部長
		第1項第7号ロ（堰）	放射性液体廃棄物の廃棄設備	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		各部長
		第1項第7号ハ（排水路）	放射性液体廃棄物の廃棄設備	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		各部長
	第11条（火災等による損傷の防止）	第1項（消火及び警報設備）	自動火災報知設備	点検	警戒区域図等のおりに感知器等が適切に据え付けられていることの維持を確認する。	1回/年		設備管理部長
			点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長		
			定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、感知器等の機能が維持されていることを確認する。	1回/年	工務グループ長		

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）						補正後		
新旧対照表なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）								
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者			
	第11条（火災等による損傷の防止）	第2項（消火及び警報設備）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	二	二	二		二	
		第3項（不燃性又は難燃性）	安全機能を有する施設	点検	材質、設置状況の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度		各部長	
		第4項（水素設備接地）	水素を使用する設備	点検	接地状況の維持を確認する。	1回/年		各部長	
		第5項（可燃性ガス滞留防止）	連続焼結炉加熱炉（共通）	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
			小型雰囲気可変炉（共通） 熱伝導度測定装置（共通） 融点測定装置（共通） 熱分析装置（共通）	定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、可燃性ガス検知器が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長	
			焼却設備	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		環境安全部長	
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、可燃性ガス検知器が作動することを確認する。	1回/年		計量・廃棄物管理グループ長	
		第6項（熱的制限値）	連続焼結炉焙焼炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、過加熱防止機構が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長	
			連続焼結炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、冷却水圧力低下検知機構が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長	
		第7項第1号（空気混入防止）	連続焼結炉加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、自動窒素ガス切り替え機構が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長	
		連続焼結炉加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長			
			定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、フレームカーテンの作動状況を確認する。	1回/年	製造管理グループ長			

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）						補正後	
<p>新旧対照表なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）						-	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第11条（火災等による損傷の防止）	第7項第1号（空気混入防止）	連続焼結炉 加熱炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動状況を確認する。	1回/年		製造管理グループ長
		第7項第2号（可燃性ガス排出）	連続焼結炉 加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、異常圧逃がし機構が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長
			焼却設備	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		環境安全部長
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、異常圧逃がし機構が作動することを確認する。	1回/年		計量・廃棄物管理グループ長
		第7項第3号（可燃性ガス供給自動停止）	焼却設備	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		環境安全部長
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、失火検知機構による可燃性ガス（都市ガス）の供給停止の作動状況を確認する。	1回/年		計量・廃棄物管理グループ長
	第12条（加工施設内における溢水による損傷の防止）	第1項（溢水）	遮水板	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		各部長
	第13条（安全避難通路等）	第1項第1号（表示）	安全避難通路	点検	安全避難通路の維持を確認する。	1回/年		各部長
		第1項第2号（照明）	避難用照明	点検	避難用照明の維持を確認する。	1回/年		各部長
		第1項第3号（照明電源）	現場操作用照明	点検	照明及びその専用の電源の維持を確認する。	1回/年		各部長
	第14条（安全機能を有する施設）	第1項（環境条件）	安全機能を有する施設	点検	設置状況の環境条件として、考慮すべき特段の変更がないことを確認する。	1回/年		各部長
		第2項（検査又は試験）	安全機能を有する施設	点検	検査又は試験、及び、保守又は修理において考慮すべき特段の事項がないことを確認する。	1回/年		各部長
		第3項（内部飛来物）	安全機能を有する施設	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		各部長
		第4項（共用設備）	安全機能を有する施設	点検	共用する場合に考慮すべき特段の事項がないことを確認する。	1回/年		各部長
	第15条（材料及び構造）	第1項（強度及び耐食性）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝		＝
		第2項（耐圧漏えい試験）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝		＝

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）						補正後	
<p>新旧対照表なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）						—	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第16条（搬送設備等）	第1項第1号（搬送能力）	<p>粉末混合設備 No.1（粉末リフター） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶昇降リフト） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶移載機） 原料搬送設備 No.2（粉末スタッカークレーン） 原料搬送設備 No.2（粉末缶コンベア） 原料保管設備 E型（粉末搬送機 No.1） 原料保管設備 E型（粉末搬送機 No.2） 原料保管設備 E型（粉末搬送機 No.3） 原料保管設備 E型（粉末搬送機 No.4） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-1） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-2） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-1） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-2） ハレット搬送設備 No.3（ハレットスタッカークレーン） ハレット搬送設備 No.4（ハレットリフター） ハレット保管ラック E型（リフター） 燃料棒搬送設備 No.7（燃料棒スタッカークレーン） 2トン天井クレーン No.1 2.8ton 天井クレーン 5t クレーン 粉末搬送機 No.2-1（粉末搬送容器昇降リフト） ハレット搬送設備 No.2-1（SUS トレイ搬送装置） ハレット搬送設備 No.2-2（波板移載装置） ハレット編成挿入機 No.1（波板移載装置） ハレット編成挿入機 No.2-1（ハレット保管箱搬送機） 燃料棒搬送装置 No.8（燃料棒移載装置 No.8-1） 2.5t フォークリフト No.1 小荷物専用昇降機 No.1</p>	点検	通常搬送能力の維持を確認する。	1回/年		各部長
	第1項第2号（停電時保持）	定期事業者検査	搬送設備の停電時保持能力検査において、搬送中の搬送物が動力供給遮断後及び動力を再供給した場合にも安全に保持されていることを確認する。	1回/年	製造管理グループ長			
第17条（核燃料物質の貯蔵）	第1項（崩壊熱）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	—	—	—	—		
第18条（警報設備等）	第1項（警報）	自動火災報知設備	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長		
			定期事業者検査	自動火災報知設備の警報作動検査において、感知器等の機能が維持されていることを確認する。	1回/年	工務グループ長		

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）					補正後	
新旧対照表なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）					—	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）	対象	分類	施設管理の内容	頻度		検査責任者、管理者
	第18条（警報設備等）	第1項（警報）	連続焼結炉 加熱炉（ ) 共通	点検 監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長
			小型雰囲気可変炉（ ) 共通 熱伝導度測定装置（ ) 共通 融点測定装置（ ) 共通 熱分析装置（ ) 共通	定期事業者検査 可燃性ガス検知器の警報作動検査において、検査用ガス（水素ガス）を吹付けた後、所定の時間内に警報ランプが表示するとともに、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長
			焼却設備	点検 監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		環境安全部長
				定期事業者検査 可燃性ガス検知器の警報作動検査において、検査用ガス（メタンガス）を吹付けた後、所定の時間内に警報ランプが表示するとともに、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年		計量・廃棄物管理グループ長
			連続焼結炉 焙焼炉 セクス研削装置 乾燥機 脱ガス設備 加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検 監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長
				定期事業者検査 過加熱防止機構の作動検査において、過加熱防止機構を有する設備の過加熱防止機構について、模擬信号等により、作動値の範囲内で、加熱ヒータへの電力供給が遮断され、警報が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長
			焼却設備 スラッジ乾燥機（第1廃棄物貯蔵棟）	点検 監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		環境安全部長
				定期事業者検査 過加熱防止機構の作動検査において、過加熱防止機構を有する設備の過加熱防止機構について、模擬信号等により、作動値の範囲内で、加熱ヒータへの電力供給が遮断（又は、都市ガス供給が遮断）され、警報が作動することを確認する。	1回/年		計量・廃棄物管理グループ長
		スラッジ乾燥機（ ) 	点検 監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	品質保証部長		
			定期事業者検査 過加熱防止機構の作動検査において、過加熱防止機構を有する設備の過加熱防止機構について、模擬信号等により、作動値の範囲内で、加熱ヒータへの電力供給が遮断され、警報が作動することを確認する。	1回/年	燃料品質グループ長		
		連続焼結炉	点検 監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長		
			定期事業者検査 冷却水圧力低下検知機構の作動検査において、冷却水圧力低下検知機構が冷却水の供給圧力低下を作用値の範囲内で検知するとともに、制御盤の警報表示灯が点灯又は点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	製造管理グループ長		

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）						補正後	
<p>新旧対照表 なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）							
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）		対象	分類	施設管理の内容	頻度		検査責任者、管理者
	第18条（警報設備等）	第1項（警報）	連続焼結炉加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長
				定期事業者検査	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査において、可燃性ガス圧力の低下により、①自動的に窒素ガスに切り替わることを確認する。②警報ランプが点灯するとともに、警報が吹鳴すること。その際、圧力指示計の指示値が表の警報設定圧力の範囲内であることを確認する。	1回/年		製造管理グループ長
			連続焼結炉加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長
				定期事業者検査	空気混入防止機構の作動検査において、フレームカーテンの作動状況を確認する。	1回/年		製造管理グループ長
			連続焼結炉加熱炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長
				定期事業者検査	失火検知機構の作動検査において、パイロットバーナーの失火を検知し、緊急遮断弁の閉止と可燃性ガス供給停止の作動状況を確認する。	1回/年		製造管理グループ長
			連続焼結炉加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長
				定期事業者検査	異常圧逃がし機構の作動検査において、異常圧逃がし機構が、模擬入力値及び指示調節計指示値の許容範囲内で作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長
			焼却設備	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		環境安全部長
				定期事業者検査	異常圧逃がし機構の作動検査において、異常圧逃がし機構が、模擬入力値及び指示調節計指示値の許容範囲内で作動することを確認する。	1回/年		計量・廃棄物管理グループ長
			焼却設備	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		環境安全部長
				定期事業者検査	失火検知機構の作動検査において、可燃性ガス（都市ガス）の供給が遮断されるとともに、警報ランプが点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年		計量・廃棄物管理グループ長
		気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長		
			定期事業者検査	負圧警報装置の警報作動検査において、模擬圧力により、警報作動範囲の負圧で、警報が作動することを確認する。	1回/年	工務グループ長		

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）						補正後						
<p>新旧対照表 なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）												
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）		対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者						
	第18条（警報設備等）	第1項（警報）	第1 廃液処理設備	点検	液面高検知警報装置が適切に据え付けられていることの維持を確認する。	1回/年	各部長						
			第2 廃液処理設備 貯留設備	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	各部長						
			分析廃液処理設備	定期事業者検査	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査において、警報設定水位以上の状態を模擬した状態で、各設備・機器の各槽等に対応する警報ランプが作動し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	各グループ長						
			W1 廃液処理設備										
			警報集中表示盤	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長						
				定期事業者検査	非常事態用警報の警報作動検査において、機能が正常であることを確認する。	1回/年	工務グループ長						
			漏水検知器	点検	漏水検知器が適切に据え付けられていることの維持を確認する。	1回/年	各部長						
				点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	各部長						
				定期事業者検査	水検知器の警報作動検査において、検知器の機能が維持されていることを確認する。	1回/年	各グループ長						
			ダストモニタ（排気用モニタ）	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長						
			ダストモニタ（換気用モニタ）	定期事業者検査	ダストモニタ（排気用・換気用モニタ）の警報作動検査において、模擬入力装置の入力値が警報設定値の許容範囲内のとき、警報が作動することを確認する。その際、放射線監視盤の指示値が警報設定値の許容範囲内であることを確認する。また、監視盤からの警報信号を受け表示盤の警報が作動することを確認する。	1回/年	環境管理グループ長						
			ガンマ線エリアモニタ	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長						
				定期事業者検査	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査において、模擬入力装置の入力値が警報設定値の許容範囲内の時、警報ランプが点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。その際、放射線監視盤の指示値が警報設定値の許容範囲内であることを確認する。また、監視盤からの警報信号を受け表示盤の警報が作動することを確認する。	1回/年	環境管理グループ長						
第2項（インターロック）			粉末混合機 供給瓶	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長						
				定期事業者検査	質量管理インターロックの作動検査において、模擬信号等により、質量管理インターロックが作動し、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。	1回/年	製造管理グループ長						

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）						補正後		
<p>新旧対照表なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）								
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者			
	第18条（警報設備等）	第2項（インターロック）	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	定期事業者検査	送排風機の起動停止インターロックの作動検査において、①起動時には排気系統が給気系統より先に起動し、停止時には、給気系統が排気系統より先に停止することを確認する。②送排風機の停止時には、逆流防止ダンパが閉止することを確認する。	1回/年		工務グループ長	
			気体廃棄設備 No.2	定期事業者検査	停電時の排風機自動起動機構の作動検査において、停電模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。	1回/年		工務グループ長	
					故障時の排風機自動起動機構の作動検査において、故障模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。	1回/年			
				緊急遮断弁	定期事業者検査	緊急遮断弁の作動検査において、地震時及び可燃性ガス検知時を模擬し、緊急遮断弁が作動することを確認する。		1回/年	工務グループ長
	第19条（放射線管理施設）	第1項第1号（排気口）	ダストモニタ（排気用モニタ）	点検	保安規定第62条の6に基づく保全計画における点検計画の一つとして、保安規定第53条に基づく点検により、設置状況の維持を確認する。	1回/年		環境安全部長	
		第1項第2号（排水口）	低バックグラウンドカウンタ	点検	保安規定第62条の6に基づく保全計画における点検計画の一つとして、保安規定第53条に基づく点検により、設置状況の維持を確認する。	1回/年		環境安全部長	
		第1項第3号（空気中濃度・表面密度）	低バックグラウンドカウンタ	点検	保安規定第62条の6に基づく保全計画における点検計画の一つとして、保安規定第53条に基づく点検により、設置状況の維持を確認する。	1回/年		環境安全部長	
	第20条（廃棄施設）	第1項第1号（濃度限度以下とする廃棄能力）	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	保安規定第74条第3項及び保安規定第75条第3項に基づいて測定した放射性廃棄物を廃棄した際の放射性物質の濃度の記録により、当該濃度が原子力規制委員会の定める値以下であることの維持を確認する。	1回/3月		設備管理部長	
			第2 廃液処理設備 W1 廃液処理設備					環境安全部長	
		第1項第2号（区別、逆流防止）	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2 第1 廃液処理設備 第2 廃液処理設備 貯留設備 分析廃液処理設備 開発室廃液処理設備 W1 廃液処理設備	点検	適切に据付けられており、外観に使用上有害な欠陥（著しいキズ、へこみ）がないこと、当該設備が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されていることの維持を確認する。なお、当該設備が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されていない場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しない措置が施されていることの維持を確認する。	1回/年		各部長	

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）						補正後																																																																																																															
新旧対照表 なし。 （記載の適正化:別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）						—																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="362 331 641 420">加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)</th> <th data-bbox="641 331 854 367">対象</th> <th data-bbox="854 331 943 367">分類</th> <th data-bbox="943 331 1311 367">施設管理の内容</th> <th data-bbox="1311 331 1457 367">頻度</th> <th data-bbox="1457 331 1546 420">検査責任者、管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="362 420 486 508">第20条 (<u>廃棄施設</u>)</td> <td data-bbox="486 420 641 508">第1項第3号 (<u>排気口以外への排気のないこと</u>)</td> <td data-bbox="641 420 854 508">気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2</td> <td data-bbox="854 420 943 508">点検</td> <td data-bbox="943 420 1311 508">排気口以外の箇所において放射性気体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 420 1457 508">1回/年</td> <td data-bbox="1457 420 1546 508">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="486 508 641 772">第1項第4号 (<u>ろ過装置</u>)</td> <td data-bbox="641 508 854 772">気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2</td> <td data-bbox="854 508 943 772">点検</td> <td data-bbox="943 508 1311 772">高性能エアフィルタが取り付けられていること（高性能エアフィルタについて、JIS Z4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」に基づき又は準じた方法により測定した捕集効率が99.97%以上であること）の維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 508 1457 772">1回/年</td> <td data-bbox="1457 508 1546 772">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="854 772 943 886">巡視</td> <td data-bbox="943 772 1311 886">高性能エアフィルタ前後の差圧の維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 772 1457 886">1回/月</td> <td data-bbox="1457 772 1546 886">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="486 772 641 886">第1項第5号 (<u>排水口以外への排水のないこと</u>)</td> <td data-bbox="641 772 854 886">第2 廃液処理設備 W1 廃液処理設備</td> <td data-bbox="854 772 943 886">点検</td> <td data-bbox="943 772 1311 886">排水口以外の箇所において放射性液体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 772 1457 886">1回/年</td> <td data-bbox="1457 772 1546 886">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="362 886 486 1024">第21条 (<u>核燃料物質等による汚染の防止</u>)</td> <td data-bbox="486 886 641 1024">第1項(<u>汚染防止</u>)</td> <td data-bbox="641 886 854 1024">第2 加工棟及び第1 廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の各室</td> <td data-bbox="854 886 943 1024">巡視</td> <td data-bbox="943 886 1311 1024">壁、床の状態の維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 886 1457 1024">1回/月</td> <td data-bbox="1457 886 1546 1024">各部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="362 1024 486 1138">第22条 (<u>遮蔽</u>)</td> <td data-bbox="486 1024 641 1138">第1項(<u>工場周辺の線量</u>)</td> <td data-bbox="641 1024 854 1138">加工施設のうち直接線・スカイシャイン線の評価に関わる建物・構築物</td> <td data-bbox="854 1024 943 1138">点検</td> <td data-bbox="943 1024 1311 1138">設置状況の維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 1024 1457 1138">1回/年</td> <td data-bbox="1457 1024 1546 1138">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="486 1138 641 1251">第2項(<u>遮蔽設備、開口部・貫通部</u>)</td> <td data-bbox="641 1138 854 1251">加工施設のうち直接線・スカイシャイン線の評価に関わる建物・構築物</td> <td data-bbox="854 1138 943 1251">点検</td> <td data-bbox="943 1138 1311 1251">設置状況の維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 1138 1457 1251">1回/年</td> <td data-bbox="1457 1138 1546 1251">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="362 1251 486 1419">第23条 (<u>換気設備</u>)</td> <td data-bbox="486 1251 641 1327">第1項第1号 (<u>換気能力</u>)</td> <td data-bbox="641 1251 854 1327">気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2</td> <td data-bbox="854 1251 943 1327">定期事業者検査</td> <td data-bbox="943 1251 1311 1327">気体廃棄設備の処理能力検査により、風量を測定し、所定の換気能力以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="1311 1251 1457 1327">1回/年</td> <td data-bbox="1457 1251 1546 1327">工務グループ長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="486 1327 641 1419">第1項第2項 (<u>逆流防止</u>)</td> <td data-bbox="641 1327 854 1419">気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2</td> <td data-bbox="854 1327 943 1419">点検</td> <td data-bbox="943 1327 1311 1419">核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であることの維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 1327 1457 1419">1回/年</td> <td data-bbox="1457 1327 1546 1419">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="486 1419 641 1474">第1項第3項 (<u>ろ過装置</u>)</td> <td data-bbox="641 1419 854 1474">気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2</td> <td data-bbox="854 1419 943 1474">点検</td> <td data-bbox="943 1419 1311 1474">高性能エアフィルタが取り付けられていることの維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 1419 1457 1474">1回/年</td> <td data-bbox="1457 1419 1546 1474">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="362 1474 486 1692">第24条 (<u>非常用電源設備</u>)</td> <td data-bbox="486 1474 641 1642">第1項(<u>発電設備</u>)</td> <td data-bbox="641 1474 854 1642">非常用電源設備 非常用電源設備 No.2</td> <td data-bbox="854 1474 943 1642">点検</td> <td data-bbox="943 1474 1311 1642">非常用電源設備が正常に起動することの維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 1474 1457 1642">1回/月</td> <td data-bbox="1457 1474 1546 1642">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="854 1642 943 1692">定期事業者検査</td> <td data-bbox="943 1642 1311 1692">非常用電源設備の作動検査により、非常用電源設備が自動起動し、所定の時間内に所定の電圧及び周波数が確立されることを確認する。</td> <td data-bbox="1311 1642 1457 1692">1回/年</td> <td data-bbox="1457 1642 1546 1692">工務グループ長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="486 1692 641 1747">第2項(<u>無停電電源装置</u>)</td> <td data-bbox="641 1692 854 1747">無停電電源装置</td> <td data-bbox="854 1692 943 1747">点検</td> <td data-bbox="943 1692 1311 1747">無停電電源装置（バッテリー）の維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 1692 1457 1747">1回/年</td> <td data-bbox="1457 1692 1546 1747">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="362 1747 486 1806">第25条 (<u>通信連絡設備</u>)</td> <td data-bbox="486 1747 641 1785">第1項(<u>通信連絡設備</u>)</td> <td data-bbox="641 1747 854 1785">所内通信連絡設備</td> <td data-bbox="854 1747 943 1785">巡視</td> <td data-bbox="943 1747 1311 1785">設置状況の維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 1747 1457 1785">1回/月</td> <td data-bbox="1457 1747 1546 1785">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="486 1785 641 1806">第2項(<u>外部への通信連絡</u>)</td> <td data-bbox="641 1785 854 1806">所外通信連絡設備</td> <td data-bbox="854 1785 943 1806">巡視</td> <td data-bbox="943 1785 1311 1806">設置状況の維持を確認する。</td> <td data-bbox="1311 1785 1457 1806">1回/月</td> <td data-bbox="1457 1785 1546 1806">設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table>							加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者	第20条 (<u>廃棄施設</u>)	第1項第3号 (<u>排気口以外への排気のないこと</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	排気口以外の箇所において放射性気体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長		第1項第4号 (<u>ろ過装置</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	高性能エアフィルタが取り付けられていること（高性能エアフィルタについて、JIS Z4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」に基づき又は準じた方法により測定した捕集効率が99.97%以上であること）の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長				巡視	高性能エアフィルタ前後の差圧の維持を確認する。	1回/月	設備管理部長		第1項第5号 (<u>排水口以外への排水のないこと</u>)	第2 廃液処理設備 W1 廃液処理設備	点検	排水口以外の箇所において放射性液体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年	環境安全部長	第21条 (<u>核燃料物質等による汚染の防止</u>)	第1項(<u>汚染防止</u>)	第2 加工棟及び第1 廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の各室	巡視	壁、床の状態の維持を確認する。	1回/月	各部長	第22条 (<u>遮蔽</u>)	第1項(<u>工場周辺の線量</u>)	加工施設のうち直接線・スカイシャイン線の評価に関わる建物・構築物	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長		第2項(<u>遮蔽設備、開口部・貫通部</u>)	加工施設のうち直接線・スカイシャイン線の評価に関わる建物・構築物	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	第23条 (<u>換気設備</u>)	第1項第1号 (<u>換気能力</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	定期事業者検査	気体廃棄設備の処理能力検査により、風量を測定し、所定の換気能力以上であることを確認する。	1回/年	工務グループ長		第1項第2項 (<u>逆流防止</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長		第1項第3項 (<u>ろ過装置</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	高性能エアフィルタが取り付けられていることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	第24条 (<u>非常用電源設備</u>)	第1項(<u>発電設備</u>)	非常用電源設備 非常用電源設備 No.2	点検	非常用電源設備が正常に起動することの維持を確認する。	1回/月	設備管理部長				定期事業者検査	非常用電源設備の作動検査により、非常用電源設備が自動起動し、所定の時間内に所定の電圧及び周波数が確立されることを確認する。	1回/年	工務グループ長		第2項(<u>無停電電源装置</u>)	無停電電源装置	点検	無停電電源装置（バッテリー）の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	第25条 (<u>通信連絡設備</u>)	第1項(<u>通信連絡設備</u>)	所内通信連絡設備	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月	設備管理部長		第2項(<u>外部への通信連絡</u>)	所外通信連絡設備	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月	設備管理部長
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者																																																																																																																
	第20条 (<u>廃棄施設</u>)	第1項第3号 (<u>排気口以外への排気のないこと</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	排気口以外の箇所において放射性気体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年		設備管理部長																																																																																																														
		第1項第4号 (<u>ろ過装置</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	高性能エアフィルタが取り付けられていること（高性能エアフィルタについて、JIS Z4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」に基づき又は準じた方法により測定した捕集効率が99.97%以上であること）の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長																																																																																																														
				巡視	高性能エアフィルタ前後の差圧の維持を確認する。	1回/月		設備管理部長																																																																																																														
		第1項第5号 (<u>排水口以外への排水のないこと</u>)	第2 廃液処理設備 W1 廃液処理設備	点検	排水口以外の箇所において放射性液体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年		環境安全部長																																																																																																														
	第21条 (<u>核燃料物質等による汚染の防止</u>)	第1項(<u>汚染防止</u>)	第2 加工棟及び第1 廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域の各室	巡視	壁、床の状態の維持を確認する。	1回/月		各部長																																																																																																														
	第22条 (<u>遮蔽</u>)	第1項(<u>工場周辺の線量</u>)	加工施設のうち直接線・スカイシャイン線の評価に関わる建物・構築物	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長																																																																																																														
		第2項(<u>遮蔽設備、開口部・貫通部</u>)	加工施設のうち直接線・スカイシャイン線の評価に関わる建物・構築物	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長																																																																																																														
	第23条 (<u>換気設備</u>)	第1項第1号 (<u>換気能力</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	定期事業者検査	気体廃棄設備の処理能力検査により、風量を測定し、所定の換気能力以上であることを確認する。	1回/年		工務グループ長																																																																																																														
		第1項第2項 (<u>逆流防止</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であることの維持を確認する。	1回/年		設備管理部長																																																																																																														
		第1項第3項 (<u>ろ過装置</u>)	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	高性能エアフィルタが取り付けられていることの維持を確認する。	1回/年		設備管理部長																																																																																																														
	第24条 (<u>非常用電源設備</u>)	第1項(<u>発電設備</u>)	非常用電源設備 非常用電源設備 No.2	点検	非常用電源設備が正常に起動することの維持を確認する。	1回/月		設備管理部長																																																																																																														
				定期事業者検査	非常用電源設備の作動検査により、非常用電源設備が自動起動し、所定の時間内に所定の電圧及び周波数が確立されることを確認する。	1回/年		工務グループ長																																																																																																														
		第2項(<u>無停電電源装置</u>)	無停電電源装置	点検	無停電電源装置（バッテリー）の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長																																																																																																														
	第25条 (<u>通信連絡設備</u>)	第1項(<u>通信連絡設備</u>)	所内通信連絡設備	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月		設備管理部長																																																																																																														
		第2項(<u>外部への通信連絡</u>)	所外通信連絡設備	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月		設備管理部長																																																																																																														

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後																																																
新旧対照表 103 ページ （記載の適正化。）	別表18 保安に関する記録（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係） 1. 加工規則第7条に基づく記録 <table border="1" data-bbox="397 380 1507 1350"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>（注1）</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>（注4）に示す担当部長</td> <td>（注2）</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>（注3）</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度</td> <td>毎日1回 3月ごと1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回 毎週1回 毎週1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間 10年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）同一事項に関する次の確認のときまでの期間。 （注2）施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間。 （注3）評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間 （注4）施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（<u>かっこ</u>内は保管責任者を示す。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 設工認申請書（環境安全部長） 補修等の工事を実施した記録（設備管理部長） 巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長） 定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長	（注1）	ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）	施設管理の実施の都度	（注4）に示す担当部長	（注2）	ハ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	（注3）	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 毎週1回 毎週1回	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間 10年間	別表18 保安に関する記録（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係） 1. 加工規則第7条に基づく記録 <table border="1" data-bbox="1653 380 2763 1350"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>（注1）</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>（注4）に示す担当部長</td> <td>（注2）</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>（注3）</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度</td> <td>毎日1回 3月ごと1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回 毎週1回 毎週1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間 10年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）同一事項に関する次の確認のときまでの期間。 （注2）施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間。 （注3）評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間 （注4）施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（<u>括弧</u>内は保管責任者を示す。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 設工認申請書（環境安全部長） 補修等の工事を実施した記録（設備管理部長） 巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長） 定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長	（注1）	ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）	施設管理の実施の都度	（注4）に示す担当部長	（注2）	ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	（注3）	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 毎週1回 毎週1回	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間 10年間
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																															
1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長	（注1）																																															
ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）	施設管理の実施の都度	（注4）に示す担当部長	（注2）																																															
ハ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	（注3）																																															
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間																																															
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 毎週1回 毎週1回	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間 10年間																																															
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																															
1. 加工施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長	（注1）																																															
ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注4）	施設管理の実施の都度	（注4）に示す担当部長	（注2）																																															
ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	（注3）																																															
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間																																															
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量 並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度 及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回 毎週1回 毎週1回	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間 10年間																																															
（記載の適正化。）	（注1）同一事項に関する次の確認のときまでの期間。 （注2）施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間。 （注3）評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間 （注4）施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（ <u>かっこ</u> 内は保管責任者を示す。） <ol style="list-style-type: none"> 設工認申請書（環境安全部長） 補修等の工事を実施した記録（設備管理部長） 巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長） 定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 	（注1）同一事項に関する次の確認のときまでの期間。 （注2）施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間。 （注3）評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間 （注4）施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（ <u>括弧</u> 内は保管責任者を示す。） <ol style="list-style-type: none"> 設工認申請書（環境安全部長） 補修等の工事を実施した記録（設備管理部長） 巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長） 定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長） 																																																

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）				補正後
新旧対照表 104 ページ	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	変更なし
	ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を熊取事業所長及び環境安全部長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	環境安全部長	（注5）	
	ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	環境安全部長	（注5）	
	ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	環境安全部長	（注5）	
	ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境安全部長	（注5）	
	ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	燃料製造部長	1年間	
	チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
	リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
（注5）「その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間」とする。					

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）				補正後																																								
新旧対照表 105 ページ	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="397 260 976 331">記録事項</th> <th data-bbox="976 260 1169 331">記録すべき場合</th> <th data-bbox="1169 260 1335 331">保管責任者</th> <th data-bbox="1335 260 1507 331">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="397 331 976 520"> 3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量 </td> <td data-bbox="976 331 1169 520">挿入の都度 (連続式にあつては連続して)</td> <td data-bbox="1169 331 1335 520">設備を所管する担当部長</td> <td data-bbox="1335 331 1507 520">1年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 520 976 625"> ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値（注6） </td> <td data-bbox="976 520 1169 625">連続して</td> <td data-bbox="1169 520 1335 625">設備を所管する担当部長</td> <td data-bbox="1335 520 1507 625">1年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 625 976 730"> ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻 </td> <td data-bbox="976 625 1169 730">開始及び停止の都度</td> <td data-bbox="1169 625 1335 730">設備を所管する担当部長</td> <td data-bbox="1335 625 1507 730">1年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 730 976 856"> ニ 警報装置から発せられた警報の内容 </td> <td data-bbox="976 730 1169 856">その都度</td> <td data-bbox="1169 730 1335 856">設備を所管する担当部長</td> <td data-bbox="1335 730 1507 856">1年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 856 976 968"> ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻 </td> <td data-bbox="976 856 1169 968">操作の開始及び交代の都度 (注7)</td> <td data-bbox="1169 856 1335 968">設備を所管する担当部長</td> <td data-bbox="1335 856 1507 968">1年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 968 976 1570"> 4. 加工施設の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時 </td> <td data-bbox="976 968 1169 1150">その都度</td> <td data-bbox="1169 968 1335 1150">環境安全部長</td> <td data-bbox="1335 968 1507 1150">加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1150 976 1297"> ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 </td> <td data-bbox="976 1150 1169 1297">その都度</td> <td data-bbox="1169 1150 1335 1297">環境安全部長</td> <td data-bbox="1335 1150 1507 1297">加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1297 976 1444"> ハ 事故の原因 </td> <td data-bbox="976 1297 1169 1444">その都度</td> <td data-bbox="1169 1297 1335 1444">環境安全部長</td> <td data-bbox="1335 1297 1507 1444">加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1444 976 1570"> ニ 事故後の処置 </td> <td data-bbox="976 1444 1169 1570">その都度</td> <td data-bbox="1169 1444 1335 1570">環境安全部長</td> <td data-bbox="1335 1444 1507 1570">加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度 (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値（注6）	連続して	設備を所管する担当部長	1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	設備を所管する担当部長	1年間	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を所管する担当部長	1年間	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 (注7)	設備を所管する担当部長	1年間	4. 加工施設の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ハ 事故の原因	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ニ 事故後の処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	<p style="text-align: center;">変更なし</p>
	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																									
3. 操作記録 イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度 (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間																																										
ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値（注6）	連続して	設備を所管する担当部長	1年間																																										
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	設備を所管する担当部長	1年間																																										
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を所管する担当部長	1年間																																										
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 (注7)	設備を所管する担当部長	1年間																																										
4. 加工施設の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																										
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																										
ハ 事故の原因	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																										
ニ 事故後の処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																										
<p>(注6) 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。</p> <p>(注7) 排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。</p>																																													

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）				補正後																																																																			
新旧対照表 106 ページ （記載の適正化。） （記載の適正化。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 気象記録 イ 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>業務管理部長</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>業務管理部長</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>業務管理部長</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>7. <u>加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注8）</u> （他の号に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>各部長、品質・安全管理室長（第10条第2項及び第13条に係る記録）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10 年間	ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10 年間	ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10 年間	6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	業務管理部長	3 年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	業務管理部長	3 年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	業務管理部長	3 年間	7. <u>加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注8）</u> （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長（第10条第2項及び第13条に係る記録）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間				<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 気象記録 イ 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10 年間</td> </tr> <tr> <td>6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>業務管理部長</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>業務管理部長</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>業務管理部長</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>7. <u>品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注8）</u> （他の号に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>各部長、品質・安全管理室長（第10条第2項及び第13条に係る記録）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10 年間	ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10 年間	ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10 年間	6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	業務管理部長	3 年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	業務管理部長	3 年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	業務管理部長	3 年間	7. <u>品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注8）</u> （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長（第10条第2項及び第13条に係る記録）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間			
	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																																				
5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10 年間																																																																					
ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10 年間																																																																					
ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10 年間																																																																					
6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	業務管理部長	3 年間																																																																					
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	業務管理部長	3 年間																																																																					
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	業務管理部長	3 年間																																																																					
7. <u>加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注8）</u> （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長（第10条第2項及び第13条に係る記録）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																																					
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																																					
5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10 年間																																																																					
ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10 年間																																																																					
ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10 年間																																																																					
6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	業務管理部長	3 年間																																																																					
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	業務管理部長	3 年間																																																																					
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	業務管理部長	3 年間																																																																					
7. <u>品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注8）</u> （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長（第10条第2項及び第13条に係る記録）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																																					
<p>（注8）加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保安委員会の記録（第10条第2項） 教育・訓練の記録（第10条の3、第23条第3項(2)、第23条第4項(2)及び第24条） 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録（第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7） 保全活動管理指標に関する結果の記録（第62条の5） 法令に基づく手続きの要否の結果の記録（第62条の6第6項） 保全の結果、確認・評価、有効性評価（第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10） 補修・改造後の機能確認試験の記録（第63条及び第64条） 調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録（第12条の8） 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録（第11条、第11条の3及び第12条の12） トレーサビリティの記録（第12条の14） 組織外の所有物に関する記録（第12条の15） 計量標準の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5） 校正での異常時の影響評価と処置の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5） 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録（第13条） 不適合の処置の結果の記録（第14条） 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録（第15条及び第15条の2） 	<p>（注8）加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保安委員会の記録（第10条第2項） 教育・訓練の記録（第10条の3、第23条第3項(3)、第23条第4項(2)及び第24条） 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録（第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7） 保全活動管理指標に関する結果の記録（第62条の5） 法令に基づく手続きの要否の結果の記録（第62条の6第6項） 保全の結果、確認・評価、有効性評価（第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10） 補修・改造後の機能確認試験の記録（第63条及び第64条） 調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録（第12条の8） 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録（第11条、第11条の3及び第12条の12） トレーサビリティの記録（第12条の14） 組織外の所有物に関する記録（第12条の15） 計量標準の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5） 校正での異常時の影響評価と処置の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5） 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録（第13条） 不適合の処置の結果の記録（第14条） 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録（第15条及び第15条の2） 																																																																							

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 7 月 31 日付け申請)	補 正 後																
新旧対照表 107 ページ (定期評価の削除 の取下げに伴う記 載の適正化。)	<u>削除</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">記 録 事 項</th> <th style="width: 15%;">記録すべき場合</th> <th style="width: 15%;">保管責任者</th> <th style="width: 20%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8. 定期評価の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の 評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第 7 条第 7 項に準 じた期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最 新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>評価の都度</td> <td>燃料製造部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	8. 定期評価の結果				イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の 評価の結果	評価の都度	環境安全部長	加工規則第 7 条第 7 項に準 じた期間	(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最 新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	燃料製造部長	
記 録 事 項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間															
8. 定期評価の結果																		
イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の 評価の結果	評価の都度	環境安全部長	加工規則第 7 条第 7 項に準 じた期間															
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最 新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	燃料製造部長																

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後																												
新旧対照表 108 ページ	<p>2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="397 300 1507 1421"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="397 373 976 898"> 1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="976 300 1169 898">検査の都度</td> <td data-bbox="1169 300 1335 898">設備を所管する担当部長</td> <td data-bbox="1335 300 1507 898">当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 898 976 1421"> 2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="976 898 1169 1421">検査の都度</td> <td data-bbox="1169 898 1335 1421">設備を所管する担当部長</td> <td data-bbox="1335 898 1507 1421">その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他保安に係る記録</p> <table border="1" data-bbox="397 1499 1507 1913"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="397 1572 976 1724">(1) 管理区域の設定、解除の状況</td> <td data-bbox="976 1572 1169 1724">設定、解除の都度</td> <td data-bbox="1169 1572 1335 1724">環境安全部長</td> <td data-bbox="1335 1572 1507 1724">同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1724 976 1835">(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置</td> <td data-bbox="976 1724 1169 1835">その都度</td> <td data-bbox="1169 1724 1335 1835">環境安全部長</td> <td data-bbox="1335 1724 1507 1835">加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1835 976 1913">(3) 核燃料安全委員会の議事録</td> <td data-bbox="976 1835 1169 1913">開催の都度</td> <td data-bbox="1169 1835 1335 1913">安全管理グループ長</td> <td data-bbox="1335 1835 1507 1913">5年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	安全管理グループ長	5年間	<p style="text-align: center;">変更なし</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																											
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間																											
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間																											
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																											
(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間																											
(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																											
(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	安全管理グループ長	5年間																											

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後																												
新旧対照表 109 ページ	<p>4. 整備規則^(注9) 附則（経過措置）第7条に基づき加工規則第7条第1項に定める期間を読み替えて従前の別表18を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="397 338 1507 1050"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注10)</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注11)</td> </tr> <tr> <td>ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注12)</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の都度</td> <td>設備管理部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>各部長、品質・安全管理室長</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注9) 原子力規制委員会規則第12号 令和2年3月17日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年4月1日施行）</p> <p>(注10) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。</p> <p>(注11) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。</p> <p>(注12) 検査終了後5年が経過するまでの期間。</p> <p>(注13) 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安委員会の記録 (2) 教育・訓練の記録 (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録 (4) 改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認、又は補修・改造後の機能確認試験の記録 (5) 設計変更及びそのレビューの記録 (6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録 (7) 組織外の所有物に関する記録 (8) 計量標準の記録 (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録 (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録 (11) 不適合の処置の結果の記録 (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注10)	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注11)	ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注12)	4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1年間	8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	<p style="text-align: center;">変更なし</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																											
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注10)																											
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注11)																											
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注12)																											
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間																											
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1年間																											
8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																											

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）				補正後											
新旧対照表 110 ページ （定期評価の削除の取下げに伴う記載の適正化。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間												
	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間												
	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果 イ (1) <u>加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u>	<u>評価の都度</u>	環境安全部長	<u>加工規則第7条第7項に定める期間</u>	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果											
	(2) <u>加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u>	<u>評価の都度</u>	燃料製造部長	<u>加工規則第7条第7項に定める期間</u>	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果											
ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	<u>評価の都度</u>	設備管理部長	<u>加工規則第7条第7項に定める期間</u>	ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	<u>評価の都度</u>	設備管理部長	<u>加工規則第7条第7項に<u>進</u>じた期間</u>									
ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	<u>計画策定の都度</u>	設備管理部長	<u>加工規則第7条第7項に<u>定</u>める期間</u>	ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	<u>計画策定の都度</u>	設備管理部長	<u>加工規則第7条第7項に<u>進</u>じた期間</u>									

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>新旧対照表 111 ページ （関連条項の適正化。）</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴い第37条の2及び第37条の3を第30条の3に統合することで、初期消火活動基準を設計想定事象等対処活動基準に統合する適正化。）</p> <p>（定期評価の削除の取下げに伴う記載の適正化。）</p>	<p>別表19 保安規定条項と規則、基準の関係（第4条の2、第10条の2、第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保安規定記載条項</th> <th>関連条項</th> <th>文書名</th> <th>文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>QMS</td> <td>第4条、第4条の2</td> <td>第4条の3、第11条の4</td> <td>保安品質保証計画書</td> <td>保社-1001</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">規則</td> <td>第4条</td> <td>第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条～第20条</td> <td>保安活動に関する組織、責任及び権限規則</td> <td>保社-2001</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>第7条の6、第8条～第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3</td> <td>マネジメントレビュー実施規則</td> <td>保社-2002</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>第7条の3～第7条の5</td> <td>品質・安全管理室長の指導、調整規則</td> <td>保社-2003</td> </tr> <tr> <td>第4条の2、第6条</td> <td>第5条、第5条の2、第7条</td> <td>保安品質方針、保安品質目標の運用規則</td> <td>保社-2004</td> </tr> <tr> <td>第4条の2</td> <td>第4条の4</td> <td>保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則</td> <td>保社-2005</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条</td> <td>安全文化醸成実施規則</td> <td>保社-2006</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">基準</td> <td>第4条</td> <td>第4条の2、第4条の4、第4条の5、第7条の2、第10条、第13条、第97条</td> <td>保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）</td> <td>安管-200003</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>第4条の2、第4条の4、第7条の2、第12条の11～第12条の14</td> <td>保安文書管理基準</td> <td>基保-025</td> </tr> <tr> <td>第12条</td> <td>第12条の2～第12条の7、第12条の12</td> <td>設計管理基準</td> <td>基保-021</td> </tr> <tr> <td>第12条の8</td> <td>第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の8、第12条の16</td> <td>調達管理基準</td> <td>基保-022</td> </tr> <tr> <td>第13条</td> <td>—</td> <td>保安内部監査基準</td> <td>安管-200002</td> </tr> <tr> <td>第14条～第15条の3</td> <td>第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9</td> <td>評価・改善基準</td> <td>基保-023</td> </tr> <tr> <td>第21条</td> <td>第7条の6、第22条</td> <td>核燃料安全委員会基準</td> <td>基保-004</td> </tr> <tr> <td>第23条</td> <td>第10条の3、第24条</td> <td>教育訓練基準</td> <td>基保-007</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第11条、第25条、第26条、第66条、第67条</td> <td rowspan="4">第10条の2、第11条の2、第11条の3、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条</td> <td>加工施設の操作基準（燃料製造部）</td> <td>基保-003</td> </tr> <tr> <td>加工施設の操作基準（設備管理部）</td> <td>基保-026</td> </tr> <tr> <td>加工施設の操作基準（環境安全部）</td> <td>基保-028</td> </tr> <tr> <td>加工施設の操作基準（品質保証部）</td> <td>基保-032</td> </tr> <tr> <td>第25条、第26条</td> <td>第33条</td> <td>臨界安全管理基準</td> <td>基保-037</td> </tr> <tr> <td>第25条、第26条</td> <td>第32条、第34条、第36条、第37条</td> <td>異常時の措置基準</td> <td>基保-012</td> </tr> <tr> <td>第11条、第38条、第39条、第71条、第72条</td> <td>第10条の2、第11条の2、第11条の3、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2</td> <td>放射線管理基準</td> <td>基保-001</td> </tr> <tr> <td>第38条、第39条</td> <td>第45条の2、第46条、第46条の2</td> <td>周辺監視区域管理基準</td> <td>基保-035</td> </tr> <tr> <td>第11条、第38条、第39条、第66条、第67条</td> <td>第11条の2、第11条の3、第56条、第57条、第68条</td> <td>核燃料物質等運搬基準</td> <td>基保-008</td> </tr> <tr> <td>第11条、第58条、第59条</td> <td>第11条の2、第11条の3、第12条の12～第12条の15、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、第53条、第59条の2～第59条の5、第62条の2～第65条の2、第85条</td> <td>補修及び改造基準</td> <td>基保-018</td> </tr> <tr> <td>第11条、第71条、第72条</td> <td>第11条の2、第11条の3、第72条の2、第73条、第74条</td> <td>放射性廃棄物管理基準</td> <td>基保-009</td> </tr> <tr> <td>第24条、第25条、第26条、第37条の2</td> <td>第30条の3、第37条の3</td> <td>初期消火活動基準</td> <td>基保-038</td> </tr> <tr> <td>第11条、第24条、第81条、第82条</td> <td>第11条の2、第11条の3、第17条、第83条～第93条、第98条</td> <td>非常時の措置基準</td> <td>基保-006</td> </tr> <tr> <td>第4条の5、第97条</td> <td>第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3</td> <td>記録管理基準</td> <td>基保-016</td> </tr> <tr> <td>第24条、第25条、第26条</td> <td>第30条の3、第30条の4</td> <td>設計想定事象等対処活動基準</td> <td>基保-039</td> </tr> </tbody> </table>	区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号	QMS	第4条、第4条の2	第4条の3、第11条の4	保安品質保証計画書	保社-1001	規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条～第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001	第4条	第7条の6、第8条～第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002	第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	保社-2004	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005	—	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006	基準	第4条	第4条の2、第4条の4、第4条の5、第7条の2、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003	第4条	第4条の2、第4条の4、第7条の2、第12条の11～第12条の14	保安文書管理基準	基保-025	第12条	第12条の2～第12条の7、第12条の12	設計管理基準	基保-021	第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の8、第12条の16	調達管理基準	基保-022	第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002	第14条～第15条の3	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	基保-023	第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004	第23条	第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007	第11条、第25条、第26条、第66条、第67条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準（燃料製造部）	基保-003	加工施設の操作基準（設備管理部）	基保-026	加工施設の操作基準（環境安全部）	基保-028	加工施設の操作基準（品質保証部）	基保-032	第25条、第26条	第33条	臨界安全管理基準	基保-037	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012	第11条、第38条、第39条、第71条、第72条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001	第38条、第39条	第45条の2、第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035	第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第11条の2、第11条の3、第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008	第11条、第58条、第59条	第11条の2、第11条の3、第12条の12～第12条の15、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、第53条、第59条の2～第59条の5、第62条の2～第65条の2、第85条	補修及び改造基準	基保-018	第11条、第71条、第72条	第11条の2、第11条の3、第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009	第24条、第25条、第26条、第37条の2	第30条の3、第37条の3	初期消火活動基準	基保-038	第11条、第24条、第81条、第82条	第11条の2、第11条の3、第17条、第83条～第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006	第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016	第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039	<p>別表19 保安規定条項と規則、基準の関係（第4条の2、第10条の2、第11条、<u>第19条、第21条</u>関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保安規定記載条項</th> <th>関連条項</th> <th>文書名</th> <th>文書番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>QMS</td> <td>第4条の3</td> <td>第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、<u>第12条の13、第12条の14</u></td> <td>保安品質保証計画書</td> <td>保社-1001</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">規則</td> <td>第4条</td> <td>第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条～第20条</td> <td>保安活動に関する組織、責任及び権限規則</td> <td>保社-2001</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>第7条の6、第8条～第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3</td> <td>マネジメントレビュー実施規則</td> <td>保社-2002</td> </tr> <tr> <td>第4条</td> <td>第7条の3～第7条の5</td> <td>品質・安全管理室長の指導、調整規則</td> <td>保社-2003</td> </tr> <tr> <td>第4条の2、第6条</td> <td>第5条、第5条の2、第7条、<u>第62条の2</u></td> <td>保安品質方針及び保安品質目標の運用規則並びに施設管理方針及び施設管理目標</td> <td>保社-2004</td> </tr> <tr> <td>第4条の2</td> <td>第4条の4</td> <td>保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則</td> <td>保社-2005</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条</td> <td>安全文化醸成実施規則</td> <td>保社-2006</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">基準</td> <td>第4条の4</td> <td>第4条の2、第4条の5、第10条、第13条、第97条</td> <td>保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）</td> <td>安管-200003</td> </tr> <tr> <td>第4条の4</td> <td>第4条の2</td> <td>保安文書管理基準</td> <td>基保-025</td> </tr> <tr> <td>第12条</td> <td>第12条の2～第12条の7、第12条の12</td> <td>設計管理基準</td> <td>基保-021</td> </tr> <tr> <td>第12条の8</td> <td>第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16</td> <td>調達管理基準</td> <td>基保-022</td> </tr> <tr> <td>第13条</td> <td>—</td> <td>保安内部監査基準</td> <td>安管-200002</td> </tr> <tr> <td>第14条～第15条の3</td> <td>第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9</td> <td>評価・改善基準</td> <td>基保-023</td> </tr> <tr> <td>第21条</td> <td>第7条の6、第22条</td> <td>核燃料安全委員会基準</td> <td>基保-004</td> </tr> <tr> <td>第23条</td> <td>第10条の3、第24条</td> <td>教育訓練基準</td> <td>基保-007</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第11条、第25条、第26条、第66条、第67条</td> <td rowspan="4">第10条の2、第11条の2、第11条の3、<u>第12条の11、第12条の12、第12条の15</u>、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条</td> <td>加工施設の操作基準（燃料製造部）</td> <td>基保-003</td> </tr> <tr> <td>加工施設の操作基準（設備管理部）</td> <td>基保-026</td> </tr> <tr> <td>加工施設の操作基準（環境安全部）</td> <td>基保-028</td> </tr> <tr> <td>加工施設の操作基準（品質保証部）</td> <td>基保-032</td> </tr> <tr> <td>第25条、第26条</td> <td>第33条</td> <td>臨界安全管理基準</td> <td>基保-037</td> </tr> <tr> <td>第25条、第26条</td> <td>第32条、第34条、第36条、第37条</td> <td>異常時の措置基準</td> <td>基保-012</td> </tr> <tr> <td>第11条、第38条、第39条、第71条、第72条</td> <td>第10条の2、第11条の2、第11条の3、<u>第12条の11、第12条の12</u>、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2</td> <td>放射線管理基準</td> <td>基保-001</td> </tr> <tr> <td>第38条、第39条</td> <td>第45条の2、第46条、第46条の2</td> <td>周辺監視区域管理基準</td> <td>基保-035</td> </tr> <tr> <td>第11条、第38条、第39条、第66条、第67条</td> <td>第11条の2、第11条の3、<u>第12条の11、第12条の12</u>、第56条、第57条、第68条</td> <td>核燃料物質等運搬基準</td> <td>基保-008</td> </tr> <tr> <td>第11条、第58条、第59条</td> <td>第11条の2、第11条の3、<u>第12条の11、第12条の12</u>、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、<u>第46条の2</u>、第53条、第59条の2～第59条の5、第62条の2～第65条の2、第85条</td> <td>補修及び改造基準</td> <td>基保-018</td> </tr> <tr> <td>第11条、第71条、第72条</td> <td>第11条の2、第11条の3、<u>第12条の11、第12条の12</u>、第72条の2、第73条、第74条</td> <td>放射性廃棄物管理基準</td> <td>基保-009</td> </tr> <tr> <td>第11条、第24条、第81条、第82条</td> <td>第11条の2、第11条の3、<u>第12条の11、第12条の12</u>、第17条、第83条～第93条、第98条</td> <td>非常時の措置基準</td> <td>基保-006</td> </tr> <tr> <td>第11条、<u>第94条、第95条</u></td> <td><u>第96条</u></td> <td>定期評価基準</td> <td>基保-024</td> </tr> <tr> <td>第4条の5、第97条</td> <td>第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3</td> <td>記録管理基準</td> <td>基保-016</td> </tr> <tr> <td>第24条、第25条、第26条</td> <td>第30条の3、第30条の4</td> <td>設計想定事象等対処活動基準</td> <td>基保-039</td> </tr> </tbody> </table>	区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号	QMS	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、 <u>第12条の13、第12条の14</u>	保安品質保証計画書	保社-1001	規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条～第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001	第4条	第7条の6、第8条～第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002	第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条、 <u>第62条の2</u>	保安品質方針及び保安品質目標の運用規則並びに施設管理方針及び施設管理目標	保社-2004	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005	—	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006	基準	第4条の4	第4条の2、第4条の5、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003	第4条の4	第4条の2	保安文書管理基準	基保-025	第12条	第12条の2～第12条の7、第12条の12	設計管理基準	基保-021	第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	基保-022	第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002	第14条～第15条の3	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	基保-023	第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004	第23条	第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007	第11条、第25条、第26条、第66条、第67条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12、第12条の15</u> 、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準（燃料製造部）	基保-003	加工施設の操作基準（設備管理部）	基保-026	加工施設の操作基準（環境安全部）	基保-028	加工施設の操作基準（品質保証部）	基保-032	第25条、第26条	第33条	臨界安全管理基準	基保-037	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012	第11条、第38条、第39条、第71条、第72条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001	第38条、第39条	第45条の2、第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035	第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008	第11条、第58条、第59条	第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、 <u>第46条の2</u> 、第53条、第59条の2～第59条の5、第62条の2～第65条の2、第85条	補修及び改造基準	基保-018	第11条、第71条、第72条	第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009	第11条、第24条、第81条、第82条	第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第17条、第83条～第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006	第11条、 <u>第94条、第95条</u>	<u>第96条</u>	定期評価基準	基保-024	第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016	第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039
区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号																																																																																																																																																																																																																																																		
QMS	第4条、第4条の2	第4条の3、第11条の4	保安品質保証計画書	保社-1001																																																																																																																																																																																																																																																		
規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条～第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条	第7条の6、第8条～第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	保社-2004																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005																																																																																																																																																																																																																																																		
	—	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006																																																																																																																																																																																																																																																		
基準	第4条	第4条の2、第4条の4、第4条の5、第7条の2、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条	第4条の2、第4条の4、第7条の2、第12条の11～第12条の14	保安文書管理基準	基保-025																																																																																																																																																																																																																																																		
	第12条	第12条の2～第12条の7、第12条の12	設計管理基準	基保-021																																																																																																																																																																																																																																																		
	第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の8、第12条の16	調達管理基準	基保-022																																																																																																																																																																																																																																																		
	第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002																																																																																																																																																																																																																																																		
	第14条～第15条の3	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	基保-023																																																																																																																																																																																																																																																		
	第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004																																																																																																																																																																																																																																																		
	第23条	第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007																																																																																																																																																																																																																																																		
	第11条、第25条、第26条、第66条、第67条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準（燃料製造部）	基保-003																																																																																																																																																																																																																																																		
			加工施設の操作基準（設備管理部）	基保-026																																																																																																																																																																																																																																																		
			加工施設の操作基準（環境安全部）	基保-028																																																																																																																																																																																																																																																		
			加工施設の操作基準（品質保証部）	基保-032																																																																																																																																																																																																																																																		
	第25条、第26条	第33条	臨界安全管理基準	基保-037																																																																																																																																																																																																																																																		
	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012																																																																																																																																																																																																																																																		
	第11条、第38条、第39条、第71条、第72条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001																																																																																																																																																																																																																																																		
	第38条、第39条	第45条の2、第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035																																																																																																																																																																																																																																																		
	第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第11条の2、第11条の3、第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008																																																																																																																																																																																																																																																		
	第11条、第58条、第59条	第11条の2、第11条の3、第12条の12～第12条の15、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、第53条、第59条の2～第59条の5、第62条の2～第65条の2、第85条	補修及び改造基準	基保-018																																																																																																																																																																																																																																																		
第11条、第71条、第72条	第11条の2、第11条の3、第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009																																																																																																																																																																																																																																																			
第24条、第25条、第26条、第37条の2	第30条の3、第37条の3	初期消火活動基準	基保-038																																																																																																																																																																																																																																																			
第11条、第24条、第81条、第82条	第11条の2、第11条の3、第17条、第83条～第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006																																																																																																																																																																																																																																																			
第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016																																																																																																																																																																																																																																																			
第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039																																																																																																																																																																																																																																																			
区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号																																																																																																																																																																																																																																																		
QMS	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、 <u>第12条の13、第12条の14</u>	保安品質保証計画書	保社-1001																																																																																																																																																																																																																																																		
規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条～第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条	第7条の6、第8条～第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条、 <u>第62条の2</u>	保安品質方針及び保安品質目標の運用規則並びに施設管理方針及び施設管理目標	保社-2004																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005																																																																																																																																																																																																																																																		
	—	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006																																																																																																																																																																																																																																																		
基準	第4条の4	第4条の2、第4条の5、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003																																																																																																																																																																																																																																																		
	第4条の4	第4条の2	保安文書管理基準	基保-025																																																																																																																																																																																																																																																		
	第12条	第12条の2～第12条の7、第12条の12	設計管理基準	基保-021																																																																																																																																																																																																																																																		
	第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	基保-022																																																																																																																																																																																																																																																		
	第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002																																																																																																																																																																																																																																																		
	第14条～第15条の3	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	基保-023																																																																																																																																																																																																																																																		
	第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004																																																																																																																																																																																																																																																		
	第23条	第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007																																																																																																																																																																																																																																																		
	第11条、第25条、第26条、第66条、第67条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12、第12条の15</u> 、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準（燃料製造部）	基保-003																																																																																																																																																																																																																																																		
			加工施設の操作基準（設備管理部）	基保-026																																																																																																																																																																																																																																																		
			加工施設の操作基準（環境安全部）	基保-028																																																																																																																																																																																																																																																		
			加工施設の操作基準（品質保証部）	基保-032																																																																																																																																																																																																																																																		
	第25条、第26条	第33条	臨界安全管理基準	基保-037																																																																																																																																																																																																																																																		
	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012																																																																																																																																																																																																																																																		
	第11条、第38条、第39条、第71条、第72条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001																																																																																																																																																																																																																																																		
	第38条、第39条	第45条の2、第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035																																																																																																																																																																																																																																																		
	第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008																																																																																																																																																																																																																																																		
	第11条、第58条、第59条	第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、 <u>第46条の2</u> 、第53条、第59条の2～第59条の5、第62条の2～第65条の2、第85条	補修及び改造基準	基保-018																																																																																																																																																																																																																																																		
第11条、第71条、第72条	第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009																																																																																																																																																																																																																																																			
第11条、第24条、第81条、第82条	第11条の2、第11条の3、 <u>第12条の11、第12条の12</u> 、第17条、第83条～第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006																																																																																																																																																																																																																																																			
第11条、 <u>第94条、第95条</u>	<u>第96条</u>	定期評価基準	基保-024																																																																																																																																																																																																																																																			
第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016																																																																																																																																																																																																																																																			
第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039																																																																																																																																																																																																																																																			

該当箇所	補正前（令和2年7月31日付け申請）	補正後				
<p>新旧対照表 116 ページ</p> <p>(欠番の適正化。)</p>	<p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き） （各区分において規定する事項は省略）</p>	<p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="1650 300 2819 1892"> <thead> <tr> <th data-bbox="1650 300 1863 338">区分</th> <th data-bbox="1863 300 2819 338">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1650 338 1863 1892"> <p>手順書の整備 （続き）</p> </td> <td data-bbox="1863 338 2819 1892"> <p><u>8</u> 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p><u>9</u> 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p><u>10</u> 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p><u>11</u> 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p> <p><u>12</u> 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p><u>13</u> 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約 100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p><u>14</u> 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p><u>15</u> 環境安全部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第2廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p> <p><u>16</u> 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p><u>17</u> 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。</p> <p><u>18</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</p> <p><u>19</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>20</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止する。</p> <p><u>21</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>22</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>23</u> 燃料製造部長及び環境安全部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p><u>24</u> 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、業務管理部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	<p>手順書の整備 （続き）</p>	<p><u>8</u> 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p><u>9</u> 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p><u>10</u> 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p><u>11</u> 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p> <p><u>12</u> 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p><u>13</u> 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約 100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p><u>14</u> 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p><u>15</u> 環境安全部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第2廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p> <p><u>16</u> 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p><u>17</u> 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。</p> <p><u>18</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</p> <p><u>19</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>20</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止する。</p> <p><u>21</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>22</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>23</u> 燃料製造部長及び環境安全部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p><u>24</u> 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、業務管理部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p>
区分	規定する事項					
<p>手順書の整備 （続き）</p>	<p><u>8</u> 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p><u>9</u> 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p><u>10</u> 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p><u>11</u> 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p> <p><u>12</u> 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p><u>13</u> 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約 100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p><u>14</u> 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p><u>15</u> 環境安全部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第2廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p> <p><u>16</u> 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p><u>17</u> 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。</p> <p><u>18</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</p> <p><u>19</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>20</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止する。</p> <p><u>21</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>22</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>23</u> 燃料製造部長及び環境安全部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p><u>24</u> 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、業務管理部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p>					

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 7 月 31 日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 120 ページ</p> <p>(長期施設管理方針の追加。)</p>	<p>—</p>	<p><u>添付 3 長期施設管理方針 (第 62 条の 12 関係)</u></p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年7月31日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 121 ページ</p> <p>(長期施設管理方針の追加。)</p>	<p>—</p>	<p><u>1. 加工施設の長期施設管理方針 (始期：2020年3月17日、適用期間：10年間)</u></p> <p><u>高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし。</u></p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定
新 旧 対 照 表

令和 2 年 1 2 月

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第 22 条第 1 項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）」第 8 条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所（以下「事業所」という。）の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって<u>これに係る</u>災害を防止することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 この規定は、事業所の加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第 3 条 社長、熊取事業所長（以下「所長」という。）、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇用員及び請負会社従業員は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関する安全を確保するため関係法令、及びこの規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 所長は、臨時雇用員及び請負会社従業員に核燃料物質等の取扱いに関する業務を行わせる場合、契約により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>3. 社長、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員及び従業員は、前項の臨時雇用員及び請負会社従業員以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。</p> <p>(安全文化の醸成)</p> <p><u>第 3 条の 2 社長は、安全を最優先にした保安活動の実現を目的として、安全文化を醸成するための方針を定め、第 2 項に定める事項を実施させる。また、社長は第 2 項から第 3 項に定める事項を確実にするため、安全文化醸成に関する規則を定める。</u></p> <p>2. <u>所長及び品質・安全管理室長は、第 1 項の方針に基づき安全文化を醸成するための活動計画を年度ごとに策定し、実施する。</u></p> <p>3. <u>社長は自らを委員長とする安全文化評価委員会を設置し、年 1 回以上第 2 項の活動状況をレビューする。その結果に基づき、必要に応じて第 1 項の方針を見直すとともに第 2 項の次年度の活動計画に反映させる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。) 第 22 条第 1 項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。) 第 8 条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所（以下「事業所」という。）の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって<u>核燃料物質による</u>災害を防止することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p><u>第 3 条の 2 削除</u></p>	<p>(2)① 記載の適正化。</p> <p>(1)②(ア) 安全文化を醸成するための体制の整備に関する事項の条文を削除する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 品質保証体制</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 <u>保安品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>(保安品質マネジメントシステムの目的)</u></p> <p><u>第3条の3 原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び同規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第3条の4 本章において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する用語の例による。</u></p> <p><u>また、本章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>「保安活動」とは、事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</u></p> <p>(2) <u>「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第2条第2項第4号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。</u></p> <p>(3) <u>「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第5条第1項第2号に定める品質マニュアルのことをいう。</u></p> <p>(4) <u>「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第11条に定める品質方針のことをいう。</u></p> <p>(5) <u>「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第12条に定める品質目標のことをいう。</u></p> <p>(6) <u>「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第46条に定める内部監査のことをいう。</u></p> <p><u>(保安品質マネジメントシステムの適用範囲)</u></p> <p><u>第3条の5 保安品質マネジメントシステムは、事業所の加工施設における保安活動に適用する。</u></p>	<p>(1)①(ア) 品質マネジメントシステムに関する事項の記載を追加する。</p> <p>(1)①(イ) 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈の例に倣う他、この規定で用いる用語の定義の記載を追加する。</p> <p>(1)①(ウ) 品質マネジメントシステムに関する事項の記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p data-bbox="181 291 807 321">（品質保証計画と品質保証体制の構築、維持及び改善）</p> <p data-bbox="139 329 1270 438">第4条 社長は、<u>安全文化を基礎として「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築し、維持及び改善を推進する。</u></p> <p data-bbox="115 638 902 667">（以下の四角囲み内に、関連する条文として第11条第3項を示す。）</p> <div data-bbox="103 674 1320 1178" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 678 463 707">（業務の計画及び実施）</p> <p data-bbox="154 716 264 745">第11条</p> <p data-bbox="234 753 1270 976">3. <u>原子力安全に対する重要性の観点から、加工施設の安全を確保するために必要な機能とその喪失時の影響の程度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。これに基づき資源の適切な配分を行うために、第1項の基準及び関連標準には、必要に応じて、グレード分けの記載を含める。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができるとする。</u></p> <p data-bbox="264 984 1288 1169"> <u>(1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度。</u> <u>(2) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度。</u> <u>(3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度。</u> <u>(4) 作業プロセス、要員、要領及び設備等に対する特別な管理や検査の必要性の程度。</u> <u>(5) 運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度。</u> </p> </div>	<p data-bbox="1424 291 1991 321">（保安品質マネジメントシステムに係る要求事項）</p> <p data-bbox="1383 329 2513 707">第4条 社長は、<u>保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。</u></p> <p data-bbox="1466 753 2513 976">2. <u>社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、(1)から(3)の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</u></p> <p data-bbox="1492 984 2513 1438"> <u>(1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）</u> <u>(2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</u> <u>(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</u> </p> <p data-bbox="1466 1484 2513 1593">3. <u>各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安文書」という。）に明記する。</u></p> <p data-bbox="1466 1602 2513 1862"> 4. <u>社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。</u> <u>(1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</u> <u>(2) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること。</u> </p>	<p data-bbox="2594 329 2852 514">(1)①(エ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
	<p>(3) <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織（別図1に示す。）の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u></p> <p>(4) <u>プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>(5) <u>プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p>(8) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。</u></p> <p>5. <u>社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u> ・ <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u> ・ <u>要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u> ・ <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u> ・ <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u> ・ <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u> ・ <u>安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u> ・ <u>原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u> <p>6. <u>各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第12条の8調達プロセスに従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。</u></p> <p>7. <u>社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p>	<p>(1)①(エ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>2. <u>社長は、保安品質マネジメントシステムを品質保証計画書として文書化する。品質保証計画書においては、保安活動の品質保証組織、計画、実施、評価及び改善に関する事項を定める。</u></p> <p>3. <u>社長は、この規定及び品質保証計画書に基づき、保安品質マネジメントシステムの実施手順を自ら各規則に定める、又は、所長若しくは品質・安全管理室長に各基準として定めさせる。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準との関係を別表19に示す。</u></p> <p>4. <u>保安品質マネジメントシステムの文書は、次のとおりとする。文書の階層を別図4に示す。</u></p> <p>(1) 保安規定 (2) <u>品質保証計画書</u> (3) 保安品質方針</p> <p>(4) 規則（この規定及び品質保証計画書に基づき保安活動について社長が定めた文書） (5) 保安品質目標</p> <p>(6) 基準（この規定及び品質保証計画書に基づき保安活動について定めた文書であって規則を除くもの） (7) 標準（要領、手順書その他保安に関する文書であって(2)、(4)又は(6)に基づいて定めたもの） (8) 記録</p>	<p><u>（保安品質マネジメントシステムの文書化）</u></p> <p><u>第4条の2</u> 社長は、前条第1項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準との関係を別表19に示す。</p> <p>2. <u>保安文書及び記録は、次のとおりとする。文書の階層を別図4に示す。なお、以下の各号のうち(4)及び(7)は第6章に定める。</u></p> <p>(1) 保安規定 (2) <u>保安品質マニュアル</u> (3) 保安品質方針 (4) <u>施設管理方針</u> (5) 規則（(1)及び(2)に基づき社長が定めた保安文書であって(3)及び(4)を除くもの） (6) 保安品質目標 (7) <u>施設管理目標</u> (8) 基準（(1)及び(2)に基づく保安文書であって(3)から(7)を除くもの） (9) 標準（要領、手順書、指示書、図面等の保安文書（以下「手順書等」という。）であって(2)、(5)又は(8)に基づいて定めたもの） (10) 記録</p> <p><u>（保安品質マニュアル）</u></p> <p><u>第4条の3</u> 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) <u>保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u> (2) <u>保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u> (3) <u>保安品質マネジメントシステムの適用範囲</u> (4) <u>保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u> (5) <u>プロセスの相互の関係</u></p>	<p>(1)①(オ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)②(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)①(カ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第11条第2項を示す。)</p> <p><u>(業務の計画及び実施)</u></p> <p><u>第11条</u></p> <p>2. 品質保証部長は、<u>第1項の基準及び関連標準の文書管理に関する基準を定める。この基準には、次の事項並びに核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順を含める。</u></p> <p>(1) <u>文書の体裁に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第3項のグレード分けの適切性を含む内容の適切性の審査・承認に関すること。</u></p> <p>(3) <u>文書の識別及び適用する版の管理、並びに外部文書に関すること。</u></p> <p>(4) <u>旧版管理に関すること。</u></p>	<p><u>(文書の管理)</u></p> <p><u>第4条の4</u> 品質保証部長は、<u>基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</u> ・ <u>文書の組織外への流出等の防止</u> ・ <u>保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u> ・ <u>核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順</u> <p>2. <u>品質保証部長及び品質・安全管理室長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</u></p> <p>(1) <u>保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。</u></p> <p>(2) <u>保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、(1)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)の審査並びに(2)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。）</u></p> <p>(4) <u>保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u></p> <p>(5) <u>改訂のあった保安文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u></p> <p>(6) <u>保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</u></p> <p>(7) <u>組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。</u></p> <p>(8) <u>廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u></p> <p><u>(記録の管理)</u></p> <p><u>第4条の5</u> 各部長及び各グループ長は、<u>個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p>2. <u>品質保証部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第10条第2項及び第13条第6項に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。</u></p>	<p>(1)①(キ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(ク) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(責任及び権限)</p> <p>第5条 <u>社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任及び権限を第17条に示すとおり定め、保安教育又は社内通達で周知する。</u></p> <p>2. <u>社長は、所長に管理責任者として保安品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、事業所全体へ原子力安全についての認識を高めさせる。</u></p> <p>また、社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 経営責任者等の責任</u></p> <p>(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第5条 社長は、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>(1) <u>保安品質目標が定められているようにすること。</u> (2) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。</u> (3) <u>第8条に規定するマネジメントレビューを実施すること。</u> (4) <u>資源が利用できる体制を確保すること。</u> (5) <u>関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u> (6) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</u> (7) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p>2. 社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を保安内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第5条の2 <u>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p>	<p>(1)①(ケ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(コ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(保安品質方針)</p> <p>第6条 社長は、<u>次の事項に配慮して、関係法令及びこの規定の遵守、並びに原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を策定する。</u></p> <p>(1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。 (2) <u>原子力安全の要求事項を満たすこと及び保安品質マネジメントシステムを継続的に改善すること。</u> (3) <u>各部長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップを行うこと。</u> (4) <u>社内全体に伝達され、理解されるようにすること。</u> (5) <u>方針が原子燃料工業株式会社の経営理念に対して適切であり続けるために変更の必要性をレビューすること。</u></p> <p>(保安品質目標)</p> <p>第7条 <u>所長は管理責任者として、各部長に保安品質目標を次の点に留意して年度ごとに設定させる。</u></p> <p>(1) <u>各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を作成し、文書化すること。</u></p> <p>(2) <u>所長は、各部長の保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であることを確認すること。</u></p>	<p>(保安品質方針)</p> <p>第6条 社長は、<u>保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。</u></p> <p>(1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。 (2) <u>要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u> (3) <u>保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</u> (4) <u>要員に周知され、理解されていること。</u> (5) <u>保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p>(保安品質目標)</p> <p>第7条 社長は、<u>管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実施事項</u> ・ <u>必要な資源</u> ・ <u>責任者</u> ・ <u>実施事項の完了時期</u> ・ <u>結果の評価方法</u> <p>2. <u>所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。（「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</u></p> <p>3. <u>品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</u></p>	<p>(1)①(サ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(シ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">—</p> <p>（以下の四角囲み内に、関連する条文として第5条第1項を示す。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>（責任及び権限）</p> <p><u>第5条</u> 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任及び権限を第17条に示すとおり定め、保安教育又は社内通達で周知する。</p> </div> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">（保安品質マネジメントシステムの計画）</p> <p><u>第7条の2</u> 社長は、保安品質マネジメントシステムが第4条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。</p> <p><u>2.</u> 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(1) <u>保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u></p> <p>(2) <u>保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>(3) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>(4) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p style="text-align: center;">（責任及び権限）</p> <p><u>第7条の3</u> 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）</p> <p style="text-align: center;">（保安品質マネジメントシステム管理責任者）</p> <p><u>第7条の4</u> 社長は、所長及び品質・安全管理室長に管理責任者として、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>(2) <u>保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。</u></p> <p>(3) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>(4) <u>関係法令を遵守すること。</u></p>	<p>(1)①(ス) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(セ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(ソ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>—</p> <p>—</p>	<p><u>(管理者)</u></p> <p><u>第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16条及び第17条に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。）</u></p> <p><u>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p><u>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p><u>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p><u>(5) 関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p><u>(2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p><u>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p><u>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p><u>(5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p><u>3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</u></p> <p><u>(組織の内部の情報の伝達)</u></p> <p><u>第7条の6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。（「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第8条に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。）</u></p>	<p>(1)①(タ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(チ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条 社長は、<u>関係法令及びこの規定の遵守状況を確認するとともに、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上保安委員会を開催し、保安品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針、保安品質目標及び保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価を含むレビューを行う。</u></p> <p>2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>3. <u>品質・安全管理室長は、保安委員会の結果を記録する。</u></p> <p>(マネジメントレビューへのインプット)</p> <p>第9条 保安委員会のインプットは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安品質目標 (2) 内部監査計画・結果 (3) <u>所管官庁検査の結果及び指導事項</u> (4) <u>プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</u> (5) <u>予防処置及び是正処置の状況</u> (6) <u>前回までの保安委員会の結果に対するフォローアップ</u> (7) <u>保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> (8) <u>改善のための提案</u> 	<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条 社長は、<u>保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）として、年1回以上保安委員会を開催する。</u></p> <p>2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(マネジメントレビューに用いる情報)</p> <p>第9条 <u>所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる情報を報告する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>保安内部監査の結果</u> (2) <u>組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</u> (3) <u>プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</u> (4) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第13条の3において同じ。）。）</u> (5) <u>保安品質目標及び施設管理目標の達成状況</u> (6) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u> (7) <u>関係法令の遵守状況</u> (8) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u> (9) <u>従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置</u> (10) <u>保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u> (11) <u>部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。）からの改善のための提案</u> (12) <u>資源の妥当性</u> (13) <u>保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u> 	<p>(1)①(ツ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(テ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(マネジメントレビューからのアウトプット)</p> <p>第10条 保安委員会のアウトプットは、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>(2) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>(3) 資源の必要性</p> <p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第8条第3項を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条</p> <p>3. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果を記録する。</p> </div>	<p>(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p> <p>第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>(5) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>	<p>(1)①(ト)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>—</p> <p>—</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3節 資源の管理</u></p> <p><u>(資源の確保)</u></p> <p><u>第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）</u></p> <p>(1) <u>要員</u></p> <p>(2) <u>個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</u></p> <p>(3) <u>作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</u></p> <p>(4) <u>その他必要な資源</u></p> <p><u>(要員の力量の確保及び教育訓練)</u></p> <p><u>第10条の3 所長又は各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p><u>2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p>(2) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>前号の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p>(4) <u>要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">一 <u>保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p style="margin-left: 20px;">二 <u>保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p style="margin-left: 20px;">三 <u>原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p>(5) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p>	<p>(1)①(ナ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(ニ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第11条 所長は第4条第3項に基づき、管理責任者として、以下の各号に係る計画・実施・評価・改善の業務に関するプロセスを、業務の実施・記録における識別及びトレーサビリティの要求、組織外の所有物がある場合の扱いを含めて、品質保証計画書を受け保安活動について定めた業務の計画として、別表19に記載の各基準を担当部長に定めさせる、又は自ら定める。以下の(7)及び(8)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <p>(1) 文書管理 (2) 調達管理及び設計・開発管理 (3) 是正処置及び予防処置 (4) 教育・訓練 (5) 加工施設の操作 (6) 放射線管理 (7) 施設定期自主検査 (8) 補修及び改造 (9) 核燃料物質の管理 (10) 放射性廃棄物管理 (11) 初期消火活動 (12) 事故等対処活動 (13) 異常時の措置 (14) 非常時の措置 (15) 定期評価 (16) 記録管理</p> <p>2. 品質保証部長は、第1項の基準及び関連標準の文書管理に関する基準を定める。この基準には、次の事項並びに核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順を含める。</p> <p>(1) 文書の体裁に関すること。 (2) 第3項のグレード分けの適切性を含む内容の適切性の審査・承認に関すること。 (3) 文書の識別及び適用する版の管理、並びに外部文書に関すること。 (4) 旧版管理に関すること。</p> <p>3. 原子力安全に対する重要性の観点から、加工施設の安全を確保するために必要な機能とその喪失時の影響の程度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。これに基づき資源の適切な配分を行うために、第1項の基準及び関連標準には、必要に応じて、グレード分けの記載を含める。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができるとする。</p> <p>(1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度。</p>	<p><u>第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <p>(1) 加工施設の操作 (2) 放射線管理 (3) 加工施設の施設管理 (4) 核燃料物質の管理 (5) 放射性廃棄物管理 (6) 非常時の措置 (7) 定期評価</p> <p>2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源 (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>	<p>(1)①(ヌ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(2) <u>プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度。</u></p> <p>(3) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度。</u></p> <p>(4) <u>作業プロセス、要員、要領及び設備等に対する特別な管理や検査の必要性の程度。</u></p> <p>(5) <u>運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度。</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>4. <u>所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p><u>（個別業務等要求事項として明確にすべき事項）</u> 第11条の2 <u>担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項に関する基準及び関連標準において、明確に定める。</u></p> <p>(1) <u>組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>関係法令</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</u></p> <p><u>（個別業務等要求事項の審査）</u> 第11条の3 <u>担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる又は自ら実施する。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を要員に確認させる又は自ら確認する。</u></p> <p>(1) <u>当該個別業務等要求事項が定められていること。</u></p> <p>(2) <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</u></p> <p>(3) <u>担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、第1項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を要員に作成させ又は自ら作成し、これを管理する。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p><u>（組織の外部の者との情報の伝達等）</u> 第11条の4 <u>所長は、第11条第1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u> ・ <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u> ・ <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u> ・ <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u> 	<p>(1)①(ネ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(ノ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(ハ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 業務管理部長は、物品及び役務の調達に関し、次の事項を含む基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品及び役務（以下「調達製品」という。）の検証後、使用までの間の適切な管理の方法を定める。</p> <p>(1) 調達製品の調達要求事項を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査されること。なお、調達要求事項には、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含めること。</p> <p>(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。選定、評価及び再評価の判断基準を定めること。</p> <p>(3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</p> <p>(4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を定めること。</p> <p>(5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にすること。</p> <p>2. 設備管理部長は、施設及び設備の改造のための設計・開発に関し、次の事項を含む基準を定める。担当部長は、その基準に従って設計・開発管理を行う。</p> <p>(1) 改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を明確にすること。</p> <p>(2) 改造に係る要求事項を明確にし、当該施設及び設備の関係者を含めたレビューを行うこと。</p> <p>(3) 改造の各段階における結果を設計した者以外が検証し、承認後、次工程へ進めること。</p> <p>(4) 改造施設及び設備の使用前に要求事項に対する妥当性確認を行うこと。ただし、使用前の確認が実行可能でない場合を除く。</p> <p>(5) 設計変更に際して、当該変更が施設に及ぼす影響の評価を含むレビューを行うこと。</p> <p>3. 担当部長は、前項の設計・開発にあたって、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。担当部長は、保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	<p>(設計・開発計画)</p> <p>第12条 設備管理部長は、第12条の2から第12条の7に記載する事項を定めた設計・開発管理に関する基準を定める。担当部長はその基準に従って、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p> <p>2. 担当部長は、前項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>(4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>3. 担当部長は、第1項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>4. 担当部長は、第1項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>(1)①(ヒ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>（調達管理については、第12条の8から第12条の10に規定。）</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第1号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 2. (1) <u>改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を明確にすること。</u></p> <p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第3号及び第3項を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 2. (3) <u>改造の各段階における結果を設計した者以外が検証し、承認後、次工程へ進めること。</u></p> <p>3. 担当部長は、前項の設計・開発にあたって、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、<u>巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動(以下「保全」という。)</u>において留意すべき事項を抽出し、記録する。担当部長は、保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	<p>(設計・開発に用いる情報)</p> <p>第12条の2 <u>担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(1) <u>機能及び性能に係る要求事項</u> (2) <u>従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの</u> (3) <u>関係法令</u> (4) <u>その他設計・開発に必要な要求事項</u></p> <p>2. <u>担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p>(設計・開発の結果に係る情報)</p> <p>第12条の3 <u>担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。(「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。)</u></p> <p>2. <u>担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>3. 担当部長は、<u>設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>(1) <u>設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u> (2) <u>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に規定する保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。)</u> (3) <u>合否判定基準を含むものであること。</u> (4) <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p>	<p>(1)①(フ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(へ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第2号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 2. (2) <u>改造に係る要求事項を明確にし、当該施設及び設備の関係者を含めたレビューを行うこと。</u></p>	<p>(設計・開発レビュー)</p> <p>第12条の4 <u>担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。</u></p> <p>(1) <u>設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>(1)①(ホ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第3号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 2. (3) <u>改造の各段階における結果を設計した者以外が検証し、承認後、次工程へ進めること。</u></p>	<p>(設計・開発の検証)</p> <p>第12条の5 <u>担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に第1項の検証をさせる。</u></p>	<p>(1)①(マ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第4号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条</p> <p>2.</p> <p>(4) <u>改造施設及び設備の使用前に要求事項に対する妥当性確認を行うこと。ただし、使用前の確認が実行可能でない場合を除く。</u></p>	<p>(設計・開発の妥当性確認)</p> <p>第12条の6 <u>担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ設計・開発妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。）。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(設計・開発の変更の管理)</p> <p>第12条の7 <u>担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p>	<p>(1)①(ミ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(ム) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第5号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条</p> <p>2.</p> <p>(5) <u>設計変更に際して、当該変更が施設に及ぼす影響の評価を含むレビューを行うこと。</u></p>	<p>3. <u>担当部長は、前項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、第2項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第1項を示す。)</p> <p><u>(調達管理及び設計・開発管理)</u></p> <p>第12条 業務管理部長は、<u>物品及び役務の調達に関し、次の事項を含む基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品及び役務（以下「調達製品」という。）の検証後、使用までの間の適切な管理の方法を定める。</u></p> <p>(1) <u>調達製品の調達要求事項を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査されること。なお、調達要求事項には、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含めること。</u></p> <p>(2) <u>供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。選定、評価及び再評価の判断基準を定めること。</u></p> <p>(3) <u>評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</u></p> <p>(4) <u>調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を定めること。</u></p> <p>(5) <u>供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にすること。</u></p>	<p><u>(調達プロセス)</u></p> <p>第12条の8 業務管理部長は、<u>第12条の9から第12条の10に記載する事項を定めた調達管理に関する基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p> <p>2. <u>担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。（「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</u> ・ <u>一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</u> <p>3. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p>4. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p>5. <u>担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>6. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</u></p>	<p>(1)①(メ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p><u>（調達物品等要求事項）</u></p> <p>第12条の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>(1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>(2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>(3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(4) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</p> <p>(5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>(6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>(7) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。（「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）</p> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>(1)①(モ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>
—	<p><u>（調達物品等の検証）</u></p> <p>第12条の10 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>(1)①(ヤ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p><u>（個別業務の管理）</u> <u>第12条の11 担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u> (1) <u>加工施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u> (2) <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u> (3) <u>当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u> (4) <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u> (5) <u>第13条の2の規定に基づき監視測定を実施していること。</u> (6) <u>本章の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p><u>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</u> <u>第12条の12 担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u> (1) <u>当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u> (2) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u> (3) <u>妥当性確認の方法（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</u></p>	<p>(1)①(キ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(ユ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p><u>（識別管理）</u> <u>第12条の13 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。（「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。）</u></p>	(1)①(エ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。
—	<p><u>（トレーサビリティの確保）</u> <u>第12条の14 担当部長は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p>	(1)①(ヨ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。
—	<p><u>（組織の外部の者の物品）</u> <u>第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q 9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</u></p>	(1)①(ワ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。
—	<p><u>（調達物品の管理）</u> <u>第12条の16 担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</u></p>	(1)①(ヲ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
—	<p><u>(監視測定のための設備の管理)</u></p> <p><u>第 1 2 条の 1 7 担当部長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p><u>2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p><u>3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第 11 条の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</u></p> <p><u>(2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p><u>(3) 所要の調整がなされていること。</u></p> <p><u>(4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p><u>(5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p><u>4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p><u>5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>6. 担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7. 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p>	<p>(1)①(シ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>—</p> <p>—</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 節 評価及び改善</u></p> <p><u>(監視測定、分析、評価及び改善)</u></p> <p><u>第 1 2 条の 1 8 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）の計画として第 4 条の 2 に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又は自ら実施する。</u></p> <p><u>2. 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制（電子メール、社内イントラネットの利用を含む。）を構築する。</u></p> <p><u>(組織の外部の者の意見)</u></p> <p><u>第 1 2 条の 1 9 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p><u>2. 担当部長は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p>	<p>(1)①(あ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(い) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(内部監査)</p> <p>第 1 3 条 品質・安全管理室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するため、内部監査に関する基準を定める。品質・安全管理室長は、この基準に基づき、<u>内部監査計画を作成し、選定基準を満たす被監査対象部署以外の者より選任した監査員により、年 1 回以上、監査させる。</u></p> <p>2. 前項の基準には、<u>監査員の選定基準、監査の計画及び実施、結果の報告、記録の作成及び維持に関する責任、並びに要求事項を記載する。</u></p> <p>3. 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。</p>	<p>(保安内部監査)</p> <p>第 1 3 条 品質・安全管理室長は、<u>保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安内部監査に関する基準を定める。</u>品質・安全管理室長は、この基準に基づき、<u>保安活動の重要度に応じて、年 1 回以上、客観的な評価を行う部門その他の体制として選定基準を満たす被監査対象部門以外の者より選任した監査員により保安内部監査を実施させる。</u></p> <p>(1) <u>保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> (2) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>2. 前項の基準には、<u>保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>3. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画（以下「保安内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>4. <u>第 1 項の基準には、保安内部監査を行う要員（以下「保安内部監査員」という。）の選定基準を定め、保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>5. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。</u></p> <p>6. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに保安内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</u></p> <p>7. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定された領域に責任を有する担当部長に保安内部監査結果を通知する。</u></p> <p>8. <u>品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた担当部長に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p>9. 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。</p>	<p>(1)①(う) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p><u>（プロセスの監視測定）</u></p> <p><u>第13条の2 所長及び各部長は、プロセスの監視測定（対象として、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法（監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。）により、これを行う。</u></p> <p><u>2. 所長及び各部長は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第4条第4項(3)に掲げる保安活動指標を用いる。</u></p> <p><u>3. 所長及び各部長は、第1項の方法により、プロセスが第7条の2第1項及び第11条第1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p><u>4. 所長及び各部長は、第1項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>5. 所長及び各部長は、第7条の2第1項及び第11条第1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p>	<p>(1)①(え) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
—	<p>(機器等の検査等)</p> <p><u>第 13 条の 3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないグループの者とする。</u></p> <p>2. <u>担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、別表 18 に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p>3. <u>担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、別表 18 に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p>4. <u>担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>5. <u>担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</u></p> <p>6. <u>前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(1)①(お) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(不適合管理)</p> <p>第14条 所長は管理責任者として、<u>不適合が発生した場合にその不適合が確実に識別され、適切な処置及び記録を行うために責任と権限を明確にした基準を定める。なお、基準には次の項目を含める。</u></p> <p>(1) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>(3) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p><u>2. 担当部長は、前項に定められた基準に従い、不適合を処理する。</u></p> <p><u>3. 担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。</u></p> <p>—</p>	<p>(不適合の管理)</p> <p>第14条 所長は管理責任者として、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務を識別することを含む。）。</u></p> <p><u>2. 所長は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を基準に定める。</u></p> <p><u>3. 担当部長は、前項に定められた基準に従い、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>(1) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</u></p> <p>(3) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p><u>4. 担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。</u></p> <p><u>5. 担当部長は、第3項第1号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p><u>6. 担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。</u></p> <p>(データの分析及び評価)</p> <p><u>第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</u></p> <p><u>2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。</u></p> <p>(1) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>(2) <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>(3) <u>機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</u></p> <p>(4) <u>調達物品等の供給者の供給能力</u></p>	<p>(1)①(か) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(き) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">—</p> <p>（是正処置及び予防処置）</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、<u>不適合に対して再発防止のための是正処置及び予防処置に関する基準</u>を定める。</p> <p>2. <u>再発防止のための是正処置に関して、第1項の基準には次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の方法及びこれを実施するための体制を含める。</u></p> <p>(1) <u>不適合の内容確認</u> (2) <u>不適合の原因の特定</u> (3) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u> (4) <u>必要な処置の決定及び実施</u> (5) <u>とった処置の結果の記録</u> (6) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>3. <u>予防処置に関して、第1項の基準には次の事項を含む他、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含める。</u></p> <p>(1) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u> (2) <u>不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価</u> (3) <u>必要な処置の決定及び実施</u> (4) <u>とった処置の結果の記録</u> (5) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p>4. <u>各部長は、第1項に定められた基準に従い是正処置及び予防処置を行う。</u></p> <p>5. <u>各部長は、予防に関する処置にあたっては、事業所及び他の施設から得られた知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び公開された不適合情報を含む。）を適切に反映する。</u></p> <p>6. <u>各部長は、是正処置結果及び予防処置結果を所長に報告する。</u></p>	<p>（継続的な改善）</p> <p>第14条の3 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、<u>保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p>（是正処置等）</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、<u>各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。</u></p> <p>(1) <u>是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</u></p> <p>一 <u>不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</u></p> <p>二 <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p>(2) <u>必要な是正処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p>(3) <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</u></p> <p>(5) <u>必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。</u></p> <p>(6) <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</u></p> <p>(7) <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p>2. <u>所長は、前項各号に掲げる事項について、基準に定める。</u></p> <p>3. <u>環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。）</u></p> <p>4. <u>各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。</u></p>	<p>(1)①(く) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(け) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第15条第5項を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>(是正処置及び予防処置)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>5. 各部長は、予防に関する処置にあたっては、事業所及び他の施設から得られた知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び公開された不適合情報を含む。）を適切に反映する。</p> </div> <p>(情報の共有及び公開)</p> <p><u>第15条の2</u> 所長は、<u>第12条第1項(1)</u>に記載する調達製品の技術情報及び<u>第60条から第64条</u>に記載する保守管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p>	<p>(未然防止処置)</p> <p><u>第15条の2</u> 所長は管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。</p> <p>(1) <u>起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</u></p> <p>(2) <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</u></p> <p>(3) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p>(4) <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p>2. <u>所長は、前述の各号に掲げる事項について、基準に定める。</u></p> <p>(情報の共有及び公開)</p> <p><u>第15条の3</u> 所長は、<u>第12条の8第6項</u>に記載する調達物品等の技術情報及び<u>第58条から第65条の2</u>に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p>	<p>(1)①(こ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)④(ア) 施設管理に関する事項が追加及び変更されたことに伴う、引用する条項番号の適正化等。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第2節 組織</p> <p>（保安活動を行う者の組織）</p> <p>第16条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社長 (2) 所長（管理責任者） (3) 品質・安全管理室長（管理責任者） (4) 保安委員会（マネジメントレビュー） (5) 核燃料取扱主任者 (6) 核燃料安全委員会 (7) 業務管理部長 (8) 品質保証部長 (9) 燃料製造部長 (10) 環境安全部長 (11) 設備管理部長 (12) 総務グループ長 (13) 購買グループ長 (14) 燃料品質グループ長 (15) 製造管理グループ長 (16) 製造技術グループ長 (17) 輸送管理グループ長 (18) 安全管理グループ長 (19) 環境管理グループ長 (20) 計量・廃棄物管理グループ長 (21) 工務グループ長 (22) 設備設計グループ長 <p>2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p>3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。 第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。 第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第4項に定める。</p> <p>4. 所長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長の指名する代行者がその職務を行う。 第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。 核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 組織及び職務</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第3節 職務</u></p> <p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 品質保証に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条、<u>第5条及び第7条</u>のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、品質保証に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の品質目標の設定を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、総務グループ長及び購買グループ長が行う、教育・訓練の実施管理及び周辺監視区域への出入管理、並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の救護消火係が実施する消火活動等、警備誘導係が実施する警備と誘導等、調達係が実施する調達、総務広報係が実施する事業所内外への連絡等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長、製造技術グループ長及び輸送管理グループ長が行う、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p>	<p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. <u>保安品質マネジメントシステム</u>に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から<u>第15条の3</u>のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、<u>保安品質マネジメント</u>に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の<u>保安品質目標の設定及び第62条の2に基づき所長が定める施設管理目標に関する業務</u>を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、総務グループ長及び購買グループ長が行う、教育・訓練の実施管理及び<u>保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理</u>、並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の救護消火係が実施する消火活動等、警備誘導係が実施する警備と誘導等、調達係が実施する調達、総務広報係が実施する事業所内外への連絡等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う、分析作業、<u>燃料品質に係る検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長、製造技術グループ長及び輸送管理グループ長が行う、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p>	<p>(1)④(イ) 保安品質マネジメントシステム及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う、引用する条項番号の繰り下げ、その他記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 保全区域の管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び計量・廃棄物管理グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、管理区域への出入管理、受入仕様値への適合確認並びに放射線管理、放射性廃棄物の保管管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理、事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、情報1係が実施する通報・連絡、情報2係が実施する情報交換・相互協力及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長及び設備設計グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>保守・点検</u>、各部長から依頼を受けた<u>施設定期自主検査、補修、改造、保守・点検、及び施設・設備</u>に係る設計・開発に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(7) 総務グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理及び<u>周辺監視区域への出入管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(8) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(10) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(11) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する技術支援に係る業務を行う。</p>	<p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び計量・廃棄物管理グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、管理区域への出入管理、受入仕様値への適合確認並びに放射線管理、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング</u>、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理、事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、情報1係が実施する通報・連絡、情報2係が実施する情報交換・相互協力及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長及び設備設計グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、各部長から依頼を受けた<u>施設の保全、並びに施設・設備</u>に係る設計・開発に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(7) 総務グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理、<u>保全区域の管理</u>、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、<u>燃料品質に係る検査作業</u>及び当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務</u>を行う。</p> <p>(10) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、<u>第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務</u>を行う。</p> <p>(11) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する技術支援に係る業務を行う。</p>	<p>(2)② 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 保全区域の管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(12) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。 また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び第21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。 環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(14) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>、並びに管理区域への出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計量・廃棄物管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る<u>保守・点検</u>、受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。</p> <p>(16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>保守・点検並びに各部長から依頼を受けた施設定期自主検査、補修、改造及び保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、<u>異常時の措置、初期消火活動、事故等対処活動</u>、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、<u>設計・開発</u>、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p>	<p><u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(12) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。 また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び第21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。 環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。 <u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、並びに管理区域への出入管理に関する業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(15) 計量・廃棄物管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、<u>並びに受入仕様値への適合確認</u>に関する業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>並びに各部長から依頼を受けた<u>施設の保全</u>に関する業務を行う。</p> <p>(17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、<u>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、異常時の措置、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、施設管理</u>、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)② 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 設計想定事象等及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第4節 核燃料取扱主任者</p> <p>（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織（これらの指揮監督を受ける者を含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p> <p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) <u>所管官庁が法に基づいて実施する以下の検査に原則として立ち会うこと。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">一 <u>保安検査</u></p> <p style="margin-left: 20px;">二 <u>施設定期検査</u></p> <p style="margin-left: 20px;">三 <u>使用前検査のうち、事業所内で行われるものであって、機能、性能に係わるもの</u></p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 保安教育の計画、<u>初期消火活動訓練の計画、事故等対処活動訓練の計画</u>及び非常時訓練の計画</p> <p style="margin-left: 20px;">二 <u>補修及び改造の計画</u></p> <p style="margin-left: 20px;">三 <u>施設定期自主検査実施計画</u></p> <p style="margin-left: 20px;">四 （工事）作業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">五 製造計画</p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各基準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 核燃料取扱主任者</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。</u></p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 保安教育の計画、<u>設計想定事象等対処活動訓練の計画</u>及び非常時訓練の計画</p> <p style="margin-left: 20px;">二 <u>保全計画</u></p> <p style="margin-left: 40px;">・ <u>点検計画</u></p> <p style="margin-left: 40px;">・ <u>定期事業者検査の実施計画</u></p> <p style="margin-left: 40px;">・ <u>設計及び工事の計画</u></p> <p style="margin-left: 40px;">・ <u>特別な保全計画</u></p> <p style="margin-left: 20px;">三 （工事）作業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">四 製造計画</p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各基準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p>(1)④(ウ) 保安検査の廃止並びに施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(ウ) 設計想定事象等及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 2 0 条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の<u>方法</u>に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 <u>施設定期自主検査</u>に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、<u>初期消火活動訓練の年次計画、事故等対処活動訓練の年次計画</u>及び非常時訓練の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の<u>改定</u>及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める内部監査に関する基準を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び<u>保守</u>に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項</p> <p>(5) <u>事故等対処活動を行う体制の整備</u>を含む安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち廻り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p> <p>（答申及び勧告の尊重）</p> <p>第22条 所長は、核燃料安全委員会の答申及び前条第3項における審議依頼者への勧告を尊重しなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項に係る答申及び勧告の内容、並びにこれに関して講じた処置等の必要な事項について、関係者に通知しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の<u>計画</u>に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 <u>定期事業者検査</u>に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、<u>設計想定事象等対処活動訓練の年次計画</u>及び非常時訓練の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の<u>変更</u>及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める保安内部監査に関する基準を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び<u>保全</u>に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項</p> <p>(5) <u>設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制</u>を含む安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち廻り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(エ) 設計想定事象等及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)③ 記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第3章 教育・訓練</p> <p>（力量、教育・訓練及び認識）</p> <p>第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 業務管理部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇用員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、業務管理部長に報告する。</p> <p>(3) 原子燃料工業株式会社東海事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は、原子燃料工業株式会社東海事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。</p> <p>(4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、原則として事業所従業員自らが実施する。ただし、請負会社従業員等に保安教育を実施させる場合、業務管理部長は、必要な教育内容を請負会社従業員等に提示するとともに、その結果を報告させ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>(5) 業務管理部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。</p> <p>(6) 業務管理部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>3. 各部長は、加工施設の操作員の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、加工施設の操作に必要な力量を有することを認定する。</p> <p>(2) 各部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>4. 各部長は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について業務管理部長に報告する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>5. 所長は、第2項(6)、第3項(2)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて基準を改定し、次年度の保安教育及び教育・訓練に反映する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 教育・訓練</p> <p>（力量、教育・訓練及び認識）</p> <p>第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 業務管理部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇用員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、業務管理部長に報告する。</p> <p>(3) 原子燃料工業株式会社東海事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は、原子燃料工業株式会社東海事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。</p> <p>(4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、原則として事業所従業員自らが実施する。ただし、請負会社従業員等に保安教育を実施させる場合、業務管理部長は、必要な教育内容を請負会社従業員等に提示するとともに、その結果を報告させ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>(5) 業務管理部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。</p> <p>(6) 業務管理部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、加工施設の操作に必要な力量を有することを認定する。</p> <p><u>(2) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、検査に必要な力量を有することを認定する。</u></p> <p>(3) 各部長は、(1)及び(2)の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>4. 各部長は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について業務管理部長に報告する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>5. 所長は、第2項(6)、第3項(3)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて基準を改訂し、次年度の保安教育及び教育・訓練に反映する。</p>	<p>(1)④(オ) 施設管理に関する事項（使用前事業者検査、定期事業者検査）の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(初期消火活動訓練、事故等対処活動訓練及び非常時訓練)</p> <p>第24条 業務管理部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、<u>毎年度、従業員等に対する事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（第11条、第17条、第19条、第21条、第24条以降において以下「初期消火活動」という。）の訓練の計画、火災若しくは爆発が発生した場合、加工施設内で溢水が発生した場合、地震その他の自然現象が発生した場合、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合における加工施設の保全のための活動（第11条、第17条、第19条、第21条、第24条以降において以下「事故等対処活動」という。）の訓練の計画及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p>2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する<u>初期消火活動訓練、事故等対処活動訓練及び非常時訓練</u>を年1回以上実施する。</p> <p>3. 業務管理部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改定の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>	<p>(設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練)</p> <p>第24条 業務管理部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、従業員等に対する訓練として、<u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（第19条、第21条、第24条以降において以下「設計想定事象等対処活動」という。）の訓練及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p>2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する<u>設計想定事象等対処活動訓練</u>及び非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>3. 業務管理部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改訂の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>	<p>(1)④(カ) 設計想定事象等に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、<u>第29条及び第30条の2から第30条の4</u>に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。</p> <p><u>所長は、第30条の2及び第37条の2から第37条の3に記載する事項を定めた初期消火活動に係る計画として、基準を定める。</u></p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合（以下「<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時</u>」という。）又は<u>大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合</u>（以下「<u>大規模損壊発生時</u>」という。）における加工施設の<u>保全のための活動にあたっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた事故等対処活動を行う体制の整備</u>に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、<u>第29条に記載する事項を定めた巡視・点検及び第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画として、各基準を定める。</u></p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、<u>第29条及び第30条の2から第30条の4</u>に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第29条、第30条の2から第30条の4及び第36条から第37条の3</u>の業務を実施させる。</p> <p>（加工施設の操作に係る評価及び改善）</p> <p>第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条の<u>3</u>に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、<u>定めた基準を改定</u>する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、<u>第30条の3から第30条の4</u>に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。</p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持するための活動を行うにあたっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置</u>（第11条、第17条、第25条以降において以下「<u>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</u>」という。）に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、<u>第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画（異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。）</u>として、各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、<u>第30条の3から第30条の4</u>に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第30条の3から第30条の4及び第36条から第37条</u>の業務を実施させる。</p> <p>（加工施設の操作に係る評価及び改善）</p> <p>第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、<u>定めた基準を改訂</u>する。</p>	<p>(1)④(キ) 第29条（巡視・点検）の削除並びに設計想定事象等に関する事項の追加及び変更（第30条の2及び第37条の2から第37条の3は第30条の3に統合）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(ク) 第37条の2から第37条の3の削除に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)④ 記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第2節 通則</p> <p>（加工施設の使用） 第27条 各部長は、加工施設において核燃料物質等を取り扱う場合、別表2に示す加工施設を使用する。</p> <p>（操作員の確保） 第28条 各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作させる。</p> <p>2. 各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。</p> <p>（巡視・点検） 第29条 所長は、巡視・点検を行う者の力量及び巡視・点検項目を定め、巡視・点検を行う者を選定して、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視・点検を行わせる。</p> <p>（操作上の一般事項） 第30条 各部長は、加工施設の操作にあたっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。</p> <p>(2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。</p> <p>(3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作にあたっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。</p> <p>一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。</p> <p>二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。</p> <p>三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。</p> <p>(4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</p> <p>2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p><u>第29条 削除</u></p> <p>（操作上の一般事項） 第30条 各部長は、加工施設の操作にあたっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。</p> <p>(2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、<u>運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項</u>について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。</p> <p>(3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作にあたっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。</p> <p>一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。</p> <p>二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。</p> <p>三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。</p> <p>(4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</p> <p>2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(1)②(ウ) 加工施設の操作から、巡視・点検に関する事項の条文を削除する。 （施設管理に関する事項の一つとして、第62条の6第7項に移管する。）</p> <p>(1)②(エ) 加工施設の操作に関し、引継時に実施すべき事項を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p data-bbox="344 289 1080 321">第 2 節の 2 <u>加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p data-bbox="181 405 611 436"><u>(初期消火活動のための体制の整備)</u></p> <p data-bbox="142 443 1163 474"><u>第 3 0 条の 2 所長は、初期消火活動のための体制の整備に関し、次の措置を講じる。</u></p> <p data-bbox="249 480 1270 590"><u>(1) 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために、保安棟に専用通信設備を設置する。なお、当該設備が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p data-bbox="249 596 1270 743"><u>(2) 初期消火活動を行う要員として事業所に常駐する者を 2 名以上確保するとともに、初期消火活動を行うその他の要員として 5 名程度を確保する。</u> <u>また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</u></p> <p data-bbox="249 749 1270 858"><u>(3) 可搬消防ポンプ (1 台以上)、泡消火薬剤及び初期消火活動に必要なその他資機材を備え付ける。なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。</u></p> <p data-bbox="249 865 1071 896"><u>(4) 第 29 条に定める巡視・点検により、火災の早期発見に努める。</u></p> <p data-bbox="225 945 1095 976"><u>2. 所長は、第 24 条に定める訓練等により、体制の実効性を維持する。</u></p>	<p data-bbox="1561 289 2347 321">第 2 節の 2 <u>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</u></p> <p data-bbox="1386 443 1623 474"><u>第 3 0 条の 2 削除</u></p>	<p data-bbox="2585 443 2852 743">(1)②(オ) 初期消火活動のための体制の整備に関する条文を削除する。 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として第 30 条の 3 に統合する。)</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（火災等発生時、内部溢水発生時、自然現象発生時等における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）</u></p> <p>第30条の3 所長は、<u>火災又は爆発が発生した場合（以下「火災等発生時」という。）</u>、<u>加工施設内で溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）</u>、<u>地震その他の自然現象が発生した場合（以下「自然現象発生時」という。）</u>等における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画は、添付1に示す事項に従い策定する。</p> <p>(1) <u>火災等発生時、内部溢水発生時又は自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>(2) <u>火災等発生時、内部溢水発生時又は自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>火災等発生時、内部溢水発生時又は自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>(4) <u>火災等発生時、内部溢水発生時又は自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等を整備すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号の措置の内容について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</u></p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、<u>火災等発生時、内部溢水発生時、自然現象発生時等における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施させる。</u></p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、<u>体制の実効性を維持する。</u></p>	<p><u>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</u></p> <p>第30条の3 所長は、<u>許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</u></p> <p>(1) <u>可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</u></p> <p>(2) <u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、<u>必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</u></p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、<u>加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</u></p> <p>4. <u>各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</u></p>	<p>(2)⑤ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)②(カ) 第30条の2（初期消火活動のための体制の整備）、第37条の2（通報連絡）及び第37条の3（消火又は延焼の防止等）を削除し、本条に統合する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p>第30条の4 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画は、添付2に示す事項に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(6) 前各号の措置の内容について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備</u>を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、<u>体制の実効性を維持する</u>。</p>	<p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置※)</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、<u>重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</u></p> <p>(1) <u>重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>(2) <u>大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>(3) <u>重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、<u>必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる</u>。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、<u>加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する</u>。</p> <p>※： <u>重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</u></p>	<p>(2)⑥ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)②(キ) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として記載を変更する。</p> <p>(2)⑥ （重大事故に至るおそれがある事故に係る加工施設の保全に関する措置が、許可を踏まえたものであることを注釈する適正化。）</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備）</p> <p>第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備</p> <p>(2) 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(4) 非常用電源設備</p> <p>(5) 監視用放射線測定器</p> <p>2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第32条 各部長は、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視・点検、<u>施設定期自主検査</u>等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第32条 各部長は、<u>第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし</u>、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、<u>点検</u>、<u>定期事業者検査</u>等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>	<p>(1)②(ク) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を変更する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 3 3 条は省略	変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(漏えい管理)</p> <p>第 3 4 条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>始業前点検</u>等により異常の有無を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第 36 条に従うとともに、速やかに第 63 条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. 第 1 種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第 41 条に定める第 1 種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第 1 種管理区域を大気圧以下に保つ。</p> <p>(火災及び爆発の防止)</p> <p>第 3 5 条 各部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表 5 に定める熱的制限値以下に保つ。</p> <p>2. 各部長は、別表 5 に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、可燃性ガス検知器を作動させる。</p>	<p>(漏えい管理)</p> <p>第 3 4 条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>第 30 条第 1 項に定める設備の運転開始に先立って行う確認</u>等により異常の有無を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第 36 条に従うとともに、速やかに第 63 条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. 第 1 種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第 41 条に定める第 1 種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第 1 種管理区域を大気圧以下に保つ。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(ケ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常、<u>火災若しくは爆発、内部溢水、地震その他の自然現象、</u>重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。</p> <p>（異常時における設備の手動による作動）</p> <p>第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し、<u>設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常（異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。）を含む。）</u>、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(2)⑦ 第30条の3第1項の記載の適正化に合わせた記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;"><u>第 6 節 初期消火活動</u></p> <p><u>(通報連絡)</u> <u>第 3 7 条の 2 事業所において火災を発見した者は、第 25 条第 1 項の基準に従い、必要な通報連絡を行う。</u></p> <p><u>(消火又は延焼の防止等)</u> <u>第 3 7 条の 3 初期消火活動を行う者は、粉末消火器により消火を行い火災の拡大を防止する。</u> <u>第 30 条の 2 第 1 項(2)に定める初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し初期消火活動を行う。粉末消火器による消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 節 削除</u></p> <p><u>第 3 7 条の 2 削除</u></p> <p><u>第 3 7 条の 3 削除</u></p>	<p>(1)②(ケ) 第 37 条の 2 に規定する必要な通報連絡は、第 30 条の 3 第 1 項(1)に統合し削除。</p> <p>(1)②(コ) 第 37 条の 3 に規定する消火又は延焼の防止等は、第 30 条の 3 第 1 項(1)に統合し削除。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（放射線管理に係る計画及び実施）</p> <p>第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、第46条及び第46条の2に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた放射線管理に関する基準を定める。 業務管理部長は、第46条及び第46条の2に記載する事項を定めた周辺監視区域に関する基準を定める。</p> <p>燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p> <p>（放射線管理に係る評価及び改善）</p> <p>第39条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第40条から第57条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（放射線管理に係る計画及び実施）</p> <p>第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、<u>第45条の2</u>、第46条及び第46条の2に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた放射線管理に関する基準を定める。 業務管理部長は、<u>保全区域を明示し、第45条の2に記載する保全区域についての管理措置</u>、第46条及び第46条の2に記載する事項を定めた周辺監視区域に関する基準を定める。</p> <p>燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p> <p>（放射線管理に係る評価及び改善）</p> <p>第39条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第40条から第57条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p>	<p>(1)④(コ) 第45条の2(保全区域)の追加に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)⑧ 記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第2節 区域管理</p> <p>（管理区域）</p> <p>第40条 管理区域は、<u>別図2</u>に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）」第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。</p> <p>5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。</p> <p>(2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が浸入しないように対策を講じること。</p> <p>(3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>(4) 必要に応じてしゃへい等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>（管理区域の区分）</p> <p>第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき<u>別図2</u>のとおり区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：（第2種管理区域）</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：（第1種管理区域）</p> <p>2. 環境安全部長は、前項(2)の第1種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 区域管理</p> <p>（管理区域）</p> <p>第40条 管理区域は、<u>別図2－(2)及び別図2－(3)</u>に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)（以下「線量告示」という。）第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。</p> <p>5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。</p> <p>(2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が浸入しないように対策を講じること。</p> <p>(3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>(4) 必要に応じてしゃへい等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>（管理区域の区分）</p> <p>第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき<u>別図2－(2)及び別図2－(3)</u>のとおり区分する。</p> <p>(1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：（第2種管理区域）</p> <p>(2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：（第1種管理区域）</p> <p>2. 環境安全部長は、前項(2)の第1種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。</p>	<p>(2)⑨ 記載の適正化。</p> <p>(2)⑩ 記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 4 2 条～第 4 5 条は省略	変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 3 節 被ばく管理</p> <p>(管理上の人の区分)</p> <p>第 4 7 条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者。</p> <p>(線量限度)</p> <p>第 4 8 条 放射線業務従事者の線量限度は、別表 7 に定める値とする。</p> <p>2. 放射線業務従事者の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、環境安全部長は当該放射線業務従事者の管理区域への立入禁止を指示する。</p> <p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第 4 9 条 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を別表 8 に定める。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて評価する。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。ただし、社員以外の者にあつては、当該事業者を通じて通知する。</p> <p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第 5 0 条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 被ばく管理</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第 5 0 条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、<u>線量限度を超えないこと</u>はもとより、<u>合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために</u>、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p>	<p>(2)⑫ 保安規定審査基準の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 5 1 条は省略	変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 4 節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 5 2 条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 9 及び別表 10 に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 5 3 条 環境安全部長は、別表 11 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 5 2 条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 9 及び別表 10 に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p><u>4. 環境安全部長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。</u></p> <p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 5 3 条 環境安全部長は、<u>第 59 条の 5 に基づき、第 62 条の 6 に定める保全計画のもと、別表 11 に定める放射線測定器類を年 1 回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。</u></p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(2)⑬ 保安規定審査基準の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴う記載の適正化</p> <p>(1)④(シ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5節 物品移動の管理</p> <p>（第1種管理区域外への移動） 第54条 環境安全部長は、第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。</p> <p>（管理区域外への移動） 第55条 核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、環境安全部長は、必要に応じてしゃへい等の措置が講じられ、線量当量率が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。</p> <p>（周辺監視区域内の運搬） 第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じる。</p> <p>（周辺監視区域外への運搬） 第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じ、措置結果を所長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 物品移動の管理</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（周辺監視区域内の運搬） 第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p><u>2. 各部長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(2)⑭ 記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第6章 <u>保守管理</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>保守管理に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>（保守管理に係る計画及び実施）</p> <p>第58条 <u>各部長は、第17条に定める職務に従い、第60条から第62条に記載する事項を定めた施設定期自主検査に関する各基準を定める。</u> 設備管理部長は、第62条の2から第65条の2に記載する事項を定めた保全、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>検査に合格するまでの間の機能維持に関する基準を定める。</u></p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第60条から第65条の2の業務を実施させる。</p> <p>（保守管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第60条から第65条の2に記載する事項に対する結果を確認し、<u>その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</u></p> <p>2. <u>前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 <u>施設管理</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>（施設管理に係る計画及び実施）</p> <p>第58条 設備管理部長は、<u>加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。）の計画として、第59条の2から第65条の2に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>確認証の交付を受けるまでの間の機能維持に関する基準を定める。</u></u></p> <p>2. <u>所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。</u> 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の2の業務（ただし、第62条の2第1項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除く。）を実施させる。</p> <p>（施設管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条の2に記載する事項（ただし、第62条の2第1項に記載する事項を除く。）に関して、<u>第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の11の施設管理の有効性評価の結果を確認し、設備管理部長に報告する。ただし、設備管理部長自らに対する報告の必要はない。</u></p> <p>2. <u>設備管理部長は、前項の報告を踏まえ、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</u></p>	<p>(1)②(シ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)④(ス) 施設管理、その他記載の追加に伴う適正化。</p> <p>(1)④(セ) 施設管理、その他記載の追加に伴う適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p style="text-align: center;"><u>第1節の2 使用前事業者検査</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（使用前事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</u></p> <p><u>2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する。</u></p> <p><u>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>(4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</u></p> <p><u>(5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>一 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。</u></p> <p><u>4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。</u></p> <p><u>(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>6. 所長は、使用前事業者検査について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設の使用を許可する。</u></p>	(1)②(ス) 使用前事業者検査に関する事項の追加に伴い記載を追加する。

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>—</p> <p>—</p>	<p style="text-align: center;"><u>第1節の3 定期事業者検査</u></p> <p><u>（定期事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</u></p> <p><u>2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する。</u></p> <p><u>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。定期事業者検査を行う対象、検査内容等は、第62条の6に定める保全計画に基づくものとする。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う定期事業者検査を免除する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書を定め、実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>(4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</u></p> <p><u>(5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。</u></p> <p><u>4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。</u></p> <p><u>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>（定期事業者検査の報告）</u></p> <p><u>第59条の4 担当グループ長は、定期事業者検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、環境安全部長に通知する。通知を受けた環境安全部長は、各定期事業者検査の結果を取りまとめ、定期事業者検査報告書を作成する。</u></p>	<p>(1)②(セ) 定期事業者検査に関する事項の追加に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ソ) 定期事業者検査に関する事項の追加に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第61条第2項及び第3項を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(施設定期自主検査項目)</p> <p><u>第61条</u></p> <p><u>2.</u> 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。</p> <p><u>3.</u> 前項の校正は、次の事項について第58条の<u>施設定期自主検査</u>に関する各基準で定めるところに従う。</p> <p>(1) 異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。</p> <p>(2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要な保護に関する事項。</p> </div>	<p style="text-align: center;"><u>第1節の4 計器及び放射線測定器の校正</u></p> <p>(計器及び放射線測定器の校正)</p> <p><u>第59条の5</u> 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。</p> <p><u>2.</u> 前項の校正は、次の事項について第58条の<u>施設管理</u>に関する基準で定めるところに従う。</p> <p>(1) 異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。</p> <p>(2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要な保護に関する事項。</p>	<p>(1)④(ソ) 定期事業者検査に関する事項の追加に伴う適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第2節 施設定期自主検査</u></p> <p><u>（施設定期自主検査）</u> <u>第60条 担当部長は、毎年度、第61条に規定する設備の施設定期自主検査の実施計画を設備管理部長と協議して定める。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項の実施計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会に付議する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、必要に応じて設備管理部長と協議し、分担し、第1項の実施計画に基づき、施設定期自主検査を行う。</u></p> <p><u>（施設定期自主検査項目）</u> <u>第61条 施設定期自主検査を行う設備、検査項目等は別表13のとおりとする。</u></p> <p>2. <u>加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。</u></p> <p>3. <u>前項の校正は、次の事項について第58条の施設定期自主検査に関する各基準で定めるところに従う。</u></p> <p>(1) <u>異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。</u></p> <p>(2) <u>測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護に関する事項。</u></p> <p><u>（施設定期自主検査結果の報告）</u> <u>第62条 担当部長は、施設定期自主検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、関係部長に通知する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 削除</u></p> <p><u>第60条 削除</u></p> <p><u>第61条 削除</u></p> <p><u>第62条 削除</u></p>	<p>(1)②(タ) 施設定期自主検査に関する事項の条文を削除する。</p> <p>(1)②(チ) 施設定期自主検査に関する事項の条文を削除する。</p> <p>(1)②(ツ) 施設定期自主検査に関する事項の条文を削除する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第2節の2 <u>保 全</u></p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">第2節の2 <u>施設管理の実施に関する計画</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施設管理方針及び施設管理目標)</u></p> <p><u>第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理に関する方針（第4条の2、第62条の2以降において以下「施設管理方針」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さらに、第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</u></p> <p><u>2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度（以下「保全重要度」という。）が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。第4条の2、第9条、第17条、第62条の2以降において以下「施設管理目標」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(保全対象範囲の策定)</u></p> <p><u>第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲（以下「保全対象範囲」という。）として、以下の設備を選定する。</u></p> <p><u>(1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備</u></p> <p><u>(2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p><u>(3) その他自ら定める設備</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(保全重要度の設定)</u></p> <p><u>第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度に応じたものとする。</u></p>	<p>(1)②(テ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ト) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ナ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">—</p> <p>(保 全)</p> <p>第 6 2 条の 2 各部長は、<u>既存の施設及び設備を含む保全に係る計画</u> (以下「保全計画」という。) を策定し、<u>保全計画に基づき保全を実施</u>する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定にあたっては、第 12 条第 3 項に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。</p>	<p style="text-align: center;">(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)</p> <p>第 6 2 条の 5 <u>設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。</u></p> <p>2. <u>設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第 62 条の 10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u></p> <p>3. <u>設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。</u></p> <p>4. <u>設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">(保全計画の策定)</p> <p>第 6 2 条の 6 各部長は、<u>施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定にあたっては、第 12 条の 3 第 3 項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近 (次回) の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次 (次々回) の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</u></p> <p>(1) <u>点検計画</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査の実施計画</u></p> <p>(3) <u>設計及び工事の計画</u></p> <p>(4) <u>巡視の計画</u></p> <p>(5) <u>特別な保全計画</u></p> <p>2. <u>各部長は、保全計画の策定にあたって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第 62 条の 10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</u></p> <p>(1) <u>運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</u></p> <p>(2) <u>使用環境及び設置環境</u></p> <p>(3) <u>劣化、故障モード</u></p> <p>(4) <u>機器の構造等の設計的知見</u></p> <p>(5) <u>科学的知見</u></p> <p>3. <u>各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</u></p>	<p>(1)②(ニ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ヌ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
	<p>4. <u>各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。</u></p> <p>(1) <u>建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p>一 <u>予防保全</u></p> <p> a. <u>時間基準保全</u></p> <p> b. <u>状態基準保全</u></p> <p>二 <u>事後保全</u></p> <p>(2) <u>選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p>一 <u>時間基準保全</u></p> <p> a. <u>具体的な点検方法</u></p> <p> b. <u>建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p> c. <u>実施頻度</u></p> <p> d. <u>実施時期</u></p> <p> <u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p>二 <u>状態基準保全</u></p> <p> a. <u>建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目</u></p> <p> b. <u>点検の具体的方法</u></p> <p> c. <u>状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p> d. <u>実施頻度</u></p> <p> e. <u>実施時期</u></p> <p> f. <u>機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u></p> <p>三 <u>事後保全</u></p> <p> a. <u>機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p>5. <u>各部長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態にある期間（一定の期間）について第59条の3に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、定期事業者検査の実施計画として次の事項を定める。</u></p> <p>一 <u>所定の機能を発揮し得る状態にある期間（一定の期間）を確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目</u></p> <p>二 <u>定期事業者検査の具体的方法</u></p> <p>三 <u>評価方法及び管理基準</u></p> <p>四 <u>定期事業者検査の実施時期</u></p>	<p>(1)②(ヌ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第29条を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>（巡視・点検）</u> <u>第29条</u> 所長は、<u>巡視・点検</u>を行う者の力量及び<u>巡視・点検</u>項目を定め、<u>巡視・点検</u>を行う者を選定して、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について<u>巡視・点検</u>を行わせる。</p> </div>	<p>6. <u>担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。</u></p> <p>(1) <u>担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) <u>担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については第64条にそれぞれ規定する（工事）作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。</u></p> <p>(3) <u>担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画に保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</u></p> <p>(4) <u>担当部長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを、第59条の2に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び試験等の項目</u> 二 <u>使用前事業者検査及び試験等の具体的方法</u> 三 <u>評価方法及び管理基準</u> 四 <u>使用前事業者検査及び試験等の実施時期</u> <p>(5) <u>担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。</u></p> <p>7. <u>各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第30条の3、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。</u></p>	<p>(1)②(ヌ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>—</p> <p>—</p>	<p>8. <u>特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</u></p> <p>(1) <u>各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状態（停止）等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">一 <u>所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目</u></p> <p style="margin-left: 2em;">二 <u>点検の具体的方法</u></p> <p style="margin-left: 2em;">三 <u>評価方法及び管理基準</u></p> <p style="margin-left: 2em;">四 <u>点検の実施時期</u></p> <p><u>(保全の実施)</u></p> <p>第62条の7 <u>各部長は、第62条の6で定めた保全計画に従って保全を実施する。</u></p> <p>2. <u>各部長は、保全の実施にあたって、必要な設計・開発については第12条による設計・開発管理を実施し、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画による工事管理を実施する。</u></p> <p>3. <u>各部長は、保全の結果について記録し、保管する。</u></p> <p><u>(保全の結果の確認・評価)</u></p> <p>第62条の8 <u>各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した建物・構築物及び設備・機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>2. <u>担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>各部長は、使用前事業者検査等の実施の結果を確認する。</u></p> <p>3. <u>各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。</u></p>	<p>(1)②(ヌ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ネ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ノ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>—</p> <p>2. 各部長は、前項に定める保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見（第96条に基づき実施した定期評価結果を含む。）及び第15条の2に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	<p><u>（不適合管理、是正処置及び未然防止処置）</u></p> <p><u>第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 保全を実施した建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</u></p> <p><u>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>2. <u>各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>3. <u>各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。</u></p> <p>4. <u>各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</u></p>	<p>(1)②(ハ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p>
<p>—</p>	<p><u>（保全の有効性評価）</u></p> <p><u>第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報（第62条の5の保全活動管理指標を含む。）を収集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。</u></p> <p>2. <u>各部長は、前項の報告を踏まえ、建物・構築物及び設備・機器の保全方式を変更する場合は、第62条の6第4項に基づき保全方式を選定する。</u></p> <p>3. <u>設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</u></p>	<p>(1)②(ヒ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>
<p>—</p>	<p><u>（施設管理の有効性評価）</u></p> <p><u>第62条の11 設備管理部長は、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p>2. <u>設備管理部長は、施設管理の有効性評価の結果と改善の必要性について、所長へ報告する。</u></p>	<p>(1)②(フ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p><u>（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）</u></p> <p><u>第62条の12 設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、加工施設の保全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。また、設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</u></p> <p><u>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p><u>2. 第1項の評価は、10年を超えない期間ごとに、再評価を行う。</u></p> <p><u>3. 長期施設管理方針は、第62条の2に規定する長期施設管理方針を施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ、添付3に示すものとする。</u></p>	<p>(1)②(へ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。 (第96条第3項及び第4項から移管して適正化。)</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 6 3 条～第 6 5 条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>検査に合格する</u>までの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>検査に合格する</u>までの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の<u>方法に従って</u>工事が完了し、加工施設全体の性能<u>検査（核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六第4号に基づく検査）を実施する</u>までの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) <u>所長</u>は、<u>第29条</u>に定める巡視・点検を行わせる。</p> <p>(2) <u>担当部長</u>は、<u>第60条</u>に定める施設定期自主検査を実施する。</p> <p>(3) <u>担当部長</u>は、<u>第62条の2</u>に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</p>	<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>確認証の交付を受ける</u>までの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>確認証の交付を受ける</u>までの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の<u>計画に従って</u>工事が完了し、加工施設全体の性能<u>について使用前確認証の交付を受ける</u>までの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) <u>担当グループ長</u>は、<u>第59条の3から第59条の4</u>に定める定期事業者検査を実施する。</p> <p>(2) <u>各部長</u>は、<u>第62条の6</u>に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</p> <p>(3) <u>各部長</u>は、<u>第62条の6第7項</u>に定める巡視を行わせる。</p> <p>2. <u>原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される当該検査の対象設備等については、当該検査に合格するまでの間、前項各号に定める事項により、その機能を維持する。</u></p>	<p>(2)⑮ 原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）に基づく、使用前確認を受けた後でなければ、その加工施設を使用してはならないことを踏まえた記載の適正化。</p> <p>原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）の際、現に工事着手されている対象設備についての経過措置の明確化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 7 章 核燃料物質の管理</p> <p>(核燃料物質の管理に係る計画及び実施)</p> <p>第 6 6 条 燃料製造部長は、第 68 条に記載する事項を定めた核燃料物質の受入れ、払出しに関する基準を定める。 各部長は、第 17 条に定める職務に従い、第 69 条から第 70 条に記載する事項を定めた核燃料物質の運搬及び貯蔵に関する各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第 68 条から第 70 条の業務を実施させる。</p> <p>(核燃料物質の管理に係る評価及び改善)</p> <p>第 6 7 条 各部長は、前条第 1 項に定めた基準に従い、第 68 条から第 70 条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第 1 項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</p> <p>(核燃料物質の受入れ、払出し)</p> <p>第 6 8 条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第 57 条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 環境安全部長は、核燃料物質を受け入れる前に、核燃料物質が別表 14 の受入仕様値に適合することを確認する。</p> <p>(核燃料物質の運搬)</p> <p>第 6 9 条 各部長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取り扱う等加工規則第 7 条の 6 に規定されている措置を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 核燃料物質の管理</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(核燃料物質の管理に係る評価及び改善)</p> <p>第 6 7 条 各部長は、前条第 1 項に定めた基準に従い、第 68 条から第 70 条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第 1 項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(2)⑰ 記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 7 0 条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第8章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る計画及び実施）</p> <p>第71条 環境安全部長は、第72条の2に記載する事項を定めた、加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理に関する各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る評価及び改善）</p> <p>第72条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第72条の2から第75条の2に記載する事項に対する結果を確認し、環境安全部長に報告する。ただし、環境安全部長自らに対する報告の必要はない。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改定する。</p> <p>（廃棄物の仕掛品）</p> <p>第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-（3）に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p> <p>(2) 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、（工事）作業計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図2-（3）に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p> <p>(3) 廃棄物の仕掛品のうち使用済フィルタについては、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する、又は前号の措置を講じる。また、これらの措置を行うまでの間、必要に応じて、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図2-（3）に示す第2-1混合室又は第2フィルタ室の廃棄物の仕掛品の保管場所に移送して金属製容器に収納する。</p> <p>(4) 廃棄物の仕掛品が大型機器等であって金属製容器に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る計画及び実施）</p> <p>第71条 環境安全部長は、第72条の2に記載する事項を定めた、加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング</u>及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理に関する各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。</p> <p>（放射性廃棄物管理に係る評価及び改善）</p> <p>第72条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第72条の2から第75条の2に記載する事項に対する結果を確認し、環境安全部長に報告する。ただし、環境安全部長自らに対する報告の必要はない。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(2)⑰ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)⑱ 記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>（放射性固体廃棄物）</p> <p>第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。</p> <p>(2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</p> <p>3. 環境安全部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>4. 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>変更なし</p>	<p>（別表18を変更するため。）</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の一般排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p><u>8.</u> 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p><u>9.</u> 環境安全部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p><u>10.</u> 前項の保管にあたっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第2廃棄物貯蔵棟とする。</p> <p><u>11.</u> 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の一般排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、<u>合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、</u>排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p><u>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p> <p><u>9.</u> 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p><u>10.</u> 環境安全部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p><u>11.</u> 前項の保管にあたっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第2廃棄物貯蔵棟とする。</p> <p><u>12.</u> 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(2)⑱ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)⑱ 同上。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>（放射性気体廃棄物）</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタ（排気用モニタ）等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p>	<p>（放射性気体廃棄物）</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、<u>合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、</u>ダストモニタ（排気用モニタ）等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p><u>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p>	<p>(2)㉔ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)㉔ 同上。</p>
<p>（放射性廃棄物でない廃棄物）</p> <p>第75条の2 環境安全部長は、第2種管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>変更なし</p>	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 7 6 条～第 8 0 条は省略	変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 10 章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(非常時の措置に係る計画及び実施)</p> <p>第 8 1 条 所長は、第 83 条から第 93 条に記載する事項を定めた非常時の措置に係る計画として、基準を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第 83 条から第 93 条（ただし、第 88 条及び第 89 条を除く。）の業務を実施させる。 各部長は、第 1 項に定めた基準に基づいて、第 88 条及び第 89 条の業務を実施させる。</p> <p>(非常時の措置に係る評価及び改善)</p> <p>第 8 2 条 各部長は、前条第 1 項に定めた基準に従い、第 83 条から第 93 条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第 1 項で定めた基準を改定する。</p>	<p style="text-align: center;">第 10 章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(非常時の措置に係る評価及び改善)</p> <p>第 8 2 条 各部長は、前条第 1 項に定めた基準に従い、第 83 条から第 93 条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第 1 項で定めた基準を改訂する。</p>	<p>(2)㊸ 記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p>（非常対策組織）</p> <p>第83条 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに対策活動を行えるよう緊急対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的援助を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する事業所防災組織をあらかじめ定めておく。事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。別図6に事業所防災組織の組織図を示す。</p> <p>2. 緊急対策本部の本部長には所長があたる。ただし、所長が不在の場合に備えて、所長はあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>3. 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに第16条に定める管理組織から事業所防災組織へ移行させる。</p> <p>（非常時の要員）</p> <p>第84条 所長は、事業所防災組織に、緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。別表20に緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務を示す。</p> <p>（非常時用資機材の整備）</p> <p>第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、<u>第29条に定める巡視・点検により保管状況の把握に努める。また、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。</u></p> <p>（通報系統）</p> <p>第86条 所長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>（非常時の処置要領）</p> <p>第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（非常時用資機材の整備）</p> <p>第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材 <u>（以下「非常時用資機材」という。）</u> をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。<u>各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(タ) 第29条（巡視・点検） の削除に伴う記載の適 正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 3 節 初期活動</p> <p>(通 報)</p> <p>第 8 8 条 各部長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに所長、<u>担当部長</u>、環境安全部長及び関係箇所に通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第 8 9 条 前条の通報を受けた<u>担当部長</u>は、直ちに<u>異常</u>の状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 初期活動</p> <p>(通 報)</p> <p>第 8 8 条 <u>担当部長</u>は、<u>第 36 条に係る加工施設の異常状態</u>に関して、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに所長、<u>核燃料取扱主任者、関係部長</u>、環境安全部長及び関係箇所に通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第 8 9 条 前条の通報を受けた<u>関係部長</u>は、直ちに<u>前条に係る事態</u>の状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>(2)② 記載の適正化。</p> <p>(2)③ 記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 9 0 条～第 9 3 条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第11章 定期評価</p> <p>（定期評価に係る計画及び実施）</p> <p>第94条 所長は、第96条に記載する事項を定めた定期評価に関する基準を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第96条の業務を実施させる。</p> <p>（定期評価に係る評価及び改善）</p> <p>第95条 担当部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第96条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改定する。</p> <p>（加工施設の定期的な評価）</p> <p>第96条 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。</p> <p>(1) 品質保証活動</p> <p>(2) 運転管理</p> <p>(3) <u>保守管理</u></p> <p>(4) 核燃料物質管理</p> <p>(5) 放射線管理及び環境モニタリング</p> <p>(6) 放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置</p> <p>(8) 事故、故障等の経験反映状況</p> <p>2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。</p> <p>(1) 安全研究成果の反映状況</p> <p>(2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</p> <p>(3) 技術開発成果の反映状況</p> <p>3. <u>担当部長は、加工施設の経年変化に関する技術的な評価を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期保全計画を策定する。なお、「経年変化に関する技術的な評価」とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p>4. <u>第1項及び第2項は、10年を超えない期間ごとに実施する。また、第3項は、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第11章 定期評価</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（定期評価に係る評価及び改善）</p> <p>第95条 担当部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第96条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</p> <p>（加工施設の定期的な評価）</p> <p>第96条 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。</p> <p>(1) 品質保証活動</p> <p>(2) 運転管理</p> <p>(3) <u>施設管理</u></p> <p>(4) 核燃料物質管理</p> <p>(5) 放射線管理及び環境モニタリング</p> <p>(6) 放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置</p> <p>(8) 事故、故障等の経験反映状況</p> <p>2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。</p> <p>(1) 安全研究成果の反映状況</p> <p>(2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</p> <p>(3) 技術開発成果の反映状況</p>	<p>(2)④ 記載の適正化</p> <p>(1)④(チ) 第6章が保守管理から施設管理に見直したことを踏まえて適正化する。また、経年変化に関する技術的な評価及び長期保全計画に関する事項は、第62条の12（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に継承し移管する。</p>

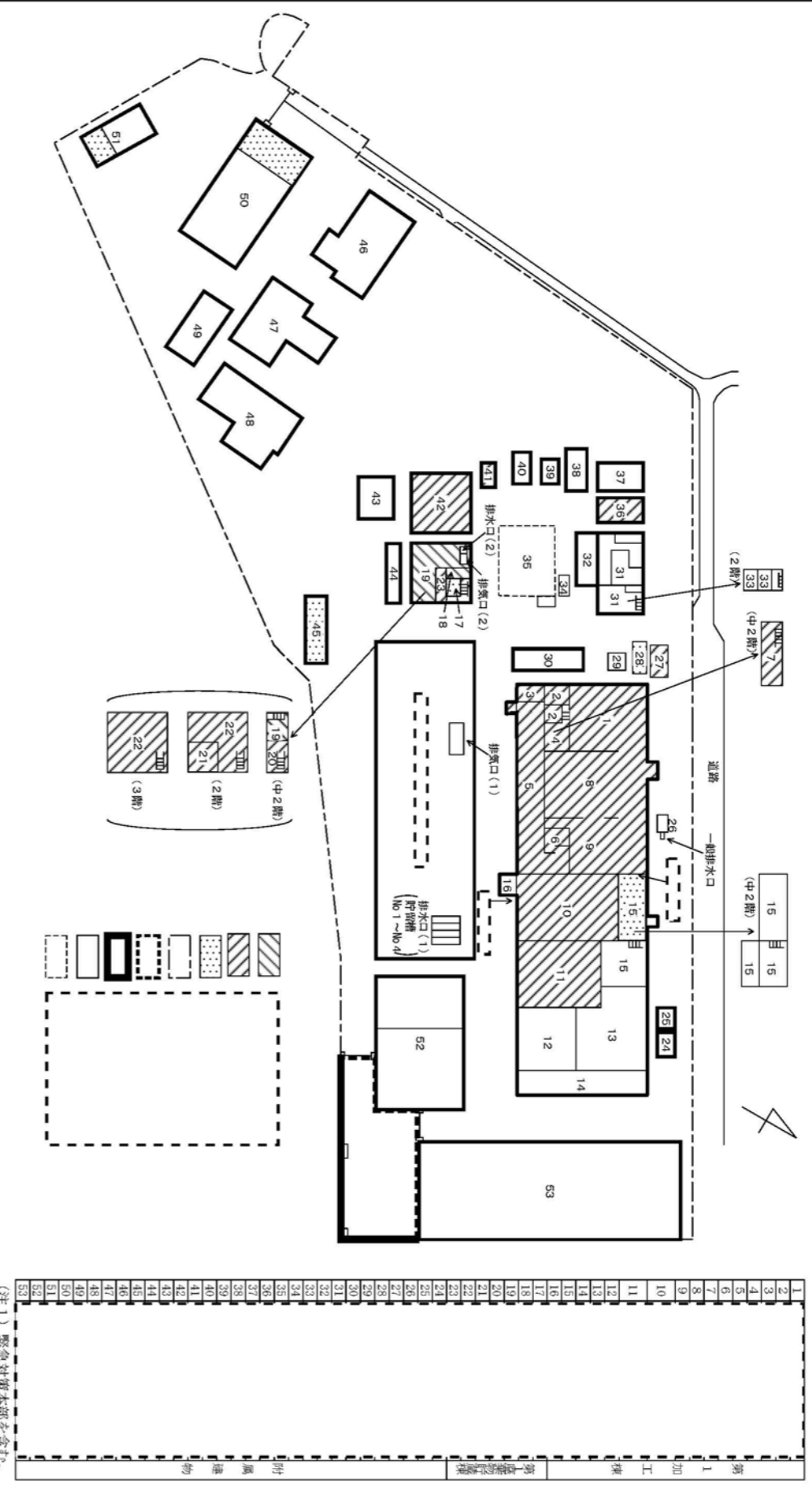
変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>（記 録）</p> <p>第97条 品質保証部長は、別表18に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する基準を定める。この基準には、別表18第1項8に該当する品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p> <p>（報 告）</p> <p>第98条 各部長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(5) 加工規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずる事態が生じたと判断した場合</p> <p>2. 所長は、あらかじめ連絡責任者を定める。また、所長は、前項の報告を受けた場合、社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>3. 所長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>(1) 非常時体制を発令した場合</p> <p>(2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p>	<p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>（記 録）</p> <p>第97条 品質保証部長は、別表18に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する基準を定める。この基準には、別表18第1項7に該当する品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(ツ) 品質管理に必要な体制を整備に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別図 1 ～別図 2 - (1) は省略	変更なし	

理由

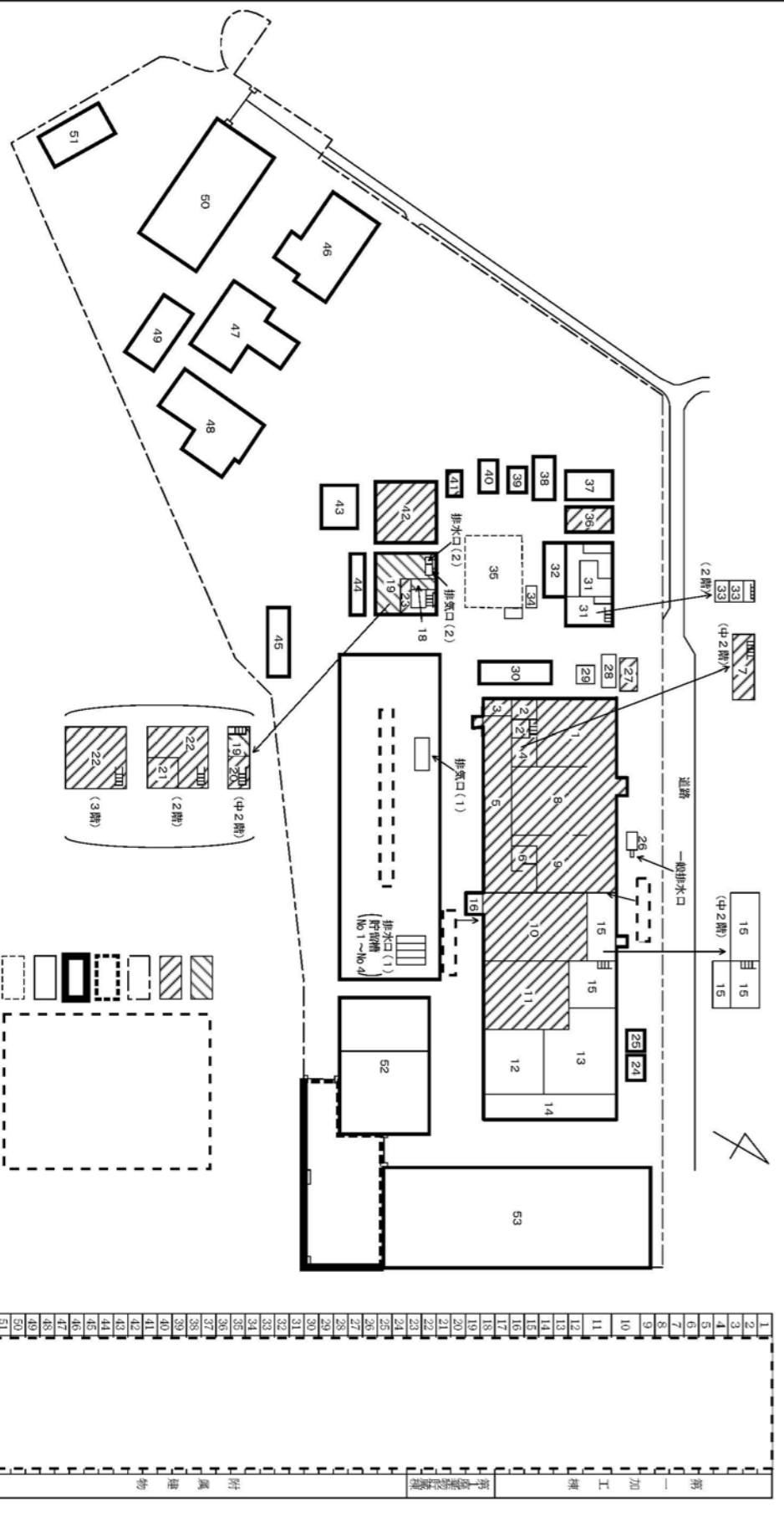
(1)④(テ)
保全区域に関する事項の追加に伴う記載の適正化。

変更後



別図 2- (2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図

変更前 (令和元年6月11日付け認可)

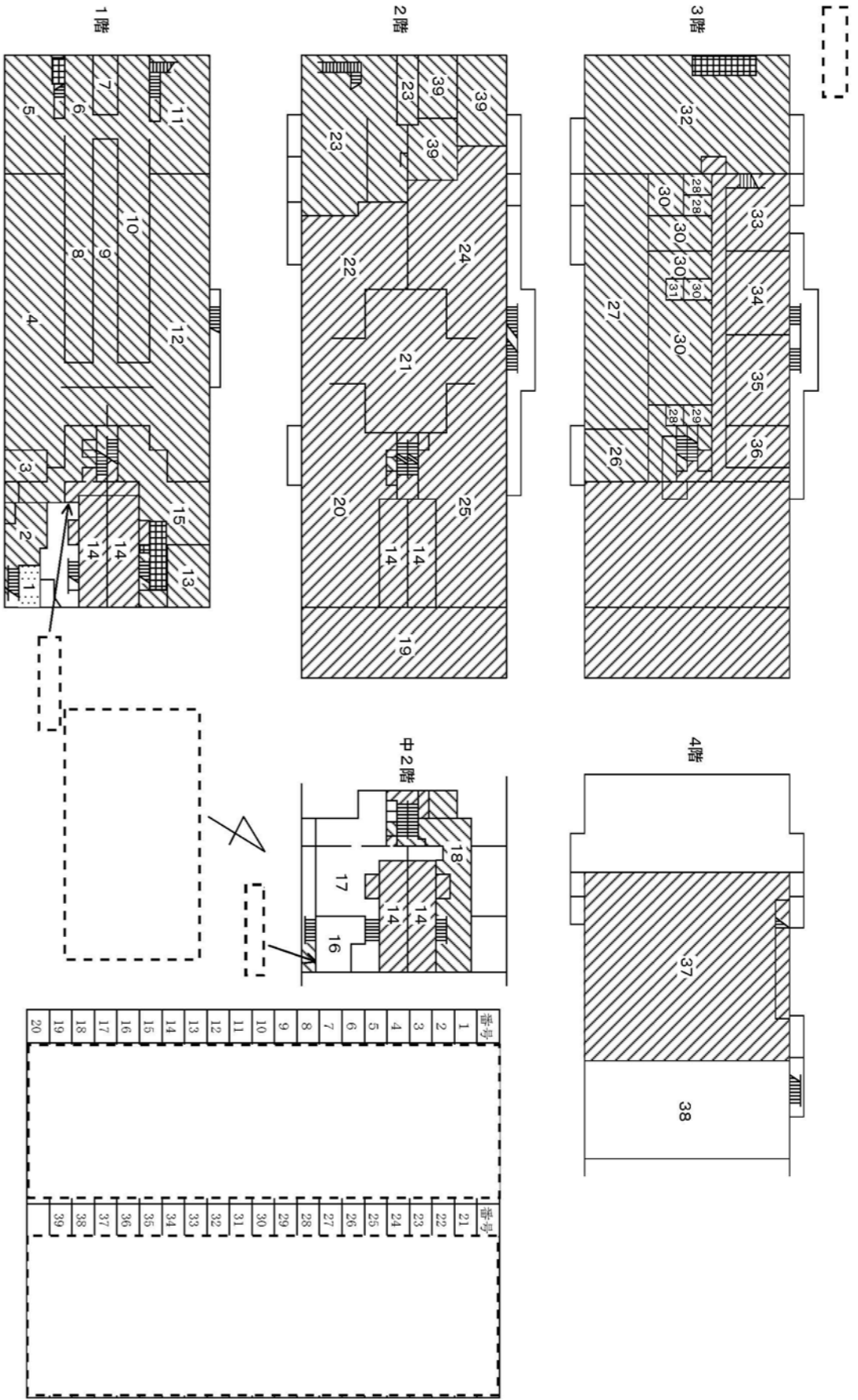


別図 2- (2) 管理区域及び周辺監視区域図

理由

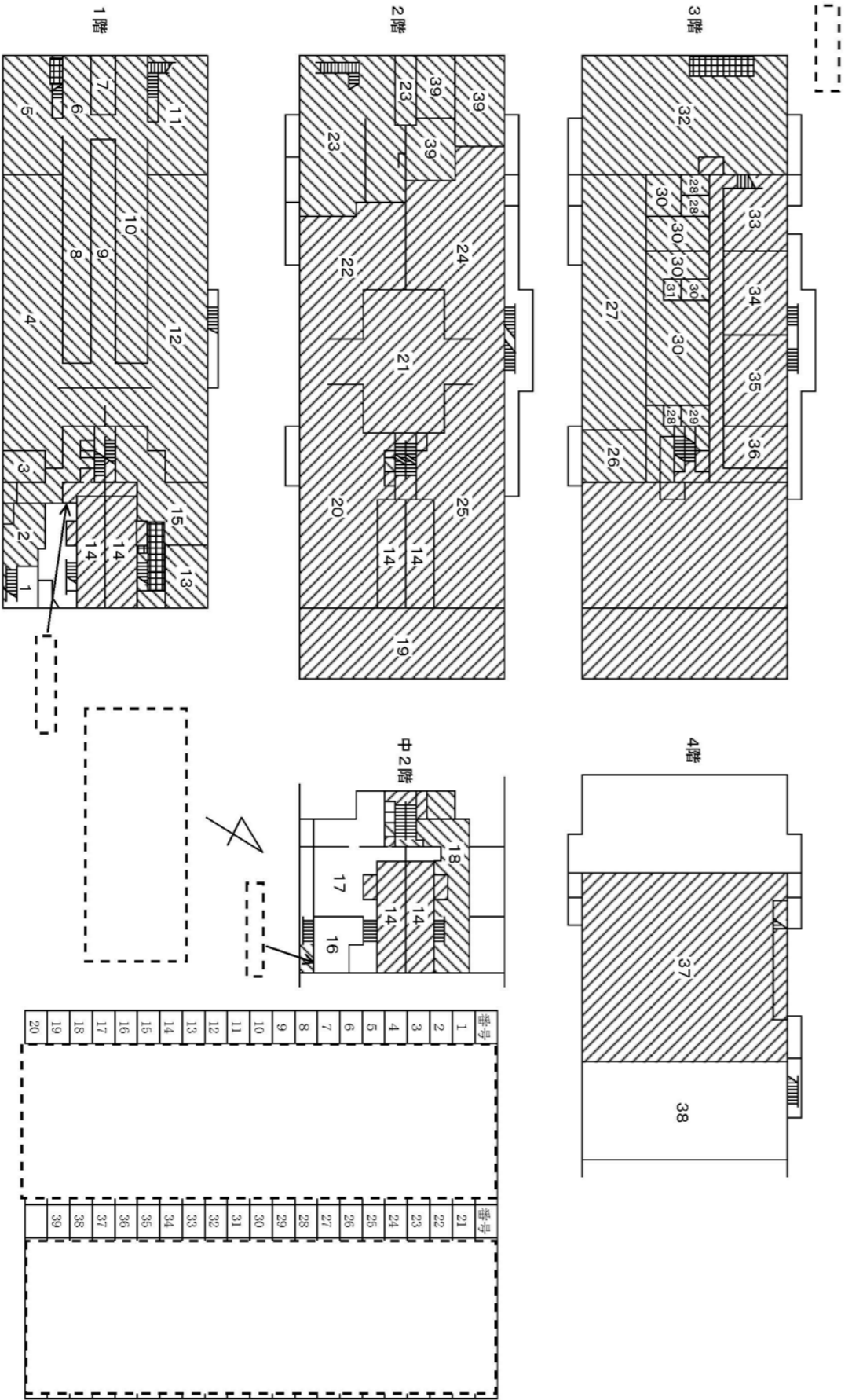
(1)④(ト)
 保全区域に関する事項
 の追加に伴う記載の適
 正化。

変更後



別図2- (3) 管理区域及C区保全区域図

変更前 (令和元年6月11日付け認可)



別図2- (3) 管理区域図

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別図 3 は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<div data-bbox="142 527 1199 1276" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="507 1371 914 1402" data-label="Caption"> <p>別図4 保安活動関連文書階層図</p> </div>	<div data-bbox="1383 527 2439 1276" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1822 1297 2439 1331" data-label="Text"> <p><u>注 安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。</u></p> </div> <div data-bbox="1754 1371 2160 1402" data-label="Caption"> <p>別図4 保安活動関連文書階層図</p> </div>	<p>(1)④(ナ) 安全文化を醸成するための体制の整備に関する事項の削除及び施設管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p data-bbox="566 1020 872 1052">別図 5～別図 6 は省略</p> <p data-bbox="629 1178 810 1209">別表 1 は省略</p>	<p data-bbox="1902 1020 2027 1052">変更なし</p> <p data-bbox="1902 1178 2027 1209">変更なし</p>	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由																	
<p>別表1の2 緊急作業についての教育・訓練（第23条関係）</p> <table border="1" data-bbox="136 365 1181 1081"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学科教育（注1）</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む。）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実技訓練（注2）</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）要員として選定する前及び教育実施後に変更が生じた場合に随時、実施する。 （注2）要員として選定する前及び毎年度1回以上、実施する。</p>	分類	項目	時間	学科教育（注1）	緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む。）	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	実技訓練（注2）	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3時間以上	<p>別表1の2 変更なし</p>	
分類	項目	時間																	
学科教育（注1）	緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む。）	3時間以上																	
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上																	
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																	
	関係法令	0.5時間以上																	
実技訓練（注2）	緊急作業の方法	3時間以上																	
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3時間以上																	
<p>別表2 核燃料物質等を取り扱う加工施設（第27条、<u>第29条</u>関係）</p> <table border="1" data-bbox="189 1346 792 1724"> <thead> <tr> <th>核燃料物質等を取り扱う加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 成形施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 被覆施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 組立施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(5) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(6) 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(7) その他加工設備の附属施設</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質等を取り扱う加工施設	(1) 成形施設	(2) 被覆施設	(3) 組立施設	(4) 核燃料物質の貯蔵施設	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設	(6) 放射線管理施設	(7) その他加工設備の附属施設	<p>別表2 核燃料物質等を取り扱う加工施設（第27条、<u>第62条の6第7項</u>関係）</p> <table border="1" data-bbox="1430 1331 2033 1709"> <thead> <tr> <th>核燃料物質等を取り扱う加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 成形施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 被覆施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 組立施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(5) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(6) 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(7) その他加工設備の附属施設</td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質等を取り扱う加工施設	(1) 成形施設	(2) 被覆施設	(3) 組立施設	(4) 核燃料物質の貯蔵施設	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設	(6) 放射線管理施設	(7) その他加工設備の附属施設	<p>(1)④(ニ) 第29条（巡視・点検）の削除並びに設計想定事象等に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>	
核燃料物質等を取り扱う加工施設																			
(1) 成形施設																			
(2) 被覆施設																			
(3) 組立施設																			
(4) 核燃料物質の貯蔵施設																			
(5) 放射性廃棄物の廃棄施設																			
(6) 放射線管理施設																			
(7) その他加工設備の附属施設																			
核燃料物質等を取り扱う加工施設																			
(1) 成形施設																			
(2) 被覆施設																			
(3) 組立施設																			
(4) 核燃料物質の貯蔵施設																			
(5) 放射性廃棄物の廃棄施設																			
(6) 放射線管理施設																			
(7) その他加工設備の附属施設																			

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別表 3 から別表 7 は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由																																																																																					
<p>別表8 線量の評価項目及び頻度（第49条関係）</p> <table border="1" data-bbox="192 367 1181 577"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>評価頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者</td> <td>1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表9 線量当量等の測定（第52条関係）</p> <table border="1" data-bbox="192 730 1181 1075"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度</td> <td>1回/3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）</p> <table border="1" data-bbox="192 1270 1240 1948"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>フィルムバッジ、蛍光ガラス線量計又はTLDによる測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタ（排気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、TLD等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速等</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	評価頻度	外部被ばくによる線量	放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度	内部被ばくによる線量	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度	1回/3月	測定項目		測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	フィルムバッジ、蛍光ガラス線量計又はTLDによる測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定	排気口	ダストモニタ（排気用モニタ）による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、TLD等による測定	風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定	<p>変更なし</p> <p>別表9 線量当量等の測定（第52条、<u>第74条、第75条</u>関係）</p> <table border="1" data-bbox="1439 714 2427 1075"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td rowspan="3">1回/週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度（注1） ・<u>空気中の放射性物質の濃度</u></td> <td>1回/3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1） 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。</p> <p>別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1439 1260 2487 1942"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、<u>電子線量計</u>又はTLDによる測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタ（排気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、TLD等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速等</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度（注1） ・ <u>空気中の放射性物質の濃度</u>	1回/3月	測定項目		測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、 <u>電子線量計</u> 又はTLDによる測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定	排気口	ダストモニタ（排気用モニタ）による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、TLD等による測定	風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定	<p>(2)㉔ 保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)㉕ 保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化。</p>
項目	区分	評価頻度																																																																																					
外部被ばくによる線量	放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度																																																																																					
内部被ばくによる線量	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度																																																																																					
測定場所	測定項目	測定頻度																																																																																					
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週																																																																																					
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量																																																																																						
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																																																																						
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度	1回/3月																																																																																					
測定項目		測定方法																																																																																					
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	フィルムバッジ、蛍光ガラス線量計又はTLDによる測定																																																																																					
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定																																																																																					
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																																																																					
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定																																																																																					
	排気口	ダストモニタ（排気用モニタ）による測定																																																																																					
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																																																																					
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、TLD等による測定																																																																																					
風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定																																																																																					
測定場所	測定項目	測定頻度																																																																																					
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週																																																																																					
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量																																																																																						
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																																																																																						
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度（注1） ・ <u>空気中の放射性物質の濃度</u>	1回/3月																																																																																					
測定項目		測定方法																																																																																					
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、 <u>電子線量計</u> 又はTLDによる測定																																																																																					
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定																																																																																					
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																																																																					
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（換気用モニタ）による測定																																																																																					
	排気口	ダストモニタ（排気用モニタ）による測定																																																																																					
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																																																																					
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、TLD等による測定																																																																																					
風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定																																																																																					

変更前（令和元年6月11日付け認可）

別表1-1 放射線測定器類（第53条関係）

	測定器名	数量	点検責任者
第1加工棟	線量当量率サーベイメータ	1台	環境安全部長
	汚染サーベイメータ	1台	
	低バックグラウンドカウンタ	1台	
	ガンマ線エリアモニタ（注）	検出器2個	
第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ（注）	検出器1個	
第2加工棟	線量当量率サーベイメータ	2台	
	汚染サーベイメータ	4台	
	ダストサンプラ	1台	
	ハンドフットクロスモニタ	4台	
	低バックグラウンドカウンタ	2台	
	ガンマ線エリアモニタ（注）	1式 (検出器17個)	
	エアスニファ	1式	
	ダストモニタ（排気用モニタ）（注）	1式	
第1廃棄物貯蔵棟	汚染サーベイメータ	2台	
	ハンドフットクロスモニタ	1台	
	低バックグラウンドカウンタ	1台	
	エアスニファ	1式	
屋外	ダストモニタ（排気用モニタ）（注）	1式	
	モニタリングポスト（注）	2式	

(注) 第31条に定める監視用放射線測定器

変更後

別表1-1 放射線測定器類（第53条関係）

	測定器名	数量	点検・校正責任者
第1加工棟	線量当量率サーベイメータ	1台	環境安全部長
	汚染サーベイメータ	1台	
	低バックグラウンドカウンタ	1台	
	ガンマ線エリアモニタ（注）	検出器2個	
第1-3貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ（注）	検出器1個	
第2加工棟	線量当量率サーベイメータ	2台	
	汚染サーベイメータ	4台	
	ダストサンプラ	1台	
	ハンドフットクロスモニタ	4台	
	低バックグラウンドカウンタ	2台	
	ガンマ線エリアモニタ（注）	1式 (検出器17個)	
	エアスニファ	1式	
	ダストモニタ（排気用モニタ）（注）	1式	
第1廃棄物貯蔵棟	汚染サーベイメータ	2台	
	ハンドフットクロスモニタ	1台	
	低バックグラウンドカウンタ	1台	
	エアスニファ	1式	
屋外	ダストモニタ（排気用モニタ）（注）	1式	
	モニタリングポスト（注）	2式	
	個人線量計（電子線量計）	1式	

(注) 第31条に定める監視用放射線測定器

理由

(2)㉗
保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化。

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別表 1 2 は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）		変更後		理由		
別表13 施設定期自主検査（第61条関係）		別表13 削除		(1)④(ヌ) 第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。		
1. 保安上特に管理を必要とする設備						
設備	検査対象	検査項目	検査内容		頻度	検査責任者
(1) 核的制限値を有する加工設備 〔質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備〕	粉末混合機 供給瓶	質量管理インターロックの作動検査 (警報を除く)	模擬信号等により、質量管理インターロックが作動することを確認する。		1回/年	燃料製造部長
(2) 熱的制限値を有する加工設備	連続焼結炉 焙焼炉	過加熱防止機構の作動検査 (警報を除く) 自動窒素ガス切替機構の作動検査 (警報を除く)	模擬信号等により、過加熱防止インターロックが作動することを確認する。 可燃性ガスの供給圧力を低下させた時に、窒素ガス供給に切り替わることを確認する。		1回/年 1回/年	燃料製造部長 燃料製造部長
(3) 放射性気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄設備 No.1 (排風機) 気体廃棄設備 No.2 (排風機)	気体廃棄設備の処理能力検査 排風機の起動停止インターロックの作動検査	風量を測定し、所定の能力以上であることを確認する。 排風機が優先して起動し、送風機が優先して停止すること、及び、送排風機の停止時にダンパーが閉止されることを確認する。	1回/年 1回/年	設備管理部長 設備管理部長	
(4) 放射性液体廃棄物の廃棄設備	第1 廃液処理設備 第2 廃液処理設備 貯留設備 分析廃液処理設備 開発室廃液処理設備 W1 廃液処理設備	廃液処理設備の処理能力検査	各廃液処理設備に対して、能力を制約する箇所の排水量等を測定し、処理能力以上であることを確認する。	1回/年	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長	

変更前（令和元年6月11日付け認可）		変更後		理由		
別表13 施設定期自主検査（続き）				(1)④(ヌ) 第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。		
2. 警報装置、非常用動力装置等						
設備	検査対象	検査項目	検査内容		頻度	検査責任者
(1)警報装置	粉末混合機 供給瓶	質量管理インターロックの 作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	燃料製造部長
			模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。		1回/年	
	連続焼結炉	過加熱防止機構の作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	燃料製造部長
			模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。		1回/年	
	連続焼結炉の冷却水 圧力警報装置の警報 作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
冷却水圧力を低下させた時に、警報が作動することを確認する。			1回/年			
自動窒素ガス切替機構の作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長			
		可燃性ガスの供給圧力を低下させた時に、警報が作動することを確認する。		1回/年		
可燃性ガス検知器の 警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長			
		検知器に検査用ガスを吹き付け、警報が作動することを確認する。		1回/年		
焙焼炉 セックス研削装置 乾燥機 脱ガス設備 焼却設備 加熱炉 スラッジ乾燥機(第1廃棄物貯蔵棟)	過加熱防止機構の作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長		
		模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。	1回/年			
(注1) 加熱炉 小型雰囲気可変炉	自動窒素ガス切替機構の作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長		
		可燃性ガスの供給圧力を低下させた時に、警報が作動することを確認する。	1回/年			
焼却設備 加熱炉(共通) 小型雰囲気可変炉(共通) 熱伝導度測定装置(共通) 融点測定装置(共通) 熱分析装置(共通)	可燃性ガス検知器の 警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長 環境安全部長		
		検知器に検査用ガスを吹き付け、警報が作動することを確認する。	1回/年			
(注1) 重要度分類第3類に該当するものを除く。						

削除

変更前（令和元年6月11日付け認可）		変更後		理由				
別表13 施設定期自主検査（続き）				(1)④(ヌ) 第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。				
2. 警報装置、非常用動力装置等（続き）								
設備	検査対象	検査項目	検査内容		頻度	検査責任者		
(1) 警報装置	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	負圧警報装置の警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	設備管理部長		
			模擬圧力により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。		1回/年			
	第1 廃液処理設備 第2 廃液処理設備 貯留設備 分析廃液処理設備 開弁室廃液処理設備 W1 廃液処理設備	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長		
			模擬信号等により、警報が作動することを確認する。		1回/年			
			非常事態用警報の警報作動検査		表示盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	設備管理部長
					機能が正常であることを確認する。		1回/年	
	警報集中表示盤	ガンマ線エリアモニタ、ダストモニタ(排気用モニタ)及びダストモニタ(換気用モニタ)の警報作動検査	表示盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	環境安全部長		
			監視盤からの警報信号を受け表示盤の警報が作動することを確認する。	1回/年				
	自動火災報知設備	自動火災報知設備の警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長			
			消防法に基づき実施する。	1回/年				
ダストモニタ(排気用モニタ) ダストモニタ(換気用モニタ)	ダストモニタ(排気用・換気用モニタ)の警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長				
		模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。	1回/年					
ガンマ線エリアモニタ	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長				
		模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。	1回/年					
(2) 非常用動力装置	非常用電源設備 非常用電源設備 No.2	非常用電源設備の作動検査	非常用電源設備が正常に起動することを確認する。	1回/月	設備管理部長			
			外部電源の停電を模擬し、非常用電源設備が自動起動し、所定の電圧及び周波数が確立されることを確認する。	1回/年				
		削除						

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由																								
<p>別表13 施設定期自主検査（続き）</p> <p>3. その他施設定期自主検査を行う設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>検査対象</th> <th>検査項目</th> <th>検査内容</th> <th>頻度</th> <th>検査責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)その他施設 定期自主 検査を行 う設備</td> <td>セックス研削装置 乾燥機 脱ガス設備 焼却設備 加熱炉 スラッジ乾燥機（第1廃棄物 貯蔵棟） (注2) 加熱炉 小型素囲気可変炉</td> <td>過加熱防止機構の作 動検査 (警報を除く)</td> <td>模擬信号等により、過 加熱防止機構が作動 することを確認する。</td> <td>1回/年</td> <td>品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自動窒素ガス切替機 構の作動検査 (警報を除く)</td> <td>可燃性ガス圧力を低下 させた時に、窒素ガス 供給に切り替わること を確認する。</td> <td>1回/年</td> <td>燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>粉末混合設備 No.1（粉末缶リフター） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶昇降リフト） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶移載機） 原料搬送設備 No.2（粉末スタッカレン） 原料搬送設備 No.2（粉末缶コンベア） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.1） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.2） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.3） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.4） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-1） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-2） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-1） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-2） ベレット搬送設備 No.3（ベレットスタッカレン） ベレット搬送設備 No.4（ベレットリフター） ベレット保管ラック E 型（リフター） 燃料棒搬送設備 No.7（燃料棒スタッカレン） 2ト天井クレーン No.1 2.8ton 天井クレーン 5t クレーン 粉末搬送機 No.2-1（粉末搬送容器昇降 リフト） ベレット搬送設備 No.2-1（SUS トレイ搬送装 置） ベレット搬送設備 No.2-2（波板移載装置） ベレット編成挿入機 No.1（波板移載装置） ベレット編成挿入機 No.2-1（ベレット保管箱 搬送機） 燃料棒搬送装置 No.8（燃料棒移載装置 No.8-1） 2.5t フォークリフト No.1 小荷物専用昇降機 No.1</td> <td>搬送設備の停電時保 持能力検査</td> <td>動力遮断時及び動力 再供給時に運搬物が保 持されていることを確 認する。</td> <td>1回/年</td> <td>燃料製造部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 重要度分類第3類に該当するものを除く。</p>	設備	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者	(1)その他施設 定期自主 検査を行 う設備	セックス研削装置 乾燥機 脱ガス設備 焼却設備 加熱炉 スラッジ乾燥機（第1廃棄物 貯蔵棟） (注2) 加熱炉 小型素囲気可変炉	過加熱防止機構の作 動検査 (警報を除く)	模擬信号等により、過 加熱防止機構が作動 することを確認する。	1回/年	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長			自動窒素ガス切替機 構の作動検査 (警報を除く)	可燃性ガス圧力を低下 させた時に、窒素ガス 供給に切り替わること を確認する。	1回/年	燃料製造部長		粉末混合設備 No.1（粉末缶リフター） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶昇降リフト） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶移載機） 原料搬送設備 No.2（粉末スタッカレン） 原料搬送設備 No.2（粉末缶コンベア） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.1） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.2） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.3） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.4） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-1） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-2） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-1） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-2） ベレット搬送設備 No.3（ベレットスタッカレン） ベレット搬送設備 No.4（ベレットリフター） ベレット保管ラック E 型（リフター） 燃料棒搬送設備 No.7（燃料棒スタッカレン） 2ト天井クレーン No.1 2.8ton 天井クレーン 5t クレーン 粉末搬送機 No.2-1（粉末搬送容器昇降 リフト） ベレット搬送設備 No.2-1（SUS トレイ搬送装 置） ベレット搬送設備 No.2-2（波板移載装置） ベレット編成挿入機 No.1（波板移載装置） ベレット編成挿入機 No.2-1（ベレット保管箱 搬送機） 燃料棒搬送装置 No.8（燃料棒移載装置 No.8-1） 2.5t フォークリフト No.1 小荷物専用昇降機 No.1	搬送設備の停電時保 持能力検査	動力遮断時及び動力 再供給時に運搬物が保 持されていることを確 認する。	1回/年	燃料製造部長	<p>削除</p>	<p>(1)④(ヌ) 第61条(施設定期自主 検査)の削除に伴う記 載の適正化。</p>
設備	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者																					
(1)その他施設 定期自主 検査を行 う設備	セックス研削装置 乾燥機 脱ガス設備 焼却設備 加熱炉 スラッジ乾燥機（第1廃棄物 貯蔵棟） (注2) 加熱炉 小型素囲気可変炉	過加熱防止機構の作 動検査 (警報を除く)	模擬信号等により、過 加熱防止機構が作動 することを確認する。	1回/年	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長																					
		自動窒素ガス切替機 構の作動検査 (警報を除く)	可燃性ガス圧力を低下 させた時に、窒素ガス 供給に切り替わること を確認する。	1回/年	燃料製造部長																					
	粉末混合設備 No.1（粉末缶リフター） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶昇降リフト） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶移載機） 原料搬送設備 No.2（粉末スタッカレン） 原料搬送設備 No.2（粉末缶コンベア） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.1） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.2） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.3） 原料保管設備 E 型（粉末搬送機 No.4） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-1） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-2） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-1） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-2） ベレット搬送設備 No.3（ベレットスタッカレン） ベレット搬送設備 No.4（ベレットリフター） ベレット保管ラック E 型（リフター） 燃料棒搬送設備 No.7（燃料棒スタッカレン） 2ト天井クレーン No.1 2.8ton 天井クレーン 5t クレーン 粉末搬送機 No.2-1（粉末搬送容器昇降 リフト） ベレット搬送設備 No.2-1（SUS トレイ搬送装 置） ベレット搬送設備 No.2-2（波板移載装置） ベレット編成挿入機 No.1（波板移載装置） ベレット編成挿入機 No.2-1（ベレット保管箱 搬送機） 燃料棒搬送装置 No.8（燃料棒移載装置 No.8-1） 2.5t フォークリフト No.1 小荷物専用昇降機 No.1	搬送設備の停電時保 持能力検査	動力遮断時及び動力 再供給時に運搬物が保 持されていることを確 認する。	1回/年	燃料製造部長																					

変更前（令和元年6月11日付け認可）

変更後

理由

別表13 施設定期自主検査（続き）

3. その他施設定期自主検査を行う設備（続き）

設備	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者
(1)その他施設定期自主検査を行う設備	気体廃棄設備 No.2	停電時の排風機自動起動機構の作動検査	停電模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。	1回	設備管理部長
		故障時の排風機自動起動機構の作動検査	故障模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。		
	焼却設備	異常圧逃がし機構の作動検査	模擬信号等により異常圧逃がし機構が作動することを確認する。	1回/年	環境安全部長
		失火検知機構の作動検査	失火模擬等により、可燃性ガス供給遮断機構が作動することを確認する。		
	粉末混合装置 粉末搬送機 プレス ペレット搬送設備 ペレット検査装置 ヤンクス研削装置 乾燥機 クローブボックス 焙焼炉 ペレット編成挿入機 燃料棒解体装置 焼却設備 蒸発乾固装置 湿式除染機 乾式除染機 粉末調整用フード 試験調整用フード 粉末取扱フード プレス スクラップ処理装置 試験設備フード クローブボックス 実験用ドラフト 小型天秤用フード	設備内風速・負圧の確認検査	フードの内部と部屋との差圧又は開口部の風速を測定し、負圧又は風速が適切に維持されていることを確認する。	1回/年	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長
	第1種管理区域	第1種管理区域の負圧確認検査	外気に対して負圧に維持されていることを確認する。	1回/年	設備管理部長
	気体廃棄設備No.1(フィルタユニット) 気体廃棄設備No.2(フィルタユニット)	濾過装置の性能検査	フィルタ前後の差圧を確認するとともに、成績書によりフィルタの捕集効率を確認する。	1回/年	設備管理部長
	粉末・ペレット貯蔵容器1型	外観検査	内容器内面、外容器外面等を目視により、有害な傷、割れ等がなく、塗装、形状に異常がないことを確認する。	1回/年	燃料製造部長
		密封容器の弁、ガスケット等の検査	内容器ガスケットを目視により、密封性能を損なう傷、損耗のないことを確認する。	1回/年	燃料製造部長
		未臨界検査	密封境界である内容器の水密性の維持のため、ガスケット、ボルト、内容器蓋内面を目視等により、有害な傷、割れ、損耗がないことを確認する。	1回/年	燃料製造部長

削除

(1)④(ヌ)
第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別表 1 4～別表 1 7 は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由																																																																
<p>別表18 保安に関する記録（第73条、第97条関係）</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="136 405 1249 1377"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の<u>検査</u>記録 イ 使用前<u>検査</u>の結果</td> <td><u>検査のつど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>ロ <u>施設定期検査の結果</u></td> <td><u>検査のつど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4の2の規定による<u>検査の結果</u></td> <td><u>検査のつど</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度</td> <td>毎日1回 3月ごと1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>並びに</u>放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 同一事項に関する次の<u>検査</u>のときまでの期間。 (注2) <u>検査終了</u>後5年が経過するまでの期間。</p>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の <u>検査</u> 記録 イ 使用前 <u>検査</u> の結果	<u>検査のつど</u>	環境安全部長	(注1)	ロ <u>施設定期検査の結果</u>	<u>検査のつど</u>	環境安全部長	(注1)	ハ 加工規則第7条の4の2の規定による <u>検査の結果</u>	<u>検査のつど</u>	設備を所管する担当部長	(注2)	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回	環境安全部長	10年間	管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	毎週1回	環境安全部長	10年間	<u>並びに</u> 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	環境安全部長	10年間	<p>別表18 保安に関する記録（<u>第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係</u>）</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1383 405 2496 1377"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の<u>施設管理</u>に係る記録 イ 使用前<u>確認</u>の結果</td> <td><u>確認の都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>ロ <u>加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u>（注4）</td> <td><u>施設管理の実施の都度</u></td> <td>(注4)に示す担当部長</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による<u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</u></td> <td><u>評価の都度</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注3)</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度</td> <td>毎日1回 3月ごと1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>並びに</u>管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>及び</u>放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 同一事項に関する次の<u>確認</u>のときまでの期間。 (注2) <u>施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</u>。 (注3) <u>評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間</u> (注4) <u>施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（括弧内は保管責任者を示す。）</u></p> <p>(1) <u>設工認申請書（環境安全部長）</u> (2) <u>補修等の工事を実施した記録（設備管理部長）</u> (3) <u>巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長）</u> (4) <u>定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）</u> (5) <u>使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）</u></p>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の <u>施設管理</u> に係る記録 イ 使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認の都度</u>	環境安全部長	(注1)	ロ <u>加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> （注4）	<u>施設管理の実施の都度</u>	(注4)に示す担当部長	(注2)	ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</u>	<u>評価の都度</u>	設備を所管する担当部長	(注3)	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回	環境安全部長	10年間	<u>並びに</u> 管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	毎週1回	環境安全部長	10年間	<u>及び</u> 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	環境安全部長	10年間	<p>(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。 (2)㊸ 記載の適正化。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																															
1. 加工施設の <u>検査</u> 記録 イ 使用前 <u>検査</u> の結果	<u>検査のつど</u>	環境安全部長	(注1)																																																															
ロ <u>施設定期検査の結果</u>	<u>検査のつど</u>	環境安全部長	(注1)																																																															
ハ 加工規則第7条の4の2の規定による <u>検査の結果</u>	<u>検査のつど</u>	設備を所管する担当部長	(注2)																																																															
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間																																																															
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
<u>並びに</u> 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																															
1. 加工施設の <u>施設管理</u> に係る記録 イ 使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認の都度</u>	環境安全部長	(注1)																																																															
ロ <u>加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> （注4）	<u>施設管理の実施の都度</u>	(注4)に示す担当部長	(注2)																																																															
ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</u>	<u>評価の都度</u>	設備を所管する担当部長	(注3)																																																															
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間																																																															
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
<u>並びに</u> 管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
<u>及び</u> 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															

変更前（令和元年6月11日付け認可）				変更後				理由
								(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。 (2)㉔ 記載の適正化。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子放射線業務従事者(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を熊取事業所長及び環境安全部長に書面で申し出た者を除く。)の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	環境安全部長	(注3)	ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を熊取事業所長及び環境安全部長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	環境安全部長	(注5)	
ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	環境安全部長	(注3)	ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	環境安全部長	(注5)	
ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	そのつど	環境安全部長	(注3)	ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	環境安全部長	(注5)	
ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境安全部長	(注3)	ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境安全部長	(注5)	
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬のつど	燃料製造部長	1年間	ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	燃料製造部長	1年間	
チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時場所及び方法	保管廃棄のつど	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
リ 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固化した場合にはその方法	封入又は固化のつど	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法	封入又は固化の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
(注3)「その記録に係る者が従事者でなくなった場合又は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間」とする。				(注5)「その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間」とする。				

変更前（令和元年6月11日付け認可）				変更後				理由																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量</td> <td>挿入の<u>つど</u> (連続式にあつては連続して)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注4)</td> <td>連続して</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の<u>つど</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ニ 警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代時刻</td> <td>操作の開始及び交代の<u>つど</u> (注5)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の<u>つど</u></td> <td>設備管理部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>5. 加工施設の事故記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 事故の発生及び復旧の時</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ハ 事故の原因</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ニ 事故後の処置</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	3. 操作記録				イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の <u>つど</u> (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注4)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の <u>つど</u>	設備を所管する担当部長	1年間	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その <u>つど</u>	設備を所管する担当部長	1年間	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代時刻	操作の開始及び交代の <u>つど</u> (注5)	設備を所管する担当部長	1年間	4. 保守記録				イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の <u>つど</u>	設備管理部長	1年間	5. 加工施設の事故記録				イ 事故の発生及び復旧の時	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ハ 事故の原因	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ニ 事故後の処置	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量</td> <td>挿入の<u>都度</u> (連続式にあつては連続して)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注6)</td> <td>連続して</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の<u>都度</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ニ 警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</td> <td>操作の開始及び交代の<u>都度</u> (注7)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>4. 加工施設の事故記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ハ 事故の原因</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ニ 事故後の処置</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	3. 操作記録				イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の <u>都度</u> (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注6)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の <u>都度</u>	設備を所管する担当部長	1年間	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その <u>都度</u>	設備を所管する担当部長	1年間	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の <u>都度</u> (注7)	設備を所管する担当部長	1年間	4. 加工施設の事故記録				イ 事故の発生及び復旧の日時	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ハ 事故の原因	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ニ 事故後の処置	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。 (2)㊸ 記載の適正化。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																																																																																	
3. 操作記録																																																																																																																				
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の <u>つど</u> (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注4)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の <u>つど</u>	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その <u>つど</u>	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代時刻	操作の開始及び交代の <u>つど</u> (注5)	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
4. 保守記録																																																																																																																				
イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の <u>つど</u>	設備管理部長	1年間																																																																																																																	
5. 加工施設の事故記録																																																																																																																				
イ 事故の発生及び復旧の時	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ハ 事故の原因	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ニ 事故後の処置	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																																																																																	
3. 操作記録																																																																																																																				
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の <u>都度</u> (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注6)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の <u>都度</u>	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その <u>都度</u>	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の <u>都度</u> (注7)	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
4. 加工施設の事故記録																																																																																																																				
イ 事故の発生及び復旧の日時	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ハ 事故の原因	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ニ 事故後の処置	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
(注4) 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。 (注5) 排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。				(注6) 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。 (注7) 排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。																																																																																																																

変更前（令和元年6月11日付け認可）				変更後				理由																																																										
								(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。 (2)㉔ 記載の適正化。 (1)④(ネ) 保安品質マネジメントシステムの追加及び変更に伴う記載の適正化。																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 気象記録 イ 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画</td> <td>策定の<u>つど</u></td> <td>業務管理部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の<u>つど</u></td> <td>業務管理部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の<u>つど</u></td> <td>業務管理部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>8. 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注6） （他の号に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の<u>つど</u></td> <td>各部長、品質・安全管理室長（第8条及び第13条に係る記録）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	6. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長		10年間	ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10年間	ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10年間	7. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の <u>つど</u>	業務管理部長	3年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の <u>つど</u>	業務管理部長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の <u>つど</u>	業務管理部長	3年間	8. 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注6） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の <u>つど</u>	各部長、品質・安全管理室長（第8条及び第13条に係る記録）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 気象記録 イ 風向及び風速</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画</td> <td>策定の<u>都度</u></td> <td>業務管理部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の<u>都度</u></td> <td>業務管理部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の<u>都度</u></td> <td>業務管理部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注8） （他の号に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の<u>都度</u></td> <td>各部長、品質・安全管理室長（第10条第2項及び第13条に係る記録）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10年間	ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10年間	ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10年間	6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の <u>都度</u>	業務管理部長	3年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の <u>都度</u>	業務管理部長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の <u>都度</u>	業務管理部長	3年間	7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注8） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の <u>都度</u>	各部長、品質・安全管理室長（第10条第2項及び第13条に係る記録）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																															
6. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10年間																																																															
ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10年間																																																															
ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10年間																																																															
7. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の <u>つど</u>	業務管理部長	3年間																																																															
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の <u>つど</u>	業務管理部長	3年間																																																															
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の <u>つど</u>	業務管理部長	3年間																																																															
8. 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注6） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の <u>つど</u>	各部長、品質・安全管理室長（第8条及び第13条に係る記録）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																															
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																															
5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10年間																																																															
ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10年間																																																															
ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10年間																																																															
6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の <u>都度</u>	業務管理部長	3年間																																																															
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の <u>都度</u>	業務管理部長	3年間																																																															
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の <u>都度</u>	業務管理部長	3年間																																																															
7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注8） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の <u>都度</u>	各部長、品質・安全管理室長（第10条第2項及び第13条に係る記録）	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																																															
<p>(注6) 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <p>(1) 保安委員会の記録（第8条）</p> <p>(2) 教育・訓練の記録（第23条第3項(2)、第23条第4項(2)及び第24条）</p> <p>(3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録（第12条）</p> <p>(4) <u>改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認（第12条）、又は補修・改造後の機能確認試験の記録（第63条、第64条）</u></p> <p>(5) <u>設計変更及びそのレビューの記録（第12条）</u></p> <p>(6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録（第12条）</p> <p>(7) 組織外の所有物に関する記録（第11条）</p> <p>(8) 計量標準の記録（第61条）</p> <p>(9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録（第61条）</p> <p>(10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録（第13条）</p> <p>(11) 不適合の処置の結果の記録（第14条）</p> <p>(12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録（第15条）</p>				<p>(注8) 加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <p>(1) 保安委員会の記録（第10条第2項）</p> <p>(2) 教育・訓練の記録（第10条の3、第23条第3項(3)、第23条第4項(2)及び第24条）</p> <p>(3) 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録（第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7）</p> <p>(4) <u>保全活動管理指標に関する結果の記録（第62条の5）</u></p> <p>(5) <u>法令に基づく手続きの要否の結果の記録（第62条の6第6項）</u></p> <p>(6) <u>保全の結果、確認・評価、有効性評価（第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10）</u></p> <p>(7) <u>補修・改造後の機能確認試験の記録（第63条及び第64条）</u></p> <p>(8) <u>調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録（第12条の8）</u></p> <p>(9) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録（第11条、第11条の3及び第12条の12）</u></p> <p>(10) <u>トレーサビリティの記録（第12条の14）</u></p> <p>(11) 組織外の所有物に関する記録（第12条の15）</p> <p>(12) 計量標準の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5）</p> <p>(13) 校正での異常時の影響評価と処置の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5）</p> <p>(14) 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録（第13条）</p> <p>(15) 不適合の処置の結果の記録（第14条）</p> <p>(16) 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録（第15条及び第15条の2）</p>																																																														

変更前（令和元年6月11日付け認可）				変更後				理由																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>9. 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td>評価の<u>つど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>評価の<u>つど</u></td> <td>燃料製造部長</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td><u>ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</u></td> <td>評価の<u>つど</u></td> <td>設備管理部長</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td><u>ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</u></td> <td>計画策定の<u>つど</u></td> <td>設備管理部長</td> <td>(注7)</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	<u>9. 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果</u>				イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の <u>つど</u>	環境安全部長	(注7)	(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の <u>つど</u>	燃料製造部長	(注7)	<u>ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</u>	評価の <u>つど</u>	設備管理部長	(注7)	<u>ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</u>	計画策定の <u>つど</u>	設備管理部長	(注7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>8. 定期評価の結果</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td>評価の<u>都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td><u>加工規則第7条第7項に準じた期間</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>評価の<u>都度</u></td> <td>燃料製造部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	<u>8. 定期評価の結果</u>				イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の <u>都度</u>	環境安全部長	<u>加工規則第7条第7項に準じた期間</u>	(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の <u>都度</u>	燃料製造部長		(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																													
<u>9. 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果</u>																																																
イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の <u>つど</u>	環境安全部長	(注7)																																													
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の <u>つど</u>	燃料製造部長	(注7)																																													
<u>ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</u>	評価の <u>つど</u>	設備管理部長	(注7)																																													
<u>ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</u>	計画策定の <u>つど</u>	設備管理部長	(注7)																																													
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																													
<u>8. 定期評価の結果</u>																																																
イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の <u>都度</u>	環境安全部長	<u>加工規則第7条第7項に準じた期間</u>																																													
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の <u>都度</u>	燃料製造部長																																														
(注7) 加工規則第7条第7項に定める期間																																																

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後				理由																																
—	<p>2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1380 325 2493 1449"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。																				
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																		
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間																																		
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間																																		
<p>2. その他保安に係る記録</p> <table border="1" data-bbox="136 1522 1249 1938"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 管理区域の設定、解除の状況</td> <td>設定、解除のつど</td> <td>環境安全部長</td> <td>同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置</td> <td>そのつど</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 核燃料安全委員会の議事録</td> <td>開催のつど</td> <td>安全管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除のつど	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	そのつど	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催のつど	安全管理グループ長	5年間	<p>3. その他保安に係る記録</p> <table border="1" data-bbox="1380 1522 2493 1938"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 管理区域の設定、解除の状況</td> <td>設定、解除の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 核燃料安全委員会の議事録</td> <td>開催の都度</td> <td>安全管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	安全管理グループ長	5年間	(2)⑳ 記載の適正化。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																		
(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除のつど	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間																																		
(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	そのつど	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																		
(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催のつど	安全管理グループ長	5年間																																		
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																		
(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間																																		
(2) 第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																		
(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	安全管理グループ長	5年間																																		

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由																																				
—	<p>4. 整備規則^(注9) 附則（経過措置）第7条に基づき加工規則第7条第1項に定める期間を読み替えて従前の別表18を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="1383 365 2496 1079"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注10)</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注11)</td> </tr> <tr> <td>ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注12)</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の都度</td> <td>設備管理部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>各部長、品質・安全管理室長</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注9) 原子力規制委員会規則第12号 令和2年3月17日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年4月1日施行）</p> <p>(注10) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。</p> <p>(注11) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。</p> <p>(注12) 検査終了後5年が経過するまでの期間。</p> <p>(注13) 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安委員会の記録 (2) 教育・訓練の記録 (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録 (4) 改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認、又は補修・改造後の機能確認試験の記録 (5) 設計変更及びそのレビューの記録 (6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録 (7) 組織外の所有物に関する記録 (8) 計量標準の記録 (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録 (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録 (11) 不適合の処置の結果の記録 (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の検査記録				イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注10)	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注11)	ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注12)	4. 保守記録				イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1年間	8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更の経過措置の反映。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																			
1. 加工施設の検査記録																																						
イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注10)																																			
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注11)																																			
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注12)																																			
4. 保守記録																																						
イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間																																			
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1年間																																			
8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																			

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後				理由																
—	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 289 1958 357">記録事項</th> <th data-bbox="1964 289 2151 357">記録すべき場合</th> <th data-bbox="2157 289 2315 357">保管責任者</th> <th data-bbox="2320 289 2493 357">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 361 1958 428">9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果</td> <td data-bbox="1964 361 2151 428"></td> <td data-bbox="2157 361 2315 428"></td> <td data-bbox="2320 361 2493 428"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 432 1958 583">ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</td> <td data-bbox="1964 432 2151 583">評価の都度</td> <td data-bbox="2157 432 2315 583">設備管理部長</td> <td data-bbox="2320 432 2493 583">加工規則第7条第7項に準じた期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 588 1958 699">ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</td> <td data-bbox="1964 588 2151 699">計画策定の都度</td> <td data-bbox="2157 588 2315 699">設備管理部長</td> <td data-bbox="2320 588 2493 699">加工規則第7条第7項に準じた期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果				ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に準じた期間	ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に準じた期間	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更の経過措置の反映。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																		
9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果																					
ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に準じた期間																		
ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に準じた期間																		

変更前（令和元年6月11日付け認可）

別表19 保安規定条項と規則、基準の関係（第4条、第11条関係）

区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号
規則	第3条の2	—	安全文化醸成実施規則	保社-2006
	第4条	第5条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001
	第4条	第8条、第9条、第10条	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002
	第4条	第5条	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003
	第4条	第6条、第7条	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	保社-2004
	第4条	—	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005
基準	第4条	—	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003
	第11条	—	保安文書管理基準	基保-025
	第12条	第3条	調達管理基準	基保-022
	第12条	—	設計管理基準	基保-021
	第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002
	第14条、第15条、第15条の2	第62条の2	評価・改善基準	基保-023
	第21条	第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004
	第23条	第24条	教育訓練基準	基保-007
	第25条、第26条、第66条、第67条	第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準（燃料製造部）	基保-003
			加工施設の操作基準（設備管理部）	基保-026
			加工施設の操作基準（環境安全部）	基保-028
			加工施設の操作基準（品質保証部）	基保-032
	第25条、第26条	第33条	臨界安全管理基準	基保-037
	第25条、第26条	第29条、第32条、第65条の2	巡視・点検基準	基保-036
	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012
	第38条、第39条、第71条、第72条	第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001
	第38条、第39条	第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035
	第38条、第39条、第66条、第67条	第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008
	第11条、第58条、第59条、第61条	第32条、第60条、第62条、第65条の2	施設定期自主検査基準（設備管理部）	基保-013
			施設定期自主検査基準（環境安全部）	基保-027
			施設定期自主検査基準（燃料製造部）	基保-031
			施設定期自主検査基準（品質保証部）	基保-033
	第11条、第58条、第59条	第32条、第34条、第62条の2～第65条の2	補修及び改造基準	基保-018
	第71条、第72条	第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009
	第24条、第25条、第26条、第37条の2	第30条の2、第37条の3	初期消火活動基準	基保-038
	第24条、第81条、第82条	第17条、第83条～第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006
	第94条、第95条	第62条の2、第96条	定期評価基準	基保-024
	第97条	—	記録管理基準	基保-016
	第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	事故等対処活動基準	基保-039

変更後

別表19 保安規定条項と規則、基準の関係（第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係）

区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号	
QMS	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、第12条の13、第12条の14	保安品質保証計画書	保社-1001	
	規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条～第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001
規則	第4条	第7条の6、第8条～第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002	
	第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003	
	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条、第62条の2	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管理方針及び施設管理目標の運用規則	保社-2004	
	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005	
	—	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006	
	基準	第4条の4	第4条の2、第4条の5、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003
		第4条の4	第4条の2	保安文書管理基準	基保-025
		第12条	第12条の2～第12条の7、第12条の12	設計管理基準	基保-021
		第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	基保-022
		第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002
第14条～第15条の3		第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	基保-023	
第21条		第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004	
第23条		第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007	
第11条、第25条、第26条、第66条、第67条		第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の15、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準（燃料製造部）	基保-003	
			加工施設の操作基準（設備管理部）	基保-026	
			加工施設の操作基準（環境安全部）	基保-028	
			加工施設の操作基準（品質保証部）	基保-032	
第25条、第26条	第33条	臨界安全管理基準	基保-037		
第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012		
第11条、第38条、第39条、第71条、第72条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001		
		周辺監視区域管理基準	基保-035		
第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	核燃料物質等運搬基準	基保-008		
第38条、第39条	第45条の2、第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035		
第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008		
		補修及び改造基準	基保-018		
第11条、第58条、第59条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、第46条の2、第53条、第59条の2～第59条の5、第62条の2～第65条の2、第85条	補修及び改造基準	基保-018		
第11条、第71条、第72条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009		
第11条、第24条、第81条、第82条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第17条、第83条～第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006		
第11条、第94条、第95条	第96条	定期評価基準	基保-024		
第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016		
第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039		

理由

(1)④(ノ)
保安品質マネジメントシステム及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化、その他記載の適正化。

(2)㉑
保安規定審査基準の改正に伴い第37条の2及び第37条の3を第30条の3に統合することで、初期消火活動基準を設計想定事象等対処活動基準に統合する適正化。

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別表 2 0 ~ 別表 2 1 は省略	変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>添付 1 <u>火災又は爆発、内部溢水、その他自然現象等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</u>において規定する事項 (第 30 条の 3 関係)</p>	<p>添付 1 <u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動</u>において規定する事項 (第 30 条の 3 関係)</p>	<p>(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由								
<p>1. <u>火災等発生時</u>（内部火災）</p> <table border="1" data-bbox="130 327 1297 1713"> <thead> <tr> <th data-bbox="130 327 341 363">区分</th> <th data-bbox="350 327 1297 363">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="130 369 341 541">要員の配置</td> <td data-bbox="350 369 1297 541">1 業務管理部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 548 341 646">教育・訓練の実施</td> <td data-bbox="350 548 1297 646">1 業務管理部長は、該当する要員に対して、内部火災発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="130 653 341 1713">資機材の配備</td> <td data-bbox="350 653 1297 1713"> 1 業務管理部長及び環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。 2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。 4 業務管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を配置する。 5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 6 業務管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 7 業務管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。 8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。 9 設備管理部長は、消火水として使用できる水を保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。 10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。 11 業務管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 業務管理部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。	教育・訓練の実施	1 業務管理部長は、該当する要員に対して、内部火災発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。	資機材の配備	1 業務管理部長及び環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。 2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。 4 業務管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を配置する。 5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 6 業務管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 7 業務管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。 8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。 9 設備管理部長は、消火水として使用できる水を保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。 10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。 11 業務管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。	<p>1. <u>設計想定事象の発生時</u>（内部火災）</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>
区分	規定する事項									
要員の配置	1 業務管理部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。									
教育・訓練の実施	1 業務管理部長は、該当する要員に対して、内部火災発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。									
資機材の配備	1 業務管理部長及び環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。 2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。 4 業務管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を配置する。 5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 6 業務管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 7 業務管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。 8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。 9 設備管理部長は、消火水として使用できる水を保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。 10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。 11 業務管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。									

変更前（令和元年6月11日付け認可）		変更後	理由				
1. 火災等発生時（内部火災）（続き）		1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）	(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備 （続き）</td> <td>12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td> 1 業務管理部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。 3 業務管理部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。 4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。 6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。 7 燃料製造部長及び環境安全部長は、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項		資機材の配備 （続き）	12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。	手順書の整備	1 業務管理部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。 3 業務管理部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。 4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。 6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。 7 燃料製造部長及び環境安全部長は、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。
区分	規定する事項						
資機材の配備 （続き）	12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。						
手順書の整備	1 業務管理部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。 2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。 3 業務管理部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。 4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。 5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。 6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。 7 燃料製造部長及び環境安全部長は、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。						

変更前（令和元年6月11日付け認可）		変更後		理由					
1. 火災等発生時（内部火災）（続き）		1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）		(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化及び欠番の適正化。					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td> <p><u>9</u> 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p><u>10</u> 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p><u>11</u> 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p><u>12</u> 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p> <p><u>13</u> 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p><u>14</u> 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約 100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p><u>15</u> 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p><u>16</u> 環境安全部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第2廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p> <p><u>17</u> 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p><u>18</u> 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。</p> <p><u>19</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</p> <p><u>20</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>21</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止する。</p> <p><u>22</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>23</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>24</u> 燃料製造部長及び環境安全部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p><u>25</u> 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、業務管理部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）		<p><u>9</u> 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p><u>10</u> 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p><u>11</u> 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p><u>12</u> 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p> <p><u>13</u> 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p><u>14</u> 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約 100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p><u>15</u> 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p><u>16</u> 環境安全部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第2廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p> <p><u>17</u> 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p><u>18</u> 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。</p> <p><u>19</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</p> <p><u>20</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>21</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止する。</p> <p><u>22</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>23</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>24</u> 燃料製造部長及び環境安全部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p><u>25</u> 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、業務管理部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td> <p><u>8</u> 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p><u>9</u> 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p><u>10</u> 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p><u>11</u> 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p> <p><u>12</u> 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p><u>13</u> 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約 100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p><u>14</u> 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p><u>15</u> 環境安全部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第2廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p> <p><u>16</u> 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p><u>17</u> 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。</p> <p><u>18</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</p> <p><u>19</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>20</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止する。</p> <p><u>21</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>22</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>23</u> 燃料製造部長及び環境安全部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p><u>24</u> 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、業務管理部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）
区分	規定する事項								
手順書の整備（続き）	<p><u>9</u> 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p><u>10</u> 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p><u>11</u> 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p><u>12</u> 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p> <p><u>13</u> 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p><u>14</u> 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約 100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p><u>15</u> 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p><u>16</u> 環境安全部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第2廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p> <p><u>17</u> 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p><u>18</u> 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。</p> <p><u>19</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</p> <p><u>20</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>21</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止する。</p> <p><u>22</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>23</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>24</u> 燃料製造部長及び環境安全部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p><u>25</u> 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、業務管理部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p>								
区分	規定する事項								
手順書の整備（続き）	<p><u>8</u> 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p><u>9</u> 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p><u>10</u> 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p><u>11</u> 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p> <p><u>12</u> 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p><u>13</u> 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約 100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p><u>14</u> 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p><u>15</u> 環境安全部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第2廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p> <p><u>16</u> 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p><u>17</u> 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。</p> <p><u>18</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。</p> <p><u>19</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>20</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止する。</p> <p><u>21</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>22</u> 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p><u>23</u> 燃料製造部長及び環境安全部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p><u>24</u> 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、業務管理部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p>								

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>1. <u>火災等発生時</u>（外部火災） （各区分において規定する事項は省略）</p> <p>2. <u>内部溢水発生時</u> （各区分において規定する事項は省略）</p> <p>3. <u>自然現象発生時</u>（地震） （各区分において規定する事項は省略）</p> <p>3. <u>自然現象発生時</u>（竜巻） （各区分において規定する事項は省略）</p> <p>3. <u>自然現象発生時</u>（火山活動（降下火砕物）） （各区分において規定する事項は省略）</p> <p>3. <u>自然現象発生時</u>（積雪） （各区分において規定する事項は省略）</p> <p>3. <u>自然現象発生時</u>（生物学的事象） （各区分において規定する事項は省略）</p> <p>4. <u>加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備</u> （各区分において規定する事項は省略）</p>	<p>1. <u>設計想定事象の発生時</u>（外部火災） 変更なし</p> <p>2. <u>設計想定事象の発生時</u> <u>（内部溢水）</u> 変更なし</p> <p>3. <u>設計想定事象の発生時</u>（地震） 変更なし</p> <p>3. <u>設計想定事象の発生時</u>（竜巻） 変更なし</p> <p>3. <u>設計想定事象の発生時</u>（火山活動（降下火砕物）） 変更なし</p> <p>3. <u>設計想定事象の発生時</u>（積雪） 変更なし</p> <p>3. <u>設計想定事象の発生時</u>（生物学的事象） 変更なし</p> <p>4. <u>設計想定事象の発生時</u> <u>（その他）</u> 変更なし</p>	<p>(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を行う体制の整備において規定する事項 (第 30 条の 4 関係)</p>	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持</u>するための活動において規定する事項 (第 30 条の 4 関係)</p>	<p>(1)④(ヒ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>1. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (各区分において規定する事項は省略)</p>	<p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 変更なし</p>	<p>(1)④(ヒ) 加工規則の条文の変更 に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<u>添付3 長期施設管理方針（第62条の12関係）</u>	(1)④(フ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。 （長期施設管理方針の追加。）

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p><u>1. 加工施設の長期施設管理方針（始期：2020年3月17日、適用期間：10年間）</u></p> <p><u>高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし。</u></p>	<p>(1)④(フ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。 (長期施設管理方針の追加。)</p>

(参考資料) 加工事業変更許可を踏まえた保安規定の変更と申請時期

加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）申請書（以下「加工事業変更許可申請書」という。）におけるソフト対策に係る記載と保安規定への反映について、令和 2 年 12 月時点の申請状況と未対応事項の申請予定を以下に整理する。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
安全上重要な施設					
1-1	<p>「加工の事業を行う者として、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全の追求に終わりは無いという意識をもって安全のあるべき姿を目指す。最新の知見を反映するとともに最も効果的な安全対策を実現し、公衆の安心感の獲得につなげる。」という基本方針のもと、加工施設は、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等に適合する設計とする。</p> <p>加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。</p> <p>安全機能を有する施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないように設計する。</p> <p>安全機能を有する施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するように設計する。</p> <p>本加工施設においては、安全機能を有する施設の機能の喪失により、公衆及び放射線業務従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないため、本加工施設に安全上重要な施設はない。</p>	2	5-1	○	第 1 次保安規定変更で、第 6 条、第 11 条において規定済み。 ALARA については第 2 次保安規定変更で第 50 条、第 74 条、第 75 条において規定する。
核燃料物質の臨界防止					
2-1	最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。	3	添 7 別イ-11	○	第 33 条で従来から規定済み。
2-2	減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。	3、4、10	—	×	第 4 次保安規定変更で規定する予定。
2-3	核的に隔離されている領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。	5	—	○	第 33 条で従来から規定済み。
2-4	最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第 2 加工棟第 2-1 混合室、第 2-2 混合室、第 2-1 ベレット室、第 2-1 燃料棒加工室及び第 2-1 組立室の核的制限値を変更する。最新知見の反映として、文献値に基づく形状寸法制限である直径制限値を変更する。実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移載機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。	別紙 2	—	×	第 4 次保安規定変更で規定する予定。
遮蔽等					
3-1	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管	7、70、117	5-18、6-6	×	第 4 次保安規定変更で規定する予定。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	<p>理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。線量評価においては、貯蔵施設に最大貯蔵能力の酸化ウランを貯蔵し、保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性廃棄物を保管しているものとする。また、再生濃縮ウランについては、貯蔵施設の最大貯蔵能力及び保管廃棄施設の最大保管廃棄能力に相当する量が存在するものとする。</p> <p>第1加工棟の、に年間平均の最大貯蔵能力に見合うウランが保管するものとする。</p>				
3-2	<p>放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減する設計とする。線量評価においては、貯蔵施設に最大貯蔵能力の酸化ウランを貯蔵し、保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性廃棄物を保管しているものとする。また、再生濃縮ウランについては、貯蔵施設の最大貯蔵能力及び保管廃棄施設の最大保管廃棄能力に相当する量が存在するものとする。</p> <p>第2加工棟及び第1－3貯蔵棟に設置する貯蔵設備に最大貯蔵能力に見合うウランを貯蔵するものとする。</p> <p>第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟については、各貯蔵室に最大保管廃棄能力に見合う放射性廃棄物を保管廃棄するものとする。</p>	7、70、117	5-18、6-6、6-7、6-31	×	<p>第4次保安規定変更で規定する予定。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟については、第3次保安規定変更で規定する予定。</p>
3-3	<p>本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められた ASTM（米国材料試験協会）及び DOE（米国エネルギー省）の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。</p>	53、60、63、70	6-1	○	第68条で従来から規定済み。
閉じ込めの機能					
4-1	<p>管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分し、管理する。</p>	8、114	5-8、6-2	○	第41条で従来から規定済み。
4-2	<p>管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。</p>	22、114	6-2	○	第40条で従来から規定済み。
4-3	<p>第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。</p> <p>第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。</p>	114、121、122	7-13、7-14	○	第34条で従来から規定済み。
4-4	<p>ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。</p> <p>巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。</p>	114	6-2	○	<p>第34条、第12条、第62条の6で従来から規定済み。</p> <p>巡視については第2次保安規定変更で第29条から第62条の6第7項に移管。</p>
4-5	<p>第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する。</p>	8、114	5-8、6-2	○	従来から規定していた事項のうち、別表13（第61条関係）は第2次保安規定変

□□内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	取り扱うウランの飛散による室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設けて局所排気を行い、その内部を室内に対して9.8 Pa（1 mm水柱）以上の負圧とするか、又はその開口部での風速が0.5 m/秒以上となるようにする。閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。設計上このような部位が発生する場合は、当該部位を定期的に点検することを点検要領及び保全計画に定める。				更で削除するとともに新設する第62条の6に基づく保全計画において規定する事項とする。また、第12条、第62条の2で従来から規定していた事項は、第2次保安規定変更で、それぞれ第12条の3及び第62条の6を新設し規定する。
火災等による損傷の防止					
5-1	加工施設の建物には、火災を早期に感知し報知するための火災感知設備である自動火災報知設備、初期消火を迅速かつ確実にを行うための消火設備として粉末消火器及び屋内消火栓を消防法に基づき設ける。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等の消火設備を設ける。火災感知設備、消火設備の設置については、消防法の設置基準に対し、裕度ある設計とする。 消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。 消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置し、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を設置する。 本加工施設には2台の可搬消防ポンプを備え、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	10	5-114、5-115	○	第1次保安規定変更で、第30条の2、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-2	初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。 火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。	10	5-118	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-3	消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。	10	—	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-4	空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。 さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	—	5-112	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-5	ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。 さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	—	5-112	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-6	油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。	—	5-117、5-132	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-7	油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部等からの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクに	—	5-117	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	はオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。				の3関係）で規定済み。
5-8	油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する。	—	5-117	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-9	本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。	—	5-118	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-10	可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設（建物）に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	10	5-118、添5別チ-28	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-11	加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。	—	5-118	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-12	加工施設の建物の各室は、屋内消火栓又は屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルート及び第2加工棟にあっては各室の屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上設ける。	—	5-125	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
5-13	可燃性ガスを使用する設備・機器には、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、上記フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。	—	5-113	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-14	所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁の一次側にある手動バルブを閉止する手順を定める。	—	添5別チ-1、添5別チ-2	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-15	焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。	—	添5別チ-5	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-16	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	10	5-133	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-17	加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁、耐火性を有する扉、防火ダンパー等によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、火災区域内の火災の延焼を防止するため、必要に応じて核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定する。	—	5-121	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-18	加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならない設計とする。	—	5-114	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-19	消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	—	5-116	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-20	消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止する設計とする。	11	添5別チ-28、7-30、添7別ロ-7	×	第4次保安規定変更で規定する予定。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
5-21	消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える設計とする。	—	5-125	○	—
5-22	消火水として使用できる水を保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を本加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。	—	5-125	○	—
5-23	火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を設置している。	—	添5別チ-28	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-24	第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。	—	5-122、6-31	△	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。第5廃棄物貯蔵棟については第2廃棄物貯蔵棟として規定済みで、第3次保安規定変更で第5廃棄物貯蔵棟に変更する予定。
5-25	<p>臨界防止及びウランの漏えい防止の観点から、粉末状のウランを取り扱う設備・機器において、フード等の開口部からウランが被水するおそれがある箇所については、配管側に遮水板又は設備側に防水カバーを設置する。更に、浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。</p> <p>火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</p> <p>当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。</p>	—	5-171、添5別リ-78、添5別リ-79、添5別リ-80	△	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。金属製の防水カバーについては第4次保安規定変更で規定する予定。
5-26	可燃性物質（油類）は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	—	7-5	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
5-27	火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、火災を発見した者は粉末消火器による初期消火を実施することにより拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内又は屋外消火栓）を使用して消火する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする。	—	5-114、5-125、7-10	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
安全機能を有する施設の地盤					
6-1	—（なし）	—	—	—	—
地震による損傷の防止					
7-1	輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。	37	—	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
7-2	燃料集集体保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。	39	—	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
7-3	保管廃棄設備 金属製容器は耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。	41	—	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
7-4	消火器 転倒防止策を講じる。	43	—	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
7-5	貯蔵容器I型の設置に当たっては、固縛方法によって1段置き状態で設置し、1.0Gの水平地震力に対して転倒を防止する。取扱い時においても、最大高さ約1m以下とすることによって、落下、転倒しても、貯蔵容器I型に収納した閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷を防止する。	—	5-217、添5別ヌ-2	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
7-6	貯蔵容器I型については、閉じ込め及び臨界安全の観点から、AF型輸送物の設計として認可を受けていた旧輸送容器の定期自主検査と同様の検査を保安規定に定め実施することによって、旧輸送容器の性能を維持していることを確認する。	—	添5別ヌ-2	○	従来から規定していた別表13（第61条関係）は第2次保安規定変更で削除するとともに、新設する第62条の6に基づく保全計画において規定する事項とする。
7-7	第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。 ドラム缶を段積みして保管する場合は、当社が外部試験機関で実施した加振試験により実証した最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないよう対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力高める対策を講じる。 ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。 一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。	別紙2	5-223、添5別ヌ-3	×	第4次保安規定変更で規定する予定。 第5廃棄物貯蔵棟については、第3次保安規定変更で規定する予定。
津波による損傷の防止					
8-1	—（なし）	—	—	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止					
9-1	藤田スケールを1ランク上げF1の竜巻（風速33～49 m/s）の最大風速49 m/sを想定する竜巻の規模に設定し、この設計竜巻に対し安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。すなわち、設計竜巻による風荷重あるいは気圧低下により安全機能を有する施設を内包する建物が損傷せず、また飛来物が建物を貫通しない設計とする。敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	17	5-91	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
9-2	<p>藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。</p> <p>第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟に収納する廃棄物ドラム缶は、F3竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。</p>	別紙2、17	5-91、添5別ト-39	×	<p>第4次保安規定変更で規定する予定。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟については、第3次保安規定変更で規定する予定。</p>
9-3	<p>藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。</p> <p>第1-3貯蔵棟に収納する貯蔵容器は、F3竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。</p>	17	5-91	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
9-4	<p>体制の整備 竜巻襲来が想定される段階での連絡体制及び竜巻対策実施体制を整備し、連絡・対策実施についての手順書を整備する。また、連絡・対策要員に対し教育・訓練を定期的に行って力量を確保し、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。</p>	—	5-92	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
9-5	<p>注意喚起 竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。注意喚起は、大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に以下の対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 ・対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 ・廃棄物保管工程について、取り扱い中以外の固縛していないドラム缶及び金属製容器は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定することによって飛散防止の処置を講ずる。なお、通常、保管廃棄中のドラム缶等は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定した状態である。 ・大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。 	—	5-92、添5別ト-39、添5別ヌ-18	△	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。廃棄物ドラム缶の固縛については第4次保安規定変更で規定する予定。
9-6	<p>警戒態勢 本加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、以下の対応を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡要員は直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 ・連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。 <p>対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> －輸送物、廃棄物の構内運搬は、運搬を中止する。 －作業者は作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 －作業者は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガス切替実施を行う。 －試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 －廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 	—	5-92、5-93、5-221、添5別ト-39、添5別ヌ-16、添5別ヌ-18	△	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。廃棄物ドラム缶の固縛については第4次保安規定変更で規定する予定。

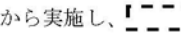


No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	<p>－大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。</p> <p>－本加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。</p>				
9-7	ウランのインベントリを低減するため、設備撤去及び最大貯蔵能力の削減を行う。 加工施設のリスクの低減を図るため、[]の燃料集合体の貯蔵設備（最大貯蔵能力1 ton-U）を撤去する。	別紙2	5-91	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
9-8	ウランのインベントリを低減するため、設備撤去及び最大貯蔵能力の削減を行う。 加工施設のリスクの低減を図るため、[]の試験開発設備及び貯蔵設備（最大貯蔵能力2 ton-U）を撤去するとともに、第3開発室から第2-1作業支援室に部屋名称を変更する。第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。	別紙2	5-91	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
9-9	ウランのインベントリを低減するため、最大貯蔵能力の削減を行う。 加工施設のリスクの低減を図るため、[]の酸化ウランペレット及び[]の燃料棒の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれ41 ton-Uから38 ton-Uに、54 ton-Uから41 ton-Uに削減する。	別紙2	5-91	○	第1次保安規定変更で、別表15（第70条関係）で規定済み。
9-10	ウランのインベントリを低減するため、第1加工棟の設備を撤去する。 事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、[]の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室を[]として輸送物に限った貯蔵施設にする。さらに加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力を78.2 ton-Uから47.6 ton-Uに削減する。	別紙2	5-92	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
9-11	ウランのインベントリを低減するため、第1-3貯蔵棟の最大貯蔵能力を削減する。 加工施設のリスクの低減を図るため、[]の酸化ウラン粉末の貯蔵施設の最大貯蔵能力を23.6 ton-Uから5.9 ton-Uに削減する。	別紙2	5-92	○	別表15（第70条関係）で従来から規定済み。
9-12	ドラム缶当たりのインベントリが多い固体廃棄物及び再生濃縮ウランを含む固体廃棄物は、最大保管廃棄能力を削減するとともに配置を変更する。	—	5-92	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
9-13	[]に分析試料の貯蔵設備を新設するとともに、この新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、[]の試験開発試料の貯蔵施設の最大貯蔵能力を縮小する。	別紙2	—	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
9-14	核燃料物質を内包する施設は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度1.5 g/cm ³ にある降下火砕物の堆積厚さ12 cmに耐える耐荷重があるため、降下火砕物による影響はない。その上で、降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。 降下火砕物の除去を行うに当たり、過去の記録の調査から、降下火砕物の最大堆積速度を想定する。本加工施設の近傍に活動が確認されている火山との距離と同等の地点での降下火砕物の降下を想定し、本加工施設から最も近い	18	5-78、5-105、5-106、5-227	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。

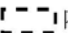
[]内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	第四紀火山である宝山（本加工施設からの距離約 113 km）において、最大の降下火砕物の放出量を与える噴火として、富士山宝永噴火（1707 年）規模の噴火が生じることを想定する。富士山宝永噴火における降下火砕物の降下量と距離との関係を内挿することにより、火口から直線距離約 113 km の地点での降下量が約 12 cm と求められる。次に、噴火後 16 日間の降下火砕物の積算噴出量の推移を示す。この 16 日間に降下火砕物の全量 12 cm が堆積したと仮定すれば、初日には約 3 cm 降下したと推定される。この初日の降下量に対し、保守的に、初日における降下火砕物の堆積速度を 4 cm/日と想定する。この堆積速度 4 cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。				
9-15	作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。	18	5-106	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
9-16	必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	18	5-106	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
9-17	本加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める 29 cm 及び過去の最深積雪 18 cm（大阪管区気象台 1907 年 2 月 11 日）よりも深い積雪に対して十分に耐える設計とする。また、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	18	5-78、5-109	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
9-18	換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。	18	5-78、5-109	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
9-19	想定する外部火災（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発及び航空機落下火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器及びそれらを収納する建物が、大きな損傷を受けることがないように以下の設計とする。 敷地内に消火栓等を設置するとともに、延焼防止に必要となる対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	19	5-143	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
9-20	竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いが、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じる。	別紙 2	5-146、添 5 別 リ-19	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
9-21	敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。 敷地内に入構する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。 第 1 高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場（1）は敷地西方に移設する。	19	5-143、5-157	△	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。第 1 高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場（1）の敷地西方への移設については、第 4 次保安規定変更で規定する予定。
9-22	ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。	—	5-160	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
9-23	敷地内における危険物の取扱いとして、各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷	—	5-152、5-155	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条


No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。 敷地内における高圧ガスの取扱いとして、各高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。				の3関係)で規定済み。
加工施設への人の不法な侵入等の防止					
10-1	加工施設への人の不法な侵入を防止するため、加工施設の周辺に設定した周辺監視区域の境界にフェンス等の障壁を設置するとともに、加工施設は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とし、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置する。また、不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。	20	5-168	○	第1次保安規定変更で、第46条の2で規定済み。
10-2	加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、IDカードにより加工施設の出入管理を行う。一時立入者に対しては、その身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるように所持させる。 常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する。	—	5-168	○	第1次保安規定変更で、第46条の2で規定済み。
10-3	加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みを防止するため、 []及び入構車両においては積載荷物の点検を行う。加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。 加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、 []及び入構車両においては積載荷物の点検を行う。	20	5-168、5-169	△	第1次保安規定変更で、第46条の2で規定済み。 []については第4次保安規定変更で規定する予定。
10-4	サイバートロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断する措置を講じた電気通信回路を介する設計とする。内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。 [] 本加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。また、社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアーウォールを設置する。 [] []社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。 防護対象システム（製造管理システム及び核物質防護システム）に対する内部での不正操作等を防止するため以下の措置を講じる。 調達管理 防護対象システムの導入時、更新時、保守時、試験時におけるコンピュータウィルスの混入を防止する	20	5-169	△	第1次保安規定変更で、第46条の2で規定済み。 []については第4次保安規定変更で規定する予定。

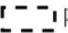
[]内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	ため、セキュリティを考慮した調達要求事項とする。 アクセス管理 操作権限の無い者による防護対象システムの操作を防止するため、防護対象システムのある建物への入域及び防護対象システムの操作ができる者をアクセス権により制限し、さらにパスワードにより確認する。 電子媒体管理 可搬式記憶媒体を介したウイルス感染を防止するため、加工施設のコンピュータの可搬式記憶媒体（USB）ポートは封鎖し、加工施設のコンピュータで利用しているハードディスク（HDD）は持ち出されないように管理する。				
10-5	核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、  において持出し点検及び監視を行う。 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。また、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、   において、金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び常時監視を行う。	20	5-168	○	第1次保安規定変更で、第46条の2で規定済み。
溢水による損傷の防止					
11-1	溢水時の閉じ込めの機能の確保について、第1種管理区域内を負圧に維持するための気体廃棄設備は、内部溢水に対し没水しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。	9	5-9	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
11-2	溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。	—	5-171	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
11-3	被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。	—	5-172	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
11-4	蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	—	5-172、5-189	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
誤操作の防止					
12-1	安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。	21	5-200	○	第1次保安規定変更で、第30条で規定済み。
12-2	制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。表示装置は、操作員の誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにする。操作器は、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。	21	5-200	○	第1次保安規定変更で、第30条で規定済み。
12-3	設計基準事故の発生後、ある時間までは、操作員の操作を期待しなくても必要な安全上の機能が確保される設計とする。また、設計基準事故が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、簡素な手順によって必要な操作が行	21	5-200	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。

内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。				
安全避難通路等					
13-1	加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えて非常用電源設備に接続したバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する設計とする。	21	5-201	△	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。 非常用電源設備の接続については第4次保安規定変更で規定する予定。
13-2	非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。	21	5-201	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
安全機能を有する施設					
14-1	本加工施設の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常時において予想される環境条件に対して十分な余裕を持って耐えられ、その機能を維持できる設計とする。	—	5-202、5-212	○	第3条で従来から規定済み。
14-2	本加工施設における安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるような設計とする。	26	5-202	○	第63条（補修）にて従来から規定済み。 また、第2次保安規定変更で、第60条、第61条（施設定期自主検査）を削除するとともに、第59条の2、第59条の3（定期事業者検査）を新設し、規定する。 また、別表13を削除するとともに、新設する第62条の6に基づく保全計画において規定する事項とする。
14-3	安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができるものとする。	26	5-1	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
設計基準事故の拡大の防止					
15-1	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、ガンマ線エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた所内通信連絡設備として、所内放送設備、固定電話機、所内携帯電話機（PHS）及び無線機を備える。また、所内放送設備は、緊急対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。	23	5-210	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
15-2	設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。また、第2分析室及び第2開発室は人的管理によるダブルチェックにより管理する。	—	7-4、添7別イ-11	○	第33条で従来から規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
15-3	粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の隔離距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との隔離をとる。	—	7-4	○	第33条、別図5（第33条関係）、別表4（第33条関係）で従来から規定済み。
15-4	第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、また、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。	121、122	7-7、7-13、7-14	○	第34条で従来から規定済み。
15-5	設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。	121	7-10、7-13、添7別ロ-2	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
15-6	火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、火災を発見した者は粉末消火器による初期消火を実施することにより拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内又は屋外消火栓）を使用して消火する。活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする。	—	5-114、5-125、7-10	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
15-7	第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。	124	7-10	△	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。 防火ダンパー閉止については第4次保安規定変更で規定する予定。
核燃料物質の貯蔵施設					
16-1	加工施設には、各工程におけるウランの性状に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける設計とする。また、貯蔵施設はウランの性状に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。	21、65	5-18	○	別表15（第70条関係）で従来から規定済み。
廃棄施設					
17-1	第2加工棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、発生元にて凝集沈殿、遠心分離の一次処理を行った後、第2廃液処理設備に送水する。第2廃液処理設備において、一次処理廃液及び直接送水した廃液を、一旦、廃液貯槽等に貯留し、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、貯留設備に送水する。 第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、必要に応じて蒸発乾固、凝集沈殿の処理を行った後、貯留設備に送水する。 建物ごとの貯留設備に貯留した液体廃棄物は、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。各建物から排出された排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中濃度限界以下であることを確認した後、事業所外へ排出する。その後、排水管を通して雨山川に放出する。なお、廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物は乾燥させた後、スクラップとして取り扱う、もしくは放射性固体廃棄物として所定のドラム缶に収納して保管廃棄設備に保管廃棄する。 放射性物質によって汚染され又は汚染されたおそれのある油類廃棄物はドラム缶に入れ、  に保管廃棄する。また、このうち焼却減容可能な油類廃棄物は、焼却減容した後、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。	83	5-17、6-27、6-31	△	第74条、別図3で従来から規定済み。 第5廃棄物貯蔵棟については第4次保安規定変更で規定する予定。

内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
17-2	保管廃棄設備は、固体廃棄物の保管廃棄が十分な能力を有するものとする。固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。なお、保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。 放射性固体廃棄物は可燃性、難燃性、不燃性及びフィルタの廃棄物に分類し、必要に応じて除染又は減容可能なものについては解体等の後、ドラム缶に入れて保管廃棄する。フィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難なものについては、シート等で密封し金属製容器に入れて保管廃棄する。可燃物とフィルタの一部については、焼却設備で減容処理を行い、その焼却灰をドラム缶に入れて保管廃棄する。また、すでに保管管理されている廃棄物についても、除染又は減容処理を行う。	21、85、116	6-31	○	第1次保安規定変更で、第73条で規定済み。
17-3	保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。	116	6-31	○	第72条の2で従来から規定済み。
17-4	固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟又は第3廃棄物貯蔵棟に保管廃棄し、その保管状況は日常の巡視点検により監視する。	—	6-31	○	第2次保安規定変更で、第29条で従来から第62条の6第7項に移管。
放射線管理施設					
18-1	外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	7	—	○	第40条、第44条、第48条、第51条、第52条で従来から規定済み。
18-2	放射線業務従事者の線量限度が、100 mSv/5年間及び50 mSv/年以下となるよう被ばく管理を行い、必要な個人被ばく線量計を備えるものとする。また、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域への立入りの制限等の放射線防護上の措置を講じる。	7	—	○	第42条、第44条、第45条、第48条、第50条で従来から規定済み。
18-3	加工施設内にガンマ線エリアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。	7	—	○	第48条、第52条で従来から規定済み。
18-4	年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。	115	6-3	○	第47条で従来から規定済み。
18-5	外部被ばくについては、放射線業務従事者が蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用し、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質の濃度を測定し、定期的に線量を算出する。 第1種管理区域及び第2種管理区域においては、外部放射線に係る線量を熱蛍光線量計（TLD）等によって週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。	115	6-2	○	第44条、第48条、第49条、第52条で従来から規定済み。
18-6	第1種管理区域においては、床、壁等の表面密度をスマヤ法等により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質をエアスニファ等により採取し、その濃度を低バックグラウンドカウンタにより週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。 また、一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて放射線業務従事者が半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用して、放射性物質の体内摂取を防止するとともに、ダストサンブラを用いて局所的な放射性物質濃度測定を行う。	115	6-2、6-3	○	第50条、第51条、別表9（第52条、第74条関係）、別表10（第52条、第75条関係）で従来から規定済み。
18-7	第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットクロスモニタ等により身体表面及び搬出物品の表面密度を測定し、線量告示に定める表面密度限度の1/10を超えないように管理する。	114	6-3	○	別表6（第45条関係）、第54条（別表12）で従来から規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
18-8	放射線業務従事者は蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用し、3月ごと（妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと）に外部被ばく線量を測定する。	—	6-3	○	別表7（第48条関係）、別表8（第49条関係）で従来から規定済み。
18-9	内部被ばく線量は、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、3月ごと（妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと）に算出する。	—	6-3	○	別表8（第49条関係）で従来から規定済み。
18-10	定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。 放射線業務従事者に対し、年に1回定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。	115	6-3	○	第23条で従来から規定済み。
18-11	「電離放射線障害防止規則」（厚生労働省令）に定める健康診断を実施する。 健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、記録して保管する。	115	6-4	○	別表7（第48条関係）、別表8（第49条関係）で従来から規定済み。
18-12	必要に応じ、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。	115	6-4	○	第91条の2で従来から規定済み。
18-13	周辺監視区域における放射線監視として、周辺監視区域外における線量が線量告示に定める線量限度を超えないように測定・監視を行うとともに、必要な気象を観測する。本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する直接線及びスカイシャイン線の影響を評価し、周辺監視区域外において線量を合理的に達成できる限り低減するため、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。	115	—	○	第50条、第52条、第74条、第75条で従来から規定済み。
18-14	放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。	22、115	5-10、5-203、6-3	○	第1次保安規定変更で、第52条で規定済み。
18-15	尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにするための検査手順等を定める。 必要に応じてウランの体内摂取の有無を確認するため、尿中ウラン量の測定を行う。	—	5-11、5-203、6-3	○	別表10（第52条、第75条関係）で従来から規定済み。
18-16	放射線管理施設は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。	—	5-10、5-203	○	第51条で従来から規定済み。
18-17	設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	7	—	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
監視設備					
19-1	排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度は、監視設備により連続的に測定し、異常の有無を監視する。また、異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空気中濃度限度以下となるようにする。	116	6-20	○	第75条で従来から規定済み。
19-2	排気口から放出する気体廃棄物中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、自動的に警報を発するようにする。 高性能エアフィルタの目詰まりを監視するために差圧計を設ける。	—	5-18、6-16	○	第75条で従来から規定済み。
19-3	排水口から排出する液体廃棄物中の放射性物質濃度は、廃液処理設備で処理後の廃液を貯留し、バッチごとに放射線測定装置により測定し監視する。	—	5-18、6-27	○	第74条で従来から規定済み。
19-4	「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。	—	5-18	○	第46条で従来から規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
19-5	加工施設内外の定点における線量を測定し、監視するためにモニタリングポスト及び熱蛍光線量計（TLD）を、空气中、土壌中、河川水中の放射性物質濃度を測定するために可搬式ダストサンプラ、放射線測定装置等を設ける。モニタリングポストは、商用電源喪失時も非常用電源設備により給電可能であるとともに、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するための専用のバッテリーを有し、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる設計とする。なお、必要に応じて可搬式測定器やサンプリング等による監視を行う。	—	5-18、5-205、6-16、6-31	○	第1次保安規定変更で、別表9（第52条関係）、別表10（第52条、第75条関係）で規定済み。
19-6	設計基準事故時においては、加工施設内外の適切な場所において外部放射線に係る線量、空气中の放射性物質濃度等を適切に測定及び監視し、必要な情報を適切な場所に表示できるようにする。排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより通常時及び設計基準事故時を含めて連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。また、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより線量率を測定し、監視する。また、迅速な対応のために必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。	88、115	5-19、6-16	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
19-7	加工施設の第1種管理区域内からの排気は、排気口を通して環境に放出する。排気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、エアスニファ及びダストモニタを設けるとともに低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備える。気体廃棄物の廃棄設備によりろ過処理した排気に含まれる放射性物質を集塵してダストモニタにより連続的に測定し、異常の有無を監視する。	—	5-205	○	第75条で従来から規定済み。
19-8	加工施設の第1種管理区域内で発生した排水は、排水口を通して環境に放出する。排水中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、低バックグラウンドカウンタを備える。液体廃棄物の廃棄設備により処理した後に貯槽に溜めた排水を採取して低バックグラウンドカウンタにより測定し、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認して管理区域外に放出することにより、異常の有無を監視する。	—	5-205	○	第74条で従来から規定済み。
19-9	加工施設には、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設け、風向、風速等の気象状況を測定するための設備及び可搬式の測定設備を備える。設計基準事故時に迅速に対応できるように、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、設計基準事故時に加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。	22、88	5-19、5-205、6-31	○	第1次保安規定変更で、別表10（第52条関係）、別表11（第53条、第75条関係）、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
19-10	監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	22	5-205	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
19-11	万一異常放出があった場合及びその他の必要が生じた場合、敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を行う。	—	6-16	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。
非常用電源設備					
20-1	非常用電源設備は、停電後所定の時間内に電圧が確立する設計とする。また、安全機能の確保を確実にを行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。	23	5-207	○	第1次保安規定変更で、添付1（第30条の3関係）で規定済み。 第2次保安規定変更で、別表13を削除

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
					するとともに、新設する第 62 条の 6 に基づく保全計画において規定する事項とする。
20-2	長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により 7 日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。	—	5-207	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
20-3	ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える。	23、89	—	△	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。 非常用電源設備の接続については第 4 次保安規定変更で規定する予定。
20-4	加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する設計とする。	—	5-207	○	第 1 次保安規定変更で、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
通信連絡設備					
21-1	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、ガンマ線エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた所内通信連絡設備として、所内放送設備、固定電話機、所内携帯電話機（PHS）及び無線機を備える。また、所内放送設備は、緊急対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所を設置する。	23	5-210	○	第 1 次保安規定変更で、別表 21（第 85 条関係）、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
21-2	設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置する。所外通信連絡設備として、一般加入電話、携帯電話及び衛星携帯電話をそれぞれ複数社のものを備えるとともに IP 電話も備え、文書を送信するためのファクシミリ装置を備え、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。	23	5-210	○	第 1 次保安規定変更で、別表 21（第 85 条関係）、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
21-3	設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	23	5-210	○	第 1 次保安規定変更で、別表 21（第 85 条関係）、添付 1（第 30 条の 3 関係）で規定済み。
21-4	通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。	23	5-210	○	第 1 次保安規定変更で、添付 2（第 30 条の 4 関係）で規定済み。
21-5	所轄消防本部との専用通信回線を設ける。	—	5-210	○	第 1 次保安規定変更で、添付 2（第 30 条の 4 関係）で規定済み。
21-6	一般加入電話は、社内の専用ネットワークを介し、発災地域外の回線を利用して発信できる設計とする。	—	5-210	○	第 1 次保安規定変更で、添付 2（第 30 条の 4 関係）で規定済み。
重大事故等の拡大の防止等					
22-1	夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。 可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点と	127	7-21、7-25	○	第 1 次保安規定変更で、別表 21（第 85 条関係）、添付 2（第 30 条の 4 関係）で規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	なる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。				
22-2	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。	128	7-38	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-3	重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。	—	7-21	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-4	体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。このため、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられる体制も整備する。 夜間及び休日においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために、事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員は6名を確保することとする。	128	7-23、7-38	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-5	初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。 緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。 事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たる要員を、事業所の約2 km 圏内の近隣居住者から緊急時消火班として任命し、招集する。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。	—	7-18、7-21、7-23、7-30、	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-6	実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。 支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。 各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。 施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。工務係は施設設備の応急復旧等を実施する。除染係は放射性物質の汚染除去等を実施する。放管係は被ばく管理・汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。	128、129	7-38	○	第1次保安規定変更で、別図6、別表20（第84条関係）、添付2（第30条の4関係）で規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	情報1係は各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は事業所内の警備等を実施する。				
22-7	実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。	129	7-38	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-8	重大事故に至るおそれがある事故が発生したときは、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、初期消火活動等を実施する人員を確保する。	129	7-38	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-9	あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。	129	7-38	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-10	事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。	129	7-39	○	第1次保安規定変更で、別表21（第85条関係）、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-11	事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。	129	7-39	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-12	事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備すること、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。 また、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをおおきく定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。	129	7-39	○	第1次保安規定変更で、別表21（第85条関係）、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-13	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要となる手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。	129	7-39	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-14	事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視点検等で入手することを手順書で規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。	129	7-39	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-15	自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り者は自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。状況確認の結果、火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び	127	7-21、7-30	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	保安員への連絡を手分けして行い、当直者の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。				
22-16	火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難となった場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）は、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火を行うよう指示する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。	—	7-22、7-31	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-17	粉末消火器による消火が困難な場合は、事業所防災組織の本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、粉末混合機等の内部への浸水防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。 <判断基準> ・ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。 ・（地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。	127	7-21、7-22	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-18	消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。	127	7-21、7-22	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-19	これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、電源遮断、給排気運転停止、防火ダンパー閉止の対処を開始する。また、当直者（本部長到着後は本部長）は、粉末消火器による初期消火と並行して、初動対応要員に循環冷却水、上水の送水ポンプの手動停止又は供給弁手動閉止、可燃性ガス供給弁の手動による緊急閉止の操作に当たらせる。さらに、複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。	128	7-22	△	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。 防火ダンパー閉止については第4次保安規定変更で規定する予定。
22-20	加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。 なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。	128	7-21、7-31	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-21	状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。	128	7-31	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-22	消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止	128	7-39	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	する半面マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。				の4関係）で規定済み。
22-23	アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場（建物内部）にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境（火炎の高さ、煙の発生）と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて屋外へ退避することとする。また、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。	—	7-30、添7別ロ-7	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-24	火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ手順書において明確にする。	130	7-39	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-25	事故対処においては、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等に当たり、財産保護よりも安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。	125、130	7-18、7-40	○	第1次保安規定変更で、第25条、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-26	事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。	130	7-40	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-27	竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。	130	7-40	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-28	大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。	130	7-40	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-29	訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。	130	7-40	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-30	教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。	130	7-40	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-31	要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。また、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。	130	7-40	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-32	実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。	130	7-40	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-33	訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。	130	7-40	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-34	夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。	130	7-40	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-35	大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。また、所在地域の原子力事業者間の協力協定による要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられ	131	7-42	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	る体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。さらに、事故対処が長期化する場合における他のウラン加工事業者との協力協定による資機材の借用等の支援を受けられる体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。手順書には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は手順書間の相互関係等を明確にする。				
22-36	重大事故に至るおそれがある事故時の対策に加えて、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。 また、対策に必要な資機材の保管場所は、第2加工棟から離して分散して設置する。	131	7-42	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-37	屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同一とする。	131	7-42	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-38	大規模損壊が発生した場合の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的実施する。具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。また、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。	131	7-42	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-39	必要に応じて、所在地域の原子力事業所間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定等による社外組織への支援を要請し、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員及び資機材の借用その他必要な支援を受けて活動に当たる。	—	7-42	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-40	大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視点検により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。	131	7-42	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-41	放射線障害防護用器具のうち、汚染防護服及びフィルタ防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。	—	7-25	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-42	非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話（専用電話回線）、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線（消防専用回線）、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。	—	7-25	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-43	計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。	—	7-25	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-44	消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長	—	7-25、添7別 ロ-11	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	ホースを備える。第2加工棟の各火災区画には、消防法に定める消火能力の5倍以上の消火能力となるよう粉末消火器を設置する。				
22-45	その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。	—	7-25	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-46	資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。	129	7-39	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
22-47	非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	—	7-25	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-48	階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しない。	—	7-30、添7別ロ-7	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
22-49	当直者は、常駐する初動対応要員を電源遮断、給排気設備停止、防火ダンパー閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁閉止及び可燃性ガス供給弁閉止の操作に当たらせる。	128	7-22、7-30	△	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。防火ダンパー閉止については第4次保安規定変更で規定する予定。
22-50	事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。	—	7-25	○	第1次保安規定変更で、添付2（第30条の4関係）で規定済み。
その他					
23-1	ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安（核規）第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室（その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室）、第1部品加工室（同第1-1資材保管室）及び第1輸送容器保管室（同第1-4部品加工室）について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安（核規）第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。	別紙2	—	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
23-2	第2フィルム検査室の部屋名称を第2-2作業支援室に変更する。	別紙2	—	×	第4次保安規定変更で規定する予定。
23-3	熊取事業所の保安管理組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。 保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。	—	2-4、2-6、2-7	○	第15条の3、第16条、第17条、第21条、第23条、第24条、第28条で従来から規定済み。

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	<p>加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事したことがある十分な経験を有する者が、加工施設の設計及び工事の業務に従事する。</p> <p>加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事したことがある十分な経験を有する者が、加工施設の運転及び保守の業務に従事する。</p> <p>東海事業所との技術交流や国内研究機関への技術者の派遣を通して幅の広い業務を経験させること、熊取事業所で発生したトラブルに対応すること、及び東海事業所で発生したトラブルを含む国内外のトラブル情報を入手して熊取事業所への水平展開の必要性を技術的に検討することにより、設計及び工事並びに運転及び保守に関する経験の蓄積を継続的に実施している。</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守に携わる技術者に対して、担当する職務の遂行に必要な知識及び技術・技能の習得、維持及び向上を図るため、毎年度、関係法令及び保安規定、臨界、加工施設の構造、性能及び操作、放射線管理、核燃料物質の取扱い、非常の場合に採るべき措置、品質保証に関する教育や実地訓練を計画して実施する。これまでのウラン加工事業を通じて培われてきた技術的能力を継承するため、経験を有する技術者による教育や実地訓練を行うとともに、技術者が担当する職務の遂行に必要な力量を明確にし、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p>				
23-4	<p>当社の設計及び運転並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>当社は、文書化された品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、実施部門である熊取事業所の設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部、並びに監査部門である本社品質・安全管理室にて品質保証体制を構築する。</p> <p>社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、品質方針を策定し、原子力安全の重要性を組織内に周知する。この品質保証活動には、安全文化を醸成する活動を行う仕組みを含める。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを有効に運営するために、所長及び品質・安全管理室長を、その責任と権限を有する管理責任者に任命する。</p> <p>管理責任者は、社長を補佐し、品質保証計画書の制定に当たって、品質・安全管理室がこれを起案し、所長及び品質・安全管理室長が審査する。所長は、管理責任者として、品質マネジメントシステムを運営し、成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。</p> <p>設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部の各部長は、品質方針に基づき品質目標を作成し、所長はその内容が妥当であることを確認する。</p> <p>個々の業務における品質保証活動は、業務に対する要求事項を満足するように定めた品質目標に基づき、各部長が責任をもって実施し、必要な記録を残すことにより品質マネジメントシステムの効果的運用に努める。</p> <p>品質・安全管理室長は、管理責任者として、実施部門と独立した立場で内部監査を計画し、内部監査の詳細手順として、監査員の選定基準、監査の基準及び方法を定め、監査対象部門以外の監査員に年1回以上の内部監査を実施させ、監査の結果を社長へ報告する。また、品質・安全管理室長は、品質マネジメントシステムの維持及び改善</p>	—	2-6、2-7	○	<p>第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条で従来から規定済み。</p> <p>安全文化については、第2次保安規定変更で、第3条の2を削除するとともに、品質マネジメントシステムの中の関連条文において規定する。</p>

No.	加工事業変更許可申請書におけるソフト対策の記載内容	記載箇所（記載ページ）		保安規定への反映	
		本文	添付書類	対応状況	内容
	<p>に関する事項について、全社の指導及び調整を行う。</p> <p>社長は、品質保証活動の有効性を継続的に改善することに関する責任と権限を有し、品質保証活動に係る品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、マネジメントレビューとして、年1回以上マネジメントレビュー会議（保安委員会）を開催する。品質・安全管理室長はマネジメントレビュー会議（保安委員会）の事務局として、資料の取りまとめ、会議の進行、マネジメントレビュー結果の記録等を行う。マネジメントレビューでは、管理責任者は、品質目標の実施状況及び内部監査計画・結果他を報告し、社長は、それをレビューし、品質保証活動の有効性を継続的に改善する。</p> <p>当社の設計及び工事を適確に遂行するため、設計に関する要求事項を明確にし、設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部が必要な製品及び役務を調達する。また、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、調達に関する要求事項を明確に提示し、供給者に対する監査等により品質保証活動の実施状況の確認及び改善を図る。さらに、検査・試験等により調達製品等が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>また、運転及び保守を適確に遂行するため、運転管理、保守管理等において、関係法令の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、必要に応じて改善を行う。</p> <p>なお、不適合が発生した場合は、不適合の原因を明確にし、原因を除去する等の処置を行う。</p>				
23-5	<p>熊取事業所では、法に基づき社長が核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質等の取扱い業務に3年以上従事した者から核燃料取扱主任者及びその代行者を選任するとともに、核燃料物質等の取扱いに従事する者、及び施設の運転又は管理に従事する者への保安のために必要な指導・助言等、その職務が適切に遂行できるよう、設計及び工事並びに運転及び保守の業務から独立した立場として配置する。</p>	—	2-8	○	第1次保安規定変更で、第18条で規定済み。